東ティモール国 東ティモールの ASEAN 加盟支援に係る 情報収集・確認調査

ファイナルレポート

平成 25 年 2 月 (2013 年)

独立行政法人 国際協力機構(JICA)

株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツ 株式会社日本開発サービス

東大 JR 13-015

東ティモール国 東ティモールの ASEAN 加盟支援に係る 情報収集・確認調査

ファイナルレポート

平成 25 年 2 月 (2013 年)

独立行政法人 国際協力機構(JICA)

株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツ 株式会社日本開発サービス

目 次

第1章 調査の枠組み	1
1.1 調査業務の背景	1
1.2 調査の目的	1
1.3 調査の方法	2
第2章 「東ティ」国の経済の現状	3
2.1 GDP と GNI	3
2.2 人口	4
2.3 産業別生産額	5
2.4 農業生産額	7
2.5 輸出と輸入	8
2.6 私企業の活動	10
2.7 「東ティ」国の経済の現状と ASEAN との関連	12
2.7.1 貿易	12
2.7.2 投資	13
2.7.3 産業開発	13
2.7.4 食料、農林業	14
2.8 「東ティ」国の経済の現状のまとめ	14
第3章 ASEAN 経済共同体の枠組み	15
3.1 ASEAN 経済共同体に関する合意文書と「AEC 戦略的行動表」	15
3.1.1 ASEAN 経済共同体に関する合意文書	
3.1.2 「AEC 戦略的行動表」	16
3.2 ASEAN 経済共同体の目標達成状況	18
3.3 CLMV 各国の状況	21
3.3.1 「AEC 戦略的行動表」における CLMV 優遇策	21
3.3.2 IAI による格差是正策	22
3.3.3 第 4 回 IAI 開発協力フォーラム	
3.3.4 CLMV の状況から「東ティ」国に適応可能な事項	25
第4章 「東ティ」国の ASEAN 加盟に向けた準備状況	27
4.1 「東ティ」国の政府首脳の見解	27
4.2 「東ティ」国の加盟申請に対する ASEAN 側の対応	27
4.3 「東ティ」国と ASEAN メンバー国	27
4.3.1 大使館の設置状況	27
4.3.2 二国間協定	28
4.4 「東ティ」国の各省庁の取組状況	20

4.4.1	外務省 ASEAN 国内事務局	29
4.4.2	フォーカルポイント	30
4.4.3	財務省	33
4.4.4	農業・漁業省	34
4.4.5	商業・産業・環境省	36
4.4.6	法務省	36
4.4.7	観光貿易・観光産業省	37
4.4.8	私企業支援・促進庁	38
4.4.9	専門教育・雇用政策庁	39
4.4.10	各省庁の取組状況のまとめ	40
4.5 主	要4分野に関する準備状況	41
4.5.1	貿易	41
4.5.2	投資	41
4.5.3	産業開発	42
4.5.4	食料・農林業	43
4.6 準備	備状況のまとめ	43
第5章	「東ティ」国の ASEAN 加盟に係る経済的インパクト	45
5.1 J	東ティ」国の省庁が予測する経済的インパクト	45
5.1.1	外務省 ASEAN 国内事務局	47
5.1.2	財務省	47
5.1.3	農業・漁業省	48
5.1.4	商業・産業・環境省	49
5.1.5	私企業支援・促進庁	49
5.1.6	観光貿易・観光産業省	49
5.2 主要	要4部門の経済的インパクト	50
5.2.1	貿易	54
5.2.2	投資	57
5.2.3	産業開発	59
5.2.4	食料・農林業	62
5.3 経済	斉的インパクトのまとめ	64
第6章	「東ティ国」の ASEAN 加盟に向けた課題	66
6.1 総打	舌	66
6.2 AS	EAN 経済共同体の条約、合意文書、その他	68
6.3 AE	C ブループリントと「AEC 戦略的行動表」	70
6.3.1	AEC ブループリント第 1 の柱: ASEAN を単一の市場と生産拠点にする	71
6.3.2	AEC ブループリント第 2 の柱: ASEAN を競争力のある経済地域にする	72

6.3.3 AEC ブループリント第 3 の柱: ASEAN 内で公平な経済発展を図る	73
6.4 ASEAN メンバーとしての活動の準備	74
6.4.1 人材	74
6.4.2 会議の主催	75
第7章 調査団の提言	76
7.1 提言	76
7.2 ASEAN 加盟に向けた課題	78
7.2.1 ASEAN の条約や合意文書の批准	78
7.2.2 ASEAN の進める標準化の新規導入	78
7.2.3 ASEAN の実施するプログラムとの整合性の確認	79
7.2.4 ASEAN の新規開発プログラムへの参加	81
7.2.5 ASEAN への加盟を促進する活動	82
7.3 我が国が協力する妥当性の高い事項	86
添付資料	
1. ASEAN の主要条約、合意文書、その他	A1
2. 「AEC 戦略的行動表(Strategic Schedule for AEC)」	A2
3.「東ティ」国の新政府の組織図	A3
4.「東ティ」国の ASEAN 国内事務局の組織図	A4
5. フォーカルポイントのリスト	A5
6. 実施したセミナーの概要	A6

図表リスト

表リ	スト		
	表 1-1	調査を実施した「東ティ」国の省庁、関連機関	2
	表 2-1	2010年の GDP と GNI	3
	表 2-2	GDP の前年比伸び率(インフレ調整後)	3
	表 2-3	人口分布	∠
	表 2-4	就労先別の労働人口(年齢 15 歳以上)	4
	表 2-5	産業別生産額	e
	表 2-6	産業別生産額の指数票	6
	表 2-7	付加価値額(インフレ調整後)	
	表 2-8	付加価値額(インフレ調整後)の推移表	7
	表 2-9	石油類を除く輸出額(インフレ調整後)	8
	表 2-10	輸入額(インフレ調整後)	9
	表 2-11	2010年 私企業の従業員数	10
	表 2-12	2010年の私企業における主要産業の従業員数	1
	表 2-13	2010 年の私企業の従業員の勤務地	1
	表 2-14	2010 年の私企業の平均賃金	1
	表 2-15	ASEAN 主要国の年間平均賃金(製造業・作業員)	12
	表 3-1	重要な合意文書	15
	表 3-2	主要 4 分野の合意事項	16
	表 3-3	「AEC 戦略的行動表」の行動目標集計表	17
	表 3-4	4 つの柱の目標達成状況(評価期間:2008年1月-2011年12月)	19
	表 3-5	CLMV 向け優遇策	2
	表 3-6	CLMV 向け優遇策: 具体例	2
	表 3-7	「AEC 戦略的行動表」: ASEAN 統合促進の行動目標	22
	表 3-8	「IAI Work Plan 2」格差是正の目標	22
	表 3-9	IAI の活動分野と行動目標数	23
	表 3-10	IAI 行動目標の概要	23
	表 3-11	ASEAN6-CLMV 間の格差是正:2000-2011 年の進捗	24
	表 3-12	カンボジアの戦略的発展計画の投資額	25
	表 4-1	二国間協定締結数	28
	表 4-2	「東ティ」国 ASEAN 国内事務局の幹部	29
	表 4-3	ジャカルタ出張調査の「東ティ」国政府の代表者	3
	表 4-4	ライセンスを取得した投資家の国籍	39
	表 4-5	韓国における就労者数(2012年1月までの累計数)	40

表 5-2	4分野の中項目5	51
表 5-3	「東ティ」国の ASEAN 加盟に伴う経済的インパクト5	52
表 6-1	ASEAN 加盟に向けた対応すべき事項(経済分野に限る)6	57
表 6-2	「AEC 戦略的行動表」の中項目7	71
図リスト		
図 7-1	ASEAN 加盟に向けた課題と対応策の実施スケジュール7	77

「東ティ」国政府の組織

日本語表記	英語名称
農業・漁業省	Ministry of Agriculture and Fishery
商業・産業・環境省	Ministry of Commerce, Industry and Environment
教育省	Ministry of Education
財務省	Ministry of Finance
外務省	Ministry of Foreing Affairs and Cooperation
法務省	Ministry of Justice
観光貿易・観光産業省	Ministry of Tourism Trade and Industry
専門教育・雇用政策庁	Secretary of State for Professional Training and
(副首相の直轄である)	Employment
私企業支援・促進庁	Secretary of State for Support and Promotion of the
(大臣審議会が管轄する)	Private Sector
ASEAN 担当長官	Secretary of State for ASEAN Affairs
(外務省の役職である)	
ASEAN 国内事務局	ASEAN National Secretariat
(外務省の一部門である)	
商業作物・農業関連産業局	National Directorate of Industrial Crops and
(農業・漁業省の一部門であ	Agribusiness
る)	
フォーカルポイント	Focal Point
(各省が省内で指名する	
ASEAN 担当者である)	

備考

「Secretary of State」は、個人を指す場合と組織を指す場合がある。次の3種の「Secretary of State」が存在する。

- 1. 副首相が直轄する 3 つの「Secretary of State」である。「専門教育・雇用政策庁」はその一つで ある
- 2. 大臣審議会が管轄する5つの「Secretary of State」である。「私企業支援・促進庁」はその一つである。
- 3. 各省の首脳で、通常は「Minister」、「Vice Minister」、「Secretary of State」の序列で省内のナンバー3になる。

1及び2の詳細は添付資料3「「東ティ」国の新政府の組織図」の通りである。個々の「Secretary of State」は、独立した行政組織を持ち、省と類似の機能を持つ。トップは「国務長官」、組織は「庁」と表記する。一方、3に分類される「Secretary of State」は、それぞれの省の役職であり、「(担当)

長官」と表記する。外務省の「Secretary of State for ASEAN Affairs」は、「ASEAN 担当長官」であり、従来の ASEAN を担当する局長の上位に新設された役職である。

略語表

略語	英文名	日本語名
ASEAN	Association of Southeast	東南アジア諸国連合
	Asian Nations	
ASEAN 共同体	ASEAN Communities	東南アジア諸国連合共同
		体
ASEAN 経済共同体	ASEAN Economic	東南アジア諸国連合経済
(もしくは、AEC)	Community	共同体
ACC	ASEAN Coordinating Council	
ASEAN6 (注 1)	ASEAN6	現加盟6カ国
CLMV (注 2)	CLMV	CLMV 諸国
ASEAN 対話国 (注 3)	Dialogue Partners	ASEAN 対話国
IAI (注 4)	Initiative for ASEAN	ASEAN 統合イニシアチブ
	Integration	
IAI Work Plan2 (注 5)		
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行

- (注1): インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、ブルネイの6カ国を指す。
- (注2): カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの4カ国を指す。
- (注3):日本、韓国、中国、オーストラリア、ニュージーランド、EU, インド、ロシア、アメリカ、カナ ダが対話国として認定されている。ASEAN と恒常的な協力関係を有する国である。
- (注 4): ASEAN6 と CLMV との間にみられる開発ギャップを是正し、ASEAN 地域の競争力を高める協力枠組みである。
- (注 5): 2009 年から 2015 年の時間枠で IAI が実施する、開発ギャップを是正するための協力枠組みである。

第1章 調査の枠組み

1.1 調査業務の背景

東ティモール国(以下、「東ティ」国)は、2002 年の独立以降、東南アジア諸国連合(以下、「ASEAN」)加盟を目標として国家的な取り組みを行っている。2009 年 1 月には、「東ティ」国外務省内に ASEAN 国内事務局を立ち上げ、ASEAN加盟に向けた体制構築を進め、2011 年 3 月には ASEAN 加盟への申請を行った。この申請を受けて、2011 年 11 月、第 19 回 ASEAN サミットにて「東ティ」国の ASEAN 加盟に関する体制が討議され、ASEAN Coordinating Council(ACC)のもとに同申請を検討するワーキンググループが設置されることとなった。一方で、「東ティ」国の ASEAN 加盟には、国内関連法の整備はもとより、年間 700 回 1と言われる ASEAN 関係の会議へ対応する人材を育成しなければならないなど、課題が山積している。

このような状況の下、「東ティ」国政府からの要請を受けて、JICA は 2010 年 10 月~12 月及び 2011 年 6 月~8 月の間、通商貿易アドバイザーを派遣して、通商・貿易分野における現状・課題の調査・分析をおこない、ASEAN 加盟のためのロードマップの策定を支援した。また、2011 年 10 月 24 日~30 日まで、ASEAN 国内事務局メンバーからなるスタディ・チームをジャカルタに派遣して、ASEAN 関連機関の活動に係る基本情報を収集した。さらに、2012 年 2 月 20~24 日の間、貿易制度、通商業政策、経済政策に関する研修コースへの参加を目的に、ASEAN 国内事務局及び関係省庁から 13 名をシンガポールに派遣した。我が国は、「東ティ」国の ASEAN 加盟を支持すると表明しているところ、これまでの協力に引き続き、今後も「東ティ」国の ASEAN 加盟に貢献するような協力を行っていく予定である。JICA は、①政治・安全保障、②経済、③社会・文化の3つの ASEAN 共同体(ASEAN Communities) のうち、特に②経済共同体(Economic Community)の「貿易」「投資」「産業開発」「食料・農林業」に関連する協力を今後実施していくことを検討している。

1.2 調査の目的

本調査は、ASEAN 経済共同体の「貿易」「投資」「産業開発」「食料・農林業」の4分野について、合意文書と活動内容に関する情報を収集・整理した上で、「東ティ」国が ASEAN に加盟した場合の経済的インパクトを分析するとともに、対応しなければならない事項をリストアップし、「東ティ」国政府の能力強化に向けた我が国による今後の協力を検討するための情報を収集・確認することを目的に実施するものである。

¹ ASEAN の会議は、2012 年に 1,000 回弱まで増加している。さらに、増加傾向にあり 2013 年は 1、000 回 を超えると見込まれる。

1.3 調査の方法

本調査は、日本における資料、データ収集と現地における調査で構成した。現地における調査は、「東ティ」国の省庁と政府関連機関の ASEAN 担当者を対象にした聞き取り調査並びに経済的インパクトの分析作業を通して、ASEAN 加盟に向けて「東ティ」国の対応が求められる事項を明らかにした。また、現地調査期間中に、「東ティ」国の政府代表者 4名を伴いインドネシアのジャカルタに出張し、インドネシア外務省並びに ASEAN 事務局から、「東ティ」国が ASEAN 加盟に向けて直面する課題を聴取した。「東ティ」国において調査を実施した「東ティ」国政府の省庁及び関連機関は、表 1-1 のとおりである。

表 1-1 調査を実施した「東ティ」国の省庁、関連機関

外務省
農業・漁業省
商業作物・農業関連産業局(農業・漁業省の局)
財務省
ミクロ経済担当
マクロ経済担当
税関
商業・産業・環境省
専門教育・雇用政策庁
私企業支援・促進庁
法務省
観光貿易・観光産業省
教育省
National Commercial Bank

また、ADB(アジア開発銀行)は本調査の対象ではないが、現地事務所より本調査に関連する事項、特に「東ティ」国が ASEAN 加盟に向けて対応すべき課題に関連した情報を入手した。

第2章 「東ティ」国の経済の現状

2.1 GDP & GNI

2010年の GDP と GNI を表 2-1、また、GDP の 2006年から 2010年までの伸び率を表 2-2 示した。

石油部門が GDP の 79%、GNI の 67%のシェアーを占めており、石油資源に依存した経済である。したがって、2009 年、2010 年と連続した石油部門の鈍化が、GDP の前年比マイナス成長に直結している。「東ティ」国の政府は新しい油田を開発中と説明するが、実際に生産を開始するまで不安はぬぐえない。

非石油部門は、GDPの前年比伸び率に見るとおり順調である。2007年以降は二桁の伸び率を維持し、2010年は10%を切ったが9.5%の成長と堅調な伸びを示している。しかし、産業別生産額や輸入額(2.3以下の節参照)に見られるように、政府支出の役割が非常に大きい。石油部門の収入を背景とした政府支出が、非石油部門の拡大に寄与している点を考慮すべきである。

表 2-1 2010 年の GDP と GNI

項目	石油部門		非石油部門		合計	
グロー	百万米ドル	%	百万米ドル	%	百万米ドル	%
GDP	3,255	79	875	21	4,130	100
GNI	2,110	67	1,057	33	3,167	100

出典: Timor-Leste's National Accounts 2004-2010

表 2-2 GDP の前年比伸び率 (インフレ調整後)

(単位:%)

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
石油部門	78.9	▲ 2.8	11.6	▲ 10.7	▲ 4.1
非石油部門	▲ 3.2	11.6	14.6	12.8	9.5
合計	60.3	▲ 0.8	12.1	▲ 7.0	▲ 1.5

出典: Timor-Leste's National Accounts 2004-2010

2.2 人口

2010年に実施した国政調査の結果は、次のとおりである。

· 総人口 : 1,066,582 人

・ 首都ディリ地区の人口 : 234,331 人(総人口の 22%)・ 首都ディリ市内の人口 : 193,563 人(総人口の 18%)

地方(Rural Area)居住人口:70.4%(約75万人)

国内の交通インフラの整備を進めているが、道路と海上輸送の双方とも改善すべき点が 多々残されている。したがって、複数の政府関係者の説明によれば、地方居住者のかなり の部分は都市部との連携が弱く自給自足に近い生活を継続している。

また、年齢別の人口分布は表 2-3 の通りであり、若年層の比率が高い国である。学校制度は、日本と同様に 6-3-3 の修学年数であり、14 歳以下は学生及び就学年齢以下である。また、15~19 歳も学生(高校生)を含んでいる。したがって、人口の半数以上が生産力を持たない層に区分される。

労働人口の内訳を表 2-4 に示した。15 歳以上の就労可能者を対象とした集計である。就 労先は、農業・漁業が 76.2%と圧倒的に大きいシェアーを持っている。また、政府、国連、非営利団体の就労者は、合計で 8.7%のシェアーを持ち私企業を大きく上回っている。私企業の発展が遅れていることが、この表からも確認できる。失業者は、1.7%と極めて低率であるが、農業・漁業部門が過剰労働力を吸収し、失業者の顕在化を避けている可能性が高い

総人口が少なく、労働者と消費者が少ない状況であり、製造業の起業には厳しい環境といえる。

表 2-3 人口分布

(単位:人)

年齢	人口	比率(%)
0~5 歳	325,052	30.5
6~14 歳	221,265	20.8
15~19 歳	94,283	8.8
20~39 歳	241,608	22.6
40~59 歳	131,841	12.4
60 歳以上	52,533	4.9
合計	1,066,582	100.0

出典:2010年国勢調査

表 2-4 就労先別の労働人口(年齢 15歳以上)

(単位:人)

就労先	就労者	比率 (%)
政府	17,412	5.5
国連(注)	3,121	1.0
非営利団体	6,509	2.1
私企業	9,832	3.1
自営業	32,675	10.4
農業・漁業	239,455	76.2
失業者	5,418	1.7
合計	314,422	100.0

出典:2010年国勢調査

(注) 国際連合が実施していた「国際連合東ティモール統合ミッション」は任務を終了し、2012 年 12 月 末で撤退している。

2.3 産業別生産額

産業別生産額を表 2-5、産業別生産額の指数表を表 2-6 に示した。

石油・ガス部門は、過去 5 年間は高い生産額を維持している。ただし、2009 年、2010 年と連続して前年比マイナスを記録しており、下降傾向の継続が懸念される。農業部門は、国家開発の柱と位置付けられているが、生産額の伸び率は低く低迷している。また、製造業は、2006 年以降は常に前年実績を上回る伸びを示しているが、絶対額は農業部門の 1/5 程度である。

際立った伸びを見せるのが、建設業、卸・小売業、並びに IT 関連である。建設業の伸びは、政府の資金提供による各種プロジェクト、特にインフラ整備事業の貢献が大きいとみられる。また、私企業支援・促進庁によれば、6 か所の大型プロジェクトが計画されており、2030 年の完成を目指している。大型プロジェクトが計画通りに進めば、建設業は飛躍的に伸びると予想される。しかし、長期計画であり、実施時期の予想は難しいのが実情である。大幅な伸びを見せる産業のひとつである IT 関連は、実績が加速度的に伸びており今後も高い伸び率を維持すると見込まれる。

公共事業を見ると、生産額が 5 年間で倍増している。石油部門の収入を利用した政府支 出が経済発展に貢献している面がここにも表れている。

表 2-5 産業別生産額

(単位:百万米ドル)

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
農業	216.4	211.4	226.5	243.7	241.4
石油・ガス	3,914.9	3,914.6	4,319.6	4,153.5	3,842.5
製造業	33.4	39.9	48.9	50.8	55.1
建設	76.1	88.2	111.3	131.1	1,477.7
卸・小売	146.9	182.5	242.7	273.9	327.8
IT 関連	23.2	31.4	38.4	59.1	86.4
金融	18.7	23.4	28.2	31.0	34.2
不動産	76.3	88.9	98.6	101.6	110.1
専門業	11.7	16.5	20.5	23.1	24.1
公共	484.3	685.2	852.6	959.0	1,002.3
合計	5,001.9	5,282.0	5,987.3	6,026.8	7,201.6

出典: Timor-Leste's National Accounts 2004-2010

表 2-6 産業別生産額の指数票

(単位:2006年=100)

				, , ,	
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
農業	100	98	105	113	112
石油・ガス	100	100	110	106	98
製造業	100	119	146	152	165
建設	100	116	146	172	1942
卸・小売	100	124	165	186	223
IT 関連	100	135	166	255	372
金融	100	125	151	166	183
不動産	100	117	129	133	144
専門業	100	141	175	197	206
公共	100	141	176	198	207
合計	100	106	120	120	144

出典:表2-5より作成

2.4 農業生産額

農業部門の付加価値額を表 2-7、付加価値額の推移表を表 2-8 に示した。

2010年は、農業部門の全般で生産減がみられるが、異常降雨(降水量過多)が原因である。農業部門の中で、米は主食と位置付けられており付加価値額は増加傾向にあるが、絶対額は依然としてメイズや野菜を下回っている。米に対する国内需要が高く、国内生産のみでは需要を満たすことができない。米の輸入量は多く、輸入額は国内の付加価値額に匹敵する金額に達している。政府は米の生産拡大を奨励し、肥料と農薬が投入されているが生産量の伸びは低率である。米を除く主要な農産品の中で、果実、野菜、畜産は長期にわたって横ばいの状況が続いている。

農業・漁業省によれば、農耕地が傾斜地に多く、生産技術の改善が遅れているのが生産額の伸びを押さえている主因である。国内の貨物輸送網が脆弱であり、山間地の農業地帯は商品作物を栽培する誘因が乏しく、自給自足に近い状態が続いているといわれる。農業部門は、農業・漁業省が進める生産技術の改善と農耕地の拡大、さらに、輸送インフラの整備により、生産額を増加する余地が大きいとみられる。

表 2-7 付加価値額 (インフレ調整後)

(単位:百万米ドル)

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
米	10.9	11.9	15.8	23.0	17.2
メイズ	27.0	16.2	22.7	30.6	23.6
果実	12.0	11.5	11.8	12.1	12.3
野菜	38.4	39.5	40.4	41.5	42.5
畜産	26.7	27.0	27.3	27.7	27.9

出典: Timor-Leste's National Accounts 2004-2010

表 2-8 付加価値額 (インフレ調整後) の推移表

(2006 年=100))

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
米	100	106	145	211	158
メイズ	100	60	84	113	87
果実	100	96	98	101	103
野菜	100	103	105	108	111
畜産	100	101	102	104	104

出典:表2-7より作成

2.5 輸出と輸入

輸出は、石油類を除く輸出額を表 2-9 に示した。輸出額の 95%前後をコーヒー豆が占めており、典型的なモノカルチャーの輸出構造である。また、コーヒー豆の納品先は、世界的にコーヒー店をチェーン展開するアメリカ企業が大手の需要家になっており、納品先でも一極集中の傾向がみられる。「東ティ」国のコーヒー豆は、有機栽培を差別化の手段としており、主としてコーヒー生産組合を通して集荷・輸出される。農業・漁業省は、新しい種木の導入によりコーヒー豆の生産性の向上と生産量の拡大を図っている。また、コーヒー豆以外の農産品の輸出を想定し、生産性の向上と品質の改善を進めている。具体的にはカカオとカシューナッツが対象品目である。

表 2-9 石油類を除く輸出額(インフレ調整後)

(単位:百万米ドル)

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
物品の輸出	12.9	13.3	18.6	14.6	28.0
内コーヒー	12.5	12.5	17.9	14.0	27.1
コーヒー比率	97%	94%	96%	96%	97%
サービスの輸出	37.4	51.1	60.4	68.6	69.5
内 政府	26.0	34.4	33.5	40.5	37.2
旅行	7.9	13.0	21.1	22.6	25.6
輸送	0.3	0.3	0.4	0.5	0.8
物品、サービスの合計	50.3	64.4	79.0	83.2	97.5

出典: Timor-Leste's National Accounts 2004-2010

輸入は、内訳を表 2-10 に示した。「東ティ」国は、石油・天然ガスの生産国だが国内に製油施設を持たないので、ガソリンや軽油などの石油類は輸入に頼っている。非石油類の中では、燃料用の石炭と食料品が主たる項目である。また、「国際連合東ティモール統合ミッション」等の非住者による輸入が大きな項目になっている。輸入の内訳表は、国際的な品目分類コード(HS コード)に従って商品を分類・集計するので集計数値が分散し、「その他」に残る金額が大きくなっている。

サービスの輸入は、「政府」の金額が大きい。「政府」以外では、建設業が 2009 年から急激に輸入額を伸ばしている。「東ティ」国政府が実施する各種プロジェクトに、外国の建設業者を起用した結果である。また、国際輸送においては、旅客(旅行)の輸入が継続的に伸びている。旅客(旅行)は、輸出も増加傾向を示しており、「東ティ」国の住民の外国訪問並びに外国人の来訪が増加していることを示している。物品の輸送をみると、輸入が輸

出を大きく上回り、「東ティ」国の輸送産業の発展が遅れていること、また、物品の輸入と 輸出のボリューム差を反映している。

表 2-10 輸入額 (インフレ調整後)

(単位:百万米ドル)

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
物品の輸入					
石油類	410.8	609.2	519.0	758.9	587.2
非石油類	195.8	195.1	263.7	345.8	317.7
合計	606.6	704.3	782.8	1104.7	904.8
<非石油類の内訳>					
穀類、野菜	23.6	21.1	21.7	34.6	18.6
(内、米)	17.5	14.0	18.7	31.0	13.9
食品	12.7	12.1	17.3	19.4	25.1
石炭(燃料)	52.9	35.9	50.1	39.7	33.2
機械・電気製品	13.9	13.7	27.3	40.2	36.6
輸送機器	8.9	13.3	33.0	54.4	53.1
国際支援部隊等の輸入	24.4	61.8	50.4	64.6	51.8
その他	41.9	23.2	45.2	61.9	85.4
サービスの輸入					
輸送	18.3	21.8	27.8	40.1	30.5
旅行	20.2	24.3	27.7	35.5	42.5
建設	19.7	25.7	63.5	255.9	321.9
政府	281.2	466.3	525.1	525.5	562.1
その他	39.3	40.0	83.3	109.5	101.7
合計	378.7	578.1	727.4	966.5	1058.7
物品、サービスの合計(非石油類)	574.5	773.2	991.1	1312.3	1376.4

出典:Timor-Leste's National Accounts 2004-2010

備考

「国際支援部隊」:「国際連合東ティモール統合ミッション」等の国際的な支援団体による輸入である。 なお、「国際連合東ティモール統合ミッション」は任務を終了し 2012 年 12 月末に撤 退している。

2.6 私企業の活動

私企業の活動に関連するデータを、表 2-11 から表 2-15 にまとめた。「東ティ」国の工業化は、極めて初期の段階である。全人口が 107 万人 (2010 年)の国家であり、7 割が農業地帯の村落に居住している。また、非常に人口構成の若い国で、半数が学生と未就学児童である。さらに、国内の労働供給力は小さく、消費量も少ない。したがって、製造業を起業するには不向きな環境であり、工業化を進めるには多くの障害を越えなければならない。2010 年の私企業の従業員数は 46,700 人であり、製造業に従事するのは 3,400 人と 7%を占めるにすぎない (表 2-12)。

国内マーケットは、ディリの一極集中が顕著であり、私企業もディリに集まり、全従業員の82%がディリに勤務している。私企業のディリへの一極集中に伴い、ディリと地方の間の賃金格差が発生し、ディリの平均賃金2,100米ドル/年に対し地方勤務は900米ドル/年に留まっており、ディリの43%の水準である。

ASEAN 域内における平均賃金と比較するために、ASEAN 諸国の「製造業・作業員」の平均賃金を表 2-15 に示した。「東ティ」国の製造業の平均賃金は 1,700 米ドル/年であり、ベトナム、ミャンマー、カンボジアの「基本月額×12」を上回る水準である。しかし、「東ティ」国は、工業化の発展初期であり、「製造業」の内容がベトナムやカンボジアと異なる可能性が高いといえる。ベトナムは工業化が進んでおり、自動車産業を始めとする近代的製造業がみられる。また、カンボジアは、縫製業の誘致が盛んである。ベトナムやカンボジアは、大規模工場の流れ作業に従事する単純作業員が多いとみられる。一方、「東ティ」国においては、大規模工場が皆無であり、作業員の大半は熟練労働者である。「東ティ」国の製造業の平均賃金は、熟練労働者を対象としているので、工業化の進展に伴い単純労働者が増加すれば、平均賃金が下がる可能性を秘めているといえる。しかし、国内の労働供給力が小さいので、ミャンマーやカンボジアと競合する給与水準に下げるのは困難と判断される。

表 2-11 2010 年 私企業の従業員数

(単位:人)

	男性	女性	合計
総従業員数	32,700	14,000	46,700

出典: Business Activity Survey of Timor-Leste 2010

以下の「備考」と「出典」は表 2-11~2-14 に適用する。

備考 ・私企業を対象とする。

- ・農業、個人営業タクシー、トラック運送、小規模家内製造業(内職)を除く。
- ・コーヒーの生産組合を含む。

表 2-12 2010 年の私企業における主要産業の従業員数

(単位:人)

業種	従業員数	比率(%)	平均賃金(米ドル/年)
製造業	3,400	7	1,700
建設業	6,400	14	1,400
卸・小売	12,100	26	1,700
宿泊・食堂	5,700	12	1,400
その他	19,100	41	2,300
合計	46,700	100	1,900

備考:

- a)「製造業」の明細は発表されていない。統計の集計基準並びに現地調査から、次の製造業が含まれると考えられる。
 - 製パン業
- ・ 印刷業 (簡易なもの)
- ・ 家具の製造(簡易のもの)
- ・ 木製建材の製造(簡易なもの)
- ・ コンクリートブロック (建物の壁、塀用) 製造 (簡易なもの)
- 看板製作業
- b)「その他」の内容は不明である。統計の分類基準並びにディリ市内における経済活動から、次の職種が含まれると推定される。
- 不動産業
- 医者、教師、測量技師などの専門家
- ・ 通関業、旅行代理店などのサービス業
- 自動車やオートバイなどの修理業

表 2-13 2010 年の私企業の従業員の勤務地

(単位:人)

	ディリ勤務	地方勤務	合計
勤務地別従業員数	38,500	8,200	46,700

表 2-14 2010 年の私企業の平均賃金

(単位:米ドル/年)

	ディリ勤務	地方勤務
平均賃金	2,100	900

表 2-15 ASEAN 主要国の年間平均賃金(製造業・作業員)

(単位:米ドル)

国名	基本月額×12	年間会社実負担額
シンガポール	14,460	20,852
インドネシア (ジャカルタ)	1,812	3,454
マレーシア (クアラルンプール)	4,128	4,197
タイ (バンコック)	3,432	4,449
フィリッピン(マニラ)	3,900	3,606
ベトナム (ホーチミン)	1,560	1,903
ミャンマー (ヤンゴン)	816	547
カンボジア (プノンペン)	984	
参考 中国 (上海)	5,268	_
名古屋	45,648	_

出典:ジェトロ (2009年調査)

備考:基本月額は、会社負担の社会保険料を含まない。ミャンマーは、現地の実勢レートで米ドルに換算 している。

2.7 「東ティ」国の経済の現状と ASEAN との関連

「東ティ」国の経済の現状と ASEAN との関連を、主要 4 分野(貿易、投資、産業開発、食料・農林業)に纏めた。

2.7.1 貿易

物品の輸出は、コーヒー豆に限定される(表 2-9)。ASEAN メンバーでは、ベトナムとインドネシアがコーヒーの生産大国である。「東ティ」国の生産量は少なく、ASEAN に加わった場合に ASEAN 全体の生産量を押し上げ、世界的な生産シェアーを増加する効果は持たない。しかし、ASEAN 産コーヒーのバラエティー増加に貢献する。

石油部門の生産品(表 2-1、2-2、2-4)は、すべてオーストラリア経由で輸出している。 ASEAN メンバー間では、国境を越えた天然ガスのパイプライン供給を進めているので、「東ティ」国がパイプライン供給のプロジェクトに参加する可能性は残る。しかし、地理的な位置関係から、パイプラインプロジェクトに参加するのは経済的、技術的に難しいと思われる。

国内の製造業が発展初期の段階であり、ほとんどすべての工業産品を輸入に頼っている。 「東ティ」国が ASEAN に加盟しても、加盟を機会に ASEAN 諸国からの輸入が急増するこ とはない。「東ティ」国の経済発展に伴い、ASEAN 諸国からの輸入が次第に増加すると予想される。

2.7.2 投資

製造業の生産額は、過去5年間で21.7百万米ドルの増加(2006年の33.4百万米ドルから2010年の55.1百万米ドル)に止まり、大きな伸びが見られない。絶対額が小さいので増加比率は大きくなるが、2010年の生産額は、農業部門(241.4百万米ドル)の23%にすぎない。また、私企業の製造業に勤務する従業者は、2010年で3,400人と少数にとどまっている。製造業の発展段階は極めて初期であり、ASEANが目指す一つの生産地域を構成する分業体制の進化に向けた協業は困難である。したがって、ASEAN加盟を機会に、「東ティ」国がASEANメンバー国並びに諸外国からの投資を製造業に呼び込むのは期待できない。政府は、製造業の発展を促進するために各種の投資優遇策を実施しているが、効果を得るのに時間を要すると見込まれる。したがって、「東ティ」国は、自国を起点にASEAN域内の投資を促進する、もしくは、域外からの投資を誘致する形でASEAN全体の投資拡大に貢献する道が求められる。

2.7.3 産業開発

「東ティ」国は、工業化の初期段階であり製造業の開発余地は大きい。また、農業分野においても開発の余地が残る。特に、果実、野菜、畜産の付加価値額は過去 5 年間横ばいの状態が続いており開発余地が大きいといえる。

・ 果実 2006年:105百万米ドル - 2010年:108百万米ドル
 ・ 野菜 2006年:105百万米ドル - 2010年:116百万米ドル
 ・ 畜産 2006年:102百万米ドル - 2010年:107百万米ドル

ASEAN 加盟を機会に ASEAN メンバー国から新たな生産技術や経営ノウハウが流入し、国内産業の活性化に寄与することが期待できる。また、ASEAN 加盟により国としての認知度と安定度が高まり、ASEAN メンバー国、さらに、メンバー国以外の国からの企業進出が増加し、国内産業の発展を加速させることが想定できる。産業開発は、農産品と農産品の加工からスタートし、徐々に工業製品に拡大すると予想される。また、産業開発を担う人材に関しては、「東ティ」国は大きな潜在力を保有している。「東ティ」国は、国内の就労機会が少ないこともあり、多数の国民がオーストラリアや欧州に居住している。国内産業が発展し雇用機会が増大すれば、優秀な人材を国内に確保し産業開発を一層加速させる好循環が生まれる。

2.7.4 食料、農林業

「東ティ」国の水産業と林業は、規模が小さいので第 1 次産業の発展は農業に期待が集中する。食料、特に米の自給率向上が遅れており、「東ティ」国は国内の生産金額(付加価値額)にほぼ匹敵する金額の米を ASEAN メンバー国より輸入している。

・ 米の国内付加価値額 2009 年:23.0 百万米ドル - 2010 年:17.2 百万米ドル

・ 米の輸入額 2009 年: 31.0 百万米ドル - 2010 年: 13.9 百万米ドル

「東ティ」国政府は、米の自給率の改善に向けた各種計画を推進している。また、農業分野は、従来からオーストラリアの基準に基づく農産品の安全・品質管理が進められている。農業・漁業省は、「東ティ」国の安全・品質基準は世界レベルであり ASEAN 諸国への輸出も可能であると自負するが、ASEAN 標準とのすり合わせが必要である。

2.8 「東ティ」国の経済の現状のまとめ

「東ティ」国の経済は急成長を続けている。非石油部門は、年率 10%前後の高い成長を維持しているが、政府主導の経済成長といえる。「東ティ」国政府は、石油資源による収入を活用してインフラの整備を急速に進めている。道路を中心とする交通インフラ並びに通信インフラへの投資であり、この投資が非石油部門の成長をリードする原動力になっている。

民間部門は、政府支出の恩恵を受ける建設業や IT 関連業が大きな伸びを示している。その一方で、経済の中心と期待される農業部門の成長率は低く、また、製造業は発展の極めて初期の段階にとどまっている。「東ティ」国政府は、このような経済実態を十分に認識しており、農業部門の生産性向上や製造業を中心とする中小企業の育成に注力している。現時点では、政府の育成策の成果を確認できないが、次第に効果が表れると期待できる。

政府主導の経済成長から、民間部門が主導する経済成長への転換が課題である。民間部門は、先導する特定の産業や業種が存在しないのが現状であり、幅広い産業や業種の同時成長が求められる。「東ティ」国の ASEAN 加盟は、民間部門に刺激を与え、成長を促すと見込まれる。

第3章 ASEAN 経済共同体の枠組み

3.1 ASEAN 経済共同体に関する合意文書と「AEC 戦略的行動表」

3.1.1 ASEAN 経済共同体に関する合意文書

ASEAN 経済共同体に関する合意文書の詳細を添付資料 1 にまとめた。合意文書の中で特に重要と見られるのが、表 3-1 に纏めた 7 件である。また、貿易、投資、産業開発、食料・農林業のそれぞれの分野で重要な合意事項は表 3-2 の通り 49 件である。

表 3-1 重要な合意文書

分野	項目	合意文書	合意年度
合意文書	ASEAN の合意文書		
		東南アジア諸国連合設立宣言	1967
		東南アジア友好協力条約	1976
		ASEAN 事務局設立協定	1976
		第二 ASEAN 共和宣言(バリコンコード)	2003
		(注1)	
	ASEAN 経済共同体の	の合意文書	
		ASEAN ビジョン 2020	1997
		ASEAN 憲章(注 2)	2007
		ASEAN 物品貿易協定(ATIGA) (注 3)	2009

出典:調査団による集計

- 注 1 3 つの柱からなる ASEAN Community の設立を決定した
- 注2 法的にメンバー国を拘束する
- 注3 ATIGA 以前の以下の合意事項を包含する
 - ASEAN Preferential Trading Arrangements 1977
 - ASEAN Agreement on Customs 1977
 - Framework Agreement on Mutual Recognition Arrangements 1988
 - e-ASEAN Framework Agreement 2000
 - Protocol Governing the implementation of ASEAN Harmonized Tariff Nomenclature 2003
 - Agreement to establish and implement the ASEAN single window 2005

表 3-2 主要 4 分野の合意事項

分野	件数	件数 (内訳)
貿易分野	9	
物品の自由な移動		7
サービスの自由な移動		2
投資分野	11	
投資の自由な移動		1
資本の自由な移動		10
産業開発分野	17	
競争政策		1
消費者保護		1
知的所有権		1
運輸・通信		7
エネルギー		1
観光		6
食料、農林業分野	12	
合計	49	

出典:調査団による集計

3.1.2 「AEC 戦略的行動表」

ASEAN 経済共同体 (AEC) の目標を記したのが、ブループリントである。ブループリントは、4つの柱で構成される。それぞれ柱の掲げる目標は、次のとおりである。

- ・ 第1の柱 ASEAN を単一の市場と生産拠点にする。
- ・ 第2の柱 ASEAN を競争力のある経済地域にする。
- ・ 第3の柱 ASEAN 内で公平な経済発展を図る。
- ・ 第4の柱 ASEAN と世界経済を統合する。

ブループリントの 4 つの柱を達成するための行動計画が、「AEC 戦略的行動表(Strategic Schedle for AEC)」である。2015 年の ASEAN 経済共同体の設立を目標に、準備期間を 4 つの時間枠に区切り、それぞれの枠内における行動目標を纏めた表である。時間枠は 2008-2009年、2010-2011年、2012-2013年、2014-2015年である。「東ティ」国が ASEAN に加盟する時点で、「AEC 戦略的行動表」は相当程度が終了、もしくは完了していると見込まれる。したがって、「東ティ」国の ASEAN 加盟に向けた準備は、「AEC 戦略的行動表」の達成が目標になる。「AEC 戦略的行動表」を一覧表にまとめ、「東ティ」国の準備状況を確認するチ

ェックシートに展開したのが添付資料 2 である。「AEC 戦略的行動表」に記載された具体的課題は、表 3-3 のとおり 256 件に達する。内訳は、貿易:96 件、投資:43 件、産業開発:95 件、食料・農林業:22 件であり貿易と産業開発に集中している。

表 3-3 「AEC 戦略的行動表」の行動目標集計表

行動目標	件数	件数 (内訳)
「AEC戦略的行動表」の行動計画 (合計件数)	256	
貿易分野	96	
物品の自由な移動	72	
ASEAN域内の貿易優遇策(CEPT)		1
関税削減		2
		16
非関税障壁撤廃		5
原産地規制		4
貿易円滑化		4
税関統合		10
ASEANシングルウインドウ (注)		5
基準及び整合性		25
サービスの自由な移動	24	
AFASによるサービスの自由化		20
相互承認協定化(MRA)		4
投資分野	43	
金融サービス		6
投資の自由な移動		18
資本の自由な移動		19
産業開発分野	95	
熟練労働者の自由な移動		3
優先分野の統合		2
競争的な経済地域への戦略		3
知的所有権		31
インフラ開発、税制、電子商取引		
シンガポール―昆明道路、道路の安全		3
複合一貫輸送枠組み協定		3
ASEAN通過貨物円滑化枠組み協定		3
ASEAN間移動円滑化枠組み協定		7
航空旅行統合ロードマップ		9
統合された競争力のある海運のためのロードマップ		4
情報インフラ		9
コンテンツ産業		1
エネルギー協力、ASEAN電力網		10
ASEANガスパイプライン		7
食料、農林業分野	22	

出典:「AEC 戦略的行動表(Strategic Schedule for AEC)」

(注) シングルウインドウ

: ASEAN が推進する貿易に関するシングルウインドウである。先ず、輸出入の通関で導入し、次に貿易手続き全般への拡張を図っている。シングルウインドウは、官公庁に対する複数の手続きをひとつの窓口で処理する方式である。例えば、食品の輸入であれば、安全性、商標(他社の権利を侵害していないか)、価格(不当に安くないか)、代金の送金などに関し監督官庁の承認を受けることになる。これらの諸手続きを1回の申請で終了するのがシングルウインドウである。

3.2 ASEAN 経済共同体の目標達成状況

ASEAN 経済共同体ブループリントの実施状況は、当初のスケジュールから遅れており、2015 年の ASEAN 経済共同体の設立を疑問視する見方がある。目標達成状況は、ブループリントを構成する 4 つの柱の実施状況を基に評価されており、ASEAN 事務局が発表した評価が表 3-4 である。表の中で「第 2 段階」の実施比率が示すとおり、目標達成に遅れが発生しているのは事実である。しかし、ASEAN は、「AEC 戦略的行動表」の内容並びに時間枠を変更せずに、2015 年の達成目標を堅持している。本調査では「東ティ」国が、ASEAN 経済共同体が 2015 年に設立されることを前提に、加盟準備を進めることを望む場合の課題につき分析を行った。

第1の柱の中で、「物品の自由な移動」、「サービスの自由な移動」、「投資の自由な移動」の3項目で未達成の項目が多い。ASEANメンバー間で、利害関係が対立している結果とみることができる。メンバー各国、特にCLMVは自国産業の保護のためにこれらの自由な移動を制限しており、完全自由化が遅れている。「東ティ」国は、現時点で3項目の自由な移動を認めているが、自国産業の育成のために分野を限定した制限の導入も、検討余地がある。ASEANメンバーは、4つの柱の目標達成に向けた行動については後退が許されないので、「東ティ」国が何らかの制限措置を導入できるのはASEAN加盟時のみである。

第2の柱をみると、「輸送」に関する項目で未達成が多くみられる。現在の ASEAN メンバー国間では、国境を越えた陸上輸送が多く発生し、他のメンバー国に所属する運送車両の自国内通行の管理が問題になっている。「東ティ」国は、インドネシアの西ティモールとの道路輸送がこの問題に含まれるが、輸送量が少なく、また、交渉相手が1国のみであり、大きな問題に発展する可能性は低い。他に、航空輸送と海上輸送が課題である。航空輸送は、既に ASEAN メンバー国の航空会社が「東ティ」国に参入している。また、海上輸送は国際的に自由化が進んでおり、「東ティ」国が将来的に参入を検討する機会があっても、ASEAN のみでなく世界規模での自由競争の受け入れが前提になる。

第3の柱が扱うのは、中小企業の育成と ASEAN メンバー間にみられる発展格差であり、いずれも「東ティ」国に取って重要な項目である。ASEAN は、CLMV と他のメンバー国の間に発展格差があると認定し、CLMV に対し各種の優遇策を適用することで発展格差の解

消を図っている。CLMV は自助努力を進めているが、ASEAN6 も国内発展を進めているので、必ずしも発展格差の縮小に至っていないのが現実である。「東ティ」国が十分に理解すべき実態である。

最後の第 4 の柱が目指すのは、世界経済との統合である。現在の具体的なアクションは FTA (Free Trade Agreement:自由貿易協定)の締結である。ASEAN は、日本、オーストラリア、ニュージーランド、中国、インド、韓国との間に FTA を締結している。また、日本やインドとはサービスと投資に関する自由化協定の交渉を進めている。「東ティ」国は、ASEAN に加盟することにより、これらの FTA の影響を受けることになる。

表 3-4 4 つの柱の目標達成状況 (評価期間: 2008年1月-2011年12月)

第1の柱: ASEAN を一つのマーケット、生産拠点にする						
手上八呎	第1段階2008~2009		第2段階2010~2011		合計	
重点分野	達成した項目	未達成の項目	達成した項目	未達成の項目	達成した項目	未達成の項目
物品の自由な移動	9	0	23	24	32	24
サービスの自由な移動	10	3	13	17	23	20
投資の自由な移動	5	1	5	8	10	9
資本の自由な移動	1	0	5	0	6	0
熟練労働者の自由な移動	-	-	1	0	1	0
優先統合分野	28	0	1	0	29	0
食料、農林業	8	0	5	6	13	6
合計	61	4	53	55	114	59
実施比率	93.	8%	49.	1%	65.	9%

第2の村	第2の柱:ASEAN を競争力のあるな経済地域にする					
壬七八昭	第1段階2008~2009		第2段階2010~2011		合計	
重点分野	達成した項目	未達成の項目	達成した項目	未達成の項目	達成した項目	未達成の項目
競争政策	2	0	2	0	4	0
消費者保護	2	0	5	4	7	4
知的所有権	-	-	4	1	4	1
輸送	15	10	6	9	21	19
エネルギー	0	0	2	1	2	1
鉱物	1	0	7	0	8	0
IT 分野	2	0	4	0	6	0
税制	-	-	-	-	-	-
E-コマース	-	-	1	0	1	0
合計	22	10	31	15	53	25
実施比率	68.	7%	67.	4%	67.	9%

第3の柱	第3の柱:ASEANメンバー間で公平な経済発展を図る					
重点分野	第1段階	2008~2009	第2段階	2010~2011	合	計
里点万到	達成した項目	未達成の項目	達成した項目	未達が項目	達成した項目	未達成の項目
中小企業の発展	1	0	4	3	5	3
ASEAN の統合促進 (IAI)	2	0	1	1	3	1
合計	3	0	5	4	8	4
実施比率	100	0%	55.	5%	66.	7%

第4の柱:ASEAN を世界経済との統合する						
手上八呎	第1段階	2008~2009	第2段階	2010~2011	合	計
重点分野	達成した項目	未達成の項目	達成した項目	未達成の項目	達成した項目	未達成の項目
外部経済との協調	5	0	7	2	12	2
合計	5	0	7	2	12	2
実施比率	100	0%	77.	8%	85.	7%

出典: ASEAN Economic Community Scorecard

3.3 CLMV 各国の状況

3.3.1 「AEC 戦略的行動表」における CLMV 優遇策

「AEC 戦略的行動表」に記載された行動目標の中で CLMV 向けに設定された優遇策は合計で 20 件である。詳細は添付資料 2「AEC 戦略的行動表(Strategic Schedule for AEC)」のリストのなかで CLMV、もしくは国名を適用対象に挙げた目標である。20 件は、表 3-5 のとおり物品と投資の自由な移動に集中している。CLMV を対象にした優遇策は、達成年度の猶予であり達成内容を変更しているのは皆無である。優遇策の具体例を示したのが表 3-6であり、いずれも、達成年度を 2015 年以降に設定している。

表 3-5 CLMV 向け優遇策

分野	件数
物品の自由な移動	13
投資の自由な移動	7

出典:「AEC 戦略的行動表」

表 3-6 CLMV 向け優遇策:具体例

項目	内容	優遇策
関税撤廃	センシティブリスト、高度センシティ	CLMV の実施は 2015 年、若干のセ
	ブリスト以外の全品目の関税撤廃	ンシティブ品目は 2018 年の実施
	センシティブリスト品目の0~5%へ	L、Mは2015年、Cは2017年の実
	の関税削減	施
非関税障壁	非関税障壁を撤廃する	CLMV は 2015 年の実施、若干のセ
の撤廃		ンシティブ品目は 2018 年の実施

出典:「AEC 戦略的行動表」

なお、「AEC 戦略的行動表」に挙げられている「ASEAN の統合促進(IAI)」 の行動目標は、ASEAN 加盟国内の格差を是正するための目標であり、実質的に CLMV を対象とした優遇策のひとつといえる。具体的には、次の 2 項目である。

表 3-7 「AEC 戦略的行動表」: ASEAN 統合促進の行動目標

項目	内容
ASEAN 統合イニシアチブ(IAI)	経済統合の影響評価の社会・経済的調査を
	定期的に実施する
	経済統合の影響を緩和する経済・社会政策
	の策定のために政府職員の能力を養成する

出典:「AEC 戦略的行動表」

3.3.2 IAI による格差是正策

ASEAN は、「AEC 戦略的行動表」とは別に、IAI(Initiative for ASEAN Integration)にて ASEAN6 と CLMV の間にある発展格差の是正を図っている。IAI は、先行する ASEAN6 と CLMV の間にみられる発展格差の解消を図るもので、CLMV 向けのプロジェクトである。 IAI による格差是正は、「Initiative for ASEAN Integration (IAI) Strategic Framework and IAI Work Plan2 (2009-2015)」(以下、「IAI Work Plan2」)に纏められている。「IAI Work Plan2」は、格差 是正を目指し3つの目標を掲げている。「東ティ」国は、ASEAN 加盟後に IAI の対象になる可能性が高い。

表 3-8 「IAI Work Plan 2」格差是正の目標

3つの目標

- 1 格差是正の総合的な目標は、調和された努力を通じ、効果的な協調と相互支援の推進により ASEAN メンバー間、および ASEAN と世界各国間に存在する格差の是正である。
- 2 技術的には、格差是正は、CLMV 各国が ASEAN 共同体の実現に向けた目標と責務を 果たすのを支援する。
- 3 格差是正の活動は、より親密な経済統合を達成し、地域経済統合を進める ASEAN の施策から利益を享受し、貧困の削減と均衡のとれた全体の発展を推進する国家政策を支援する特定地域むけの協調活動を含む。

出典:「IAI Work Plan2」

3.3.3 第 4 回 IAI 開発協力フォーラム

2012 年 10 月 29 日にジャカルタで開催された第 4 回 IAI 開発協力フォーラムにおいて、 CLMV4 か国の格差是正に向けた取り組みの最新状況が報告された。主たる報告内容は次の とおりである。

(1) IAI の活動分野

IAI の活動分野と行動目標数を示したのが表 3-9 である。ASEAN 経済共同体、並びに ASEAN 社会・文化共同体に関連する行動目標が中心になる。

表 3-9 IAI の活動分野と行動目標数

活動分野	行動目標数
ASEAN 経済共同体関連	94
ASEAN 社会・文化共同体関連	
ASEAN 政治・安全保障共同体関連	6
全般	4
合計	182

出典:第4回IAI 開発協力フォーラムの出席者用資料

(2) 行動目標の概要

IAI 行動目標の概要を表 3-10 にまとめた。IAI は、CLMV 各国の実情と要請に基づき、 選定基準に準じてプロジェクトを立ち上げている。

表 3-10 IAI 行動目標の概要

プロジェクト	・ASEAN 共同体ブループリントに従う
の選定基準	・CLMV 諸国のそれぞれのニーズに配慮する
	・ASEAN6 および対話国、開発機関の提供可能な資源と連携する
対話国・開発	日本、オーストラリア、ニュージーランド、欧州連合、韓国、ドイツ、
機関	国際連合、アジア開発銀行
支援の多いプ	1. 英語教育
ロジェクト	2. 市民サービス、公共活動の透明性、適正な統治を推進するトレーニ
	ング
	3. IT 関連のトレーニング
	4. プロジェクトの形成、運営に関するトレーニング
	5. 食料、農業、林業に関する技術移転のトレーニング並びに共同研究

出典:第4回IAI開発協力フォーラムの出席者用資料

(3) ASEAN 域内の発展格差縮小の現状

ASEAN の先行 6 カ国と CLMV 諸国との間にみられる発展格差の是正状況は表 3-11 の

通りであり、必ずしも格差是正が進んでいるとはいえない状況である。

表 3-11 ASEAN6-CLMV 間の格差是正: 2000-2011 年の進捗

	過去5年間の推移
人間開発指標	格差は漸減している
(HDI)	
GNI/Capita	格差は最初の2年間は減少、直近の3年間は増加している
平均寿命	格差は過去5年間で減少、特に直近の2年間は減少率が高まっている
修学年数	格差は連続して減少している

出典:第4回 IAI 開発協力フォーラムの出席者用資料(資料はグラフ表示であり、本表は グラフを読んだものである)

CLMV は格差是正に努力しており、また、ASEAN も IAI プロジェクトや「AEC 戦略的行動表」により格差是正を進めているが、先行 6 か国も経済発展を進めており項目によっては格差の増大がみられる。格差是正に向けたプロジェクトの計測は絶対評価と相対評価がある。プロジェクトが計画通りに達成されれば絶対評価は満たされる。しかし、ASEAN6 との格差を比較するには、ASEAN6 の発展を加味した相対評価が重要になる。

(4) カンボジア代表によるプレゼンテーション

2015年の ASEAN 共同体の設立に向け、以下の 3 項目の達成に努力することを表明した。

- Roadmap for ASEAN Community Building (2009-2015)
- 「IAI Work Plan2」
- Master Plan on ASEAN Connectivity

3 項目の達成に向けた具体的施策が、カンボジアの戦略的発展計画(2009-2013 年)であり、投資額は 6152.5 百万米ドルである(表 3-12)。カンボジアの発展計画が、教育、保健、農村開発、輸送インフラに重点を置いていることが理解できる。カンボジアは、ASEANの支援を活用しており、例えば、2011 年の IAI 会議に 17 件の優先度の高いプロジェクトを提案し承認を受けている。17 件のうち 1 件が ASEAN 経済共同体、残りの 16 件は、ASEAN 社会・文化共同体に関連したプロジェクトである。

表 3-12 カンボジアの戦略的発展計画の投資額

(単位:百万米ドル)

投資分野	金額	金額(内訳)
社会分野	2,009.0	
教育		753.4
技術及び職業訓練		251.1
保健		753.4
その他		251.1
経済分野	1,506.7	
農業及び土地管理		251.1
コメ、その他の季節作物		251.1
農村開発		753.4
製造業、鉱業、貿易		251.1
インフラ分野	1,318.4	
輸送(道路、港湾、鉄道、民間航空)		753.4
水道、公衆衛生		251.1
発電		251.1
その他		62.8
サービス並びに総合プログラム	1,318.4	
女性差別の解消教育		94.2
観光		125.6
環境保全		251.1
公共サービス		251.1
行政		502.2
その他		94.2
合計	6,152.5	

出典:第4回 IAI 開発協力フォーラムにおけるカンボジア代表のプレゼンテーション

3.3.4 CLMV の状況から「東ティ」国に適応可能な事項

まず、「AEC 戦略的行動表」に含まれる CLMV 向けの項目をみると、優遇策は達成年度 の延長のみであり各項目の内容が変更されることはない。「東ティ」国は、優遇策の内容と 効果を十分に理解するのが望ましい。

つぎに、IAI の発展格差是正プロジェクトである。IAI のプロジェクトは、受益国の要請に基づいて決定、実行される。「東ティ」国が、ASEAN に加盟し IAI に自国向けのプロジェ

クトを要請する立場になった時は、要請内容を具体的にまとめる必要がある。したがって、CLMV 向けのプロジェクトは、極めて有効な先行事例といえる。また、IAI プロジェクトの中で優先順位の高い 5 項目は、「東ティ」国にとっても重要な案件である。特に「1. 英語教育」、「5. 食料、農業、林業に関する技術移転のトレーニング並びに共同研究」は、緊急度の高い項目であり、「東ティ」国が ASEAN 加盟前から取り組み、また、加盟後は速やかに IAI の支援を受けるのが妥当な項目といえる。

CLMV の格差是正に向けた活動は、「東ティ」国にとって参考になる事例である。たとえば、カンボジアが IAI フォーラムで発表した重点分野は、「東ティ」国の目指す方向と類似の分野が並んでおり、「東ティ」国が発展格差の解消に向けたプロジェクトを検討する際に役立つ事例である。また、「東ティ」国は、CLMV の積極的な行動パターンを模範とするのが望ましい。カンボジアが IAI に自国向けのプロジェクトを提案しているとおり、支援を受ける立場の CLMV が、積極的に発言し行動している。積極的な行動の裏付けとして、明確な政策と目標の設定が挙げられる。カンボジア代表が IAI 会議で説明したとおり、具体的な目標があり、その目標を達成するための政策と予算措置が講じられている。「東ティ」国は、カンボジアの政策推進に習い、ASEAN加盟に向けた準備を具体的な行動計画に落とし込み、必要な予算措置を講じる必要がある。つぎに、加盟後は、CLMV と同様に格差是正に向けた行動計画の策定が課題になるのは明らかであり、目標の設定、目標を達成する具体的な行動計画、行動計画を実施する予算措置の一連の流れを、事前に準備する措置が求められる。

最後は、人材育成である。IAI プロジェクトの中で英語教育が優先順位の第一位に挙げられているとおり、人材教育は、ASEAN 加盟後の CLMV にとっても依然として重要な課題である。ASEAN メンバー国は、ASEAN 会議に出席する代表の育成に注力しており、英語を母国語とするシンガポールとフィリピン以外では、英語教育が最初の優先課題である。「東ティ」国は、CLMV の状況を把握し、ASEAN 会議に出席する政府代表者の養成を早急に開始することが望ましいといえる。

第4章 「東ティ」国の ASEAN 加盟に向けた準備状況

4.1 「東ティ」国の政府首脳の見解

(1) 外務大臣

ASEAN 加盟に自信を示した。「東ティ」国は、地理的に ASEAN に加盟するのが当然であり、加盟により「東ティ」国が ASEAN から便益を受けるだけでなく、ASEAN に貢献する点を強調した。貢献の内容として挙げたのは次の 2 点である。

- ・ 地理的にオーストラリアと近く、ASEAN とオーストラリアの関係を強化する拠点 になる。
- ・ ポルトガルやブラジルなどのポルトガル語圏と関係が深いので、ASEAN とポルトガル語圏との関係強化に貢献する。

(2) ASEAN 担当長官

外務大臣とほぼ同一の見解を披露した。具体例は挙げなかったが、ASEAN 加盟により「東ティ」国が ASEAN から便益を受けるのみでなく、ASEAN に貢献できることを強調した。

4.2 「東ティ」国の加盟申請に対する ASEAN 側の対応

「東ティ」国は、2011 年 3 月に ASEAN に加盟申請を行った。ASEAN は、2011 年の第 19 回サミットにて「東ティ」国の申請を討議したが、加盟申請に対する結論を出さずに ACC に対し加盟申請の討議を指示した。ACC は、ワーキンググループを設置し、ASEAN 共同体を形成する 3 つの共同体ごとに「東ティ」国の加盟に向けた準備状況を調査、評価するとになった。ASEAN 経済共同体に関しては、ADB の資金支援を受けた ASEAN 事務局がコンサルタントを雇用し、「東ティ」国における現地調査を終了している。コンサルタントは、調査を終了し報告書をまとめる段階にあるといわれる。しかしながら、コンサルタントの調査は対外秘であり、報告書はジャカルタの ASEAN 事務局に提出されるのみで公表されない予定である。

4.3 「東ティ」国と ASEAN メンバー国

4.3.1 大使館の設置状況

「東ティ」国が、ASEAN メンバー10 か国の中で大使館を設置しているのは、タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ベトナムの 6 か国である。大使館を

設置していない4か国は、以下にて対応している。

・ ラオス : タイの大使館が管轄する・ カンボジア : ディリの外務省が直轄する・ ミャンマー : ディリの外務省が直轄する

ブルネイ : シンガポールの大使館が管轄する

大使館を設置していない4か国に関し、ASEAN国内事務局は、大使館の必要性は認識しているが、2013年度は予算が取れていないので設置予定はないと説明している。

4.3.2 二国間協定

「東ティ」国は二国間協定を多数締結しており、ASEAN メンバー国との締結数は合計で 24 件である。

表 4-1 二国間協定締結数

相手国	件数	内容			
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		軍事・治安	相互協力	その他	
インドネシア	11	2		9(複数項目)	
シンガポール	0				
マレーシア	1		1		
タイ	6	3	2	1 (雇用)	
フィリッピン	5	1	1	3 (教育)、1 (海運・漁業)	
ブルネイ	0				
カンボジア	0				
ラオス	1			1 (外交官ビザ)	
ミャンマー	0				
ベトナム	0				

出典: ASEAN 国内事務局

インドネシアとは最多の 11 件の協定を持ち、大半が 2000 年と 2001 年の締結である。2000 年の 4 月には、法制度や人権に関する協定並びに軍事面の協力に関する協定を締結しており、2002 年の独立に向けた準備とみることができる。インドネシアに次ぐ 6 件の協定を締結しているタイとは、平和維持軍に関する協定、犯罪者の引き渡しに関する協定からスタートし、2003 年に経済・技術協力に関する協定を結んでいる。フィリピンとは 5 つの協定を締結しているが、内容はインドネシアやタイと異なっている。外交官の訓練に関する協

定や教育面の協定などであり、英語教育を想定したものといえる。また教育の他に、海運・ 漁業に関する協力協定を結んでいる。マレーシアの 1 件は、相互協力に関する基本協定で ある。ラオスの1件は、外交官ビザを不要にする内容である。

4.4 「東ティ」国の各省庁の取組状況

4.4.1 外務省 ASEAN 国内事務局

「東ティ」国の ASEAN 加盟活動は、外務省が中心になって進めている。外務省は、2012 年 7 月に実施した選挙を受け 8 月に発足した新政府の機構改革による組織変更を進めている。外務大臣の下に新たに ASEAN 担当長官が新設されたので、ASEAN 担当部門は、「ASEAN 担当長官」、「地域統合局長(ASEAN 担当を兼ねる)」、「ASEAN 担当次長」の序列になる。同部門は、進行中の機構改革により主要メンバーが表 4-2 のとおり 6 名に強化され、同時に、ASEAN 共同体を構成する 3 つの共同体をそれぞれ担当する部長(Chief Department)が設置される。しかし、3 名の部長の下につく事務職が 6 名であり、さらにその下の職員を入れても 15 名前後の体制である。ASEAN 担当部門の要員は補強されるが、現在の 11 名体制から大きく改善されたとはいえない状況である(添付資料 4)。

ASEAN 国内事務局は、ASEAN 関連事項に関し14の省と9つの庁に情報を発信し、また、それぞれの省庁の意見を聴取したうえで、「東ティ」国の意見を固める立場である。しかし、各省庁との情報共有の体制は不十分である。

表 4-2 「東ティ」国 ASEAN 国内事務局の幹部

役職	人数	人数(内訳)
Director General for ASEAN Affairs	1名	
Director National	2名	
for Politic Security and Social Cultural		1名
for Economy Community		1名
Chief Department	3名	
for Political & Security		1名
for Socio Cultural		1名
for Economy		1名

出典: ASEAN 国内事務局

ASEAN 国内事務局は、ASEAN 各国並びにジャカルタの ASEAN 事務局と交流を持っているが、マルシアノ局長(Director General: Mr. Marciano)を軸とした限定的な交流にとど

まっている。尚、ASEAN 加盟に向けた活動のなかで重要な役割を担ってきたマルシアノ局長は近々別の職務に異動予定である。後任への引き継ぎが徹底なされないと、ASEAN 国内事務局が蓄積してきた情報や知見が散逸し、ASEAN 加盟に向けた活動の進捗の低下が危惧される。

4.4.2 フォーカルポイント

(1) フォーカルポイントの指名と活動

外務省を除く各省庁は、省庁内でフォーカルポイントを指名し、それぞれの省庁の ASEAN 関連事項の窓口としている。フォーカルポイントを有するのは 10 省、3 庁の 13 省庁になる。複数のフォーカルポイントを指名している省庁があり、フォーカルポイントの総数は 22 名である(添付資料 5)。

フォーカルポイントは、各省庁の ASEAN 関連情報を束ねる重要な役割を担っているが、 現状は次の3つの問題点がみられる。

- 1) ASEAN 加盟に関連する省庁であるにもかかわらずフォーカルポイントを出していない 省庁がある。例えば、私企業支援・促進庁は、従来はフォーカルポイントを出してい たが、政府の機構改革の中でフォーカルポイントを持たなくなったと説明している。
- 2) フォーカルポイントの省庁内における機能に大きな差がみられる。フォーカルポイントが省庁を代表し、ASEAN 関連の窓口として十分に機能している省庁がある一方、省庁の一部門のみを代表するフォーカルポイントが見られる。

・ 農業・漁業省 : 省内に情報を発信している。

・ 商業・産業・環境省 : 所属部門内に限り限定的な情報を発信している。

財務省

ミクロ経済担当 : 所属部門内だが十分に情報を発信している。 税関 : 所属部門内だが十分に情報を発信している。

法務省:情報を発信していない。

各省のフォーカルポイントは、統一的な情報発信を行っていないといえる。

- 3) フォーカルポイントを集めた全体会議が開催されていない。調査団は、10 月 24 日にフォーカルポイントを集め、ASEAN に関する説明会を開催した。会議に先立ち、フォーカルポイントを集めた定例会議の有無を ASEAN 国内事務局に質したが、「随時開催」との回答であった。しかしながら、2012 年度は 10 月 24 日の会議が第 1 回である。また、2011 年度の開催実績に関しては、明確な回答が得られなかった。
- (2) フォーカルポイントを帯同したジャカルタへの出張調査 調査団は、フォーカルポイント 4 名を帯同してジャカルタに出張し、インドネシア政

府関係者、並びに、ASEAN 事務局の各部門を訪問した。フォーカルポイント4名の氏名、 所属の省、並びに役職は表4-3のとおりである。

表 4-3 ジャカルタ出張調査の「東ティ」国政府の代表者

氏名	省庁名	役職	
Mr. Oliveira Cancio	財務省	Director General of Revenue	
Mr. Octavio da Costa	農業・漁業省	Deputy Director General	
Mr. Silva Marciano	外務省	Director General for Regional	
		Integration	
Mr. Mario Abrao	商業・産業・環境省	Chief of Department,	
		International Trade Cooperation	

フォーカルポイント 4 名がジャカルタにおける複数の面談から得た知識は、以下に集約される。フォーカルポイント 4 名が得た知識は有益であるが、「東ティ」国が行ってきた ASEAN に関する情報収集が不十分であること、また、フォーカルポイントが ASEAN に関連する情報を共有していない実態が読み取れる。

1) ASEAN メンバー並びに ASEAN 事務局との面談

- ・ 面談の相手が、「東ティ」国に関する最新情報をほとんど有していないことをたびたび確認した。「東ティ」国は、CLMV の例に倣い、メンバーになる準備作業を進め、進捗状況を ASEAN 各国に発信する必要がある。具体的には「AEC 戦略的行動表」の達成であり、さらに、ASEAN 経済共同体の 4 つの柱に貢献する準備状況である。最新情報の発信が、ASEAN のメンバーとしてふさわしいことのアピールにつながる。
- ・ ASEAN6 と CLMV の間には発展格差が存在する。CLMV は、先行 6 か国との間に ある発展格差の是正を自助努力で進めており、不足分を ASEAN6、ASEAN 対話国 並びに支援機関からの支援で補っている。「東ティ」国は、ASEAN6 との発展格差 を認識し、具体的な解消方針を策定するのが望ましい。CLMV の実績は、「東ティ」 国の参考になる事例である。
- ・ ASEAN 事務局は、メンバー国の支援ニーズを取り上げる機会を提供し、支援に関する会議を遂行し、会議の結果をモニターする役割を担っている。「東ティ」国は、 ASEAN に加盟申請を出した後は待ちの体制であったが、加盟、並びに加盟後のメンバーとしての活動の双方で、自発的な行動が求めらる。
- ・ ASEAN の会議は年々増加し、2012 年度は 1,000 回弱、2013 年は 1,000 回を超える と予想される。「東ティ」国が全ての会議に出席するのは非現実的であり、効果も

期待できない。ASEAN メンバーとしての重要な会議、また、「東ティ」国の利害から重要な会議の選択が必要である。

・CLMV が苦労しているのは、ASEAN の各会議に出席する代表者の確保である。 CLMV にとって、人材育成が依然として緊急の課題である。人材育成は、「東ティ」 国も早急に対策を検討すべき案件である。ASEAN の主要会議に出席し、「東ティ」 国を代表して意見を述べる外交官的な人材、さらに、例えば、食品の安全、ICT、 知的財産権、税関などの専門分野の会議に出席できる人材の、双方の養成が必要に なる。

2) ASEAN 加盟に伴う技術面の事項

- ・「東ティ」国は、加盟に際し ASEAN の条約や合意文書などの批准を求めれらるが、1 件ごとに実施すると時間と手間を要するので、ある程度まとめて行うのが現実的な解決策である。例えば、ASEAN 共同体に向けた合意文書は、ASEAN ビジョン 2020 (1997 年)、ハノイ行動計画 (1998 年)、ASEAN 統合イニシアチブ (2000 年)、ビエンチャン行動計画 (2004 年)と続き、最終的に ASEAN 憲章 (2007 年)にまとまっている。これらは、一つのグループである。また、「AEC 戦略的行動表」はグループ化が可能である。関税の撤廃を例に挙げれば、関税の削減から撤廃までに 16項目を要する。この中には、CLMV向けの優遇措置が含まれる。「東ティ」国が、ASEAN 加盟を機に関税を撤廃するのであれば、16項目の全てを承認することができる。仮に、CLMVに倣って特定の品目に関税を残す場合は、16項目の中から受け入れることのできる項目を選択することになる。
- ・ 包括的に批准するメリットは、国内法への移植にも有利である。ASEAN 関連の条 約や合意文書の受け入れは批准にとどまらず、国内法への移植が必要である。包括 的な批准により移植作業並びに新たな法律を施行する作業の簡素化が図れる。
- ・ ASEAN が開催する全ての会議に出席する必要はない。「東ティ」国にとって関心の 高い会議を選択して、出席すればよい。 ASEAN の有力メンバーであるインドネシ アさえ不参加の会議があることを確認した。会議を取捨選択する基準の設定は、今 後の課題である。
- ・ ASEAN メンバーとして活動する準備、並びに人材の育成には、ASEAN 会議へのオブザーバー参加が有効である。 ASEAN メンバーへのアプローチとしても有効であり、 CLMV は、この過程を経て正式メンバーになった。
- ・メンバーになってからは、ASEAN 会議の決定事項の達成が重要である。「東ティ」 国が会議で合意、受諾した事項は、必ず合意内容に沿って達成しなければならない。 達成に不安の残る案件は留保事項を付ける必要がある。

4.4.3 財務省

財務省は、「AEC 戦略的行動表」に合致する各種の取り組みを実施している。また、「AEC 戦略的行動表」の一部の項目は、商業・産業・環境省と共同で管理するものであり、両省は合同会議を開いて現状を確認した。

(1) 関税率の引き下げ

輸入品に対する関税を 2.5%に引き下げた。輸入商品の販売価格の引き下げを促し、物価上昇を抑制するのが目的である。しかし、引き下げによる効果は、追跡調査を行っていないので不明である。また、2.5%の適用除外になり、独自の関税が課せられるのは 10品目である。アルコール類が 3品目、たばこ並びに喫煙具が 3品目、ガソリンその他の燃料、武器、課税価格 7万米ドル以上の乗用車、娯楽用のボートと飛行機が対象であり、ASEAN が規定する「Sensitive」な品目に合致するといえる。

(2) 非関税障壁

「東ティ」国は、貿易の促進を進めており非関税障壁は設置していない。しかし、意図的な非関税障壁を設定してないとの意味であり、貿易や通関の国内制度に起因する実質的な非関税障壁が発生する可能性は残っている。例えば、輸入通関である。すべての手続きに用紙を使用し、かつ、提出のタイミングは貨物を積んだ船が港に到着した後である。国際標準からみれば、提出方法と提出のタイミングの双方で立ち遅れている。

(3) 税関改革

外国の支援を受けて税関の改革に取り組んでいる。税関の組織、手続きの全般的な改革はオーストラリアが支援している。また、日本の税関職員が商品分類に関する技術指導を行っている。国際的な商品分類コード(HS コード)に基づく関税評価や原産地証明などが改革の対象になるので、ASEAN標準に合致する側面を持つといえる。しかし、税関は、コンピューターの導入が遅れており、また、全国 5 か所の税関に対し職員総数が273 名と少数である。現状は、税関職員の個人的な事務処理能力に頼った通関審査であり、精度とスピードの双方でASEAN標準を満たすか不安はぬぐえない。

(4) 税関のシングルウインドウ

ASEAN は税関審査のシングルウインドウを進めており、最終的には通関に限定せずに輸出入に関連するすべての手続きのシングルウインドウを目指している。シングルウインドウは、必要な手続きの全てを一つの窓口、一回の申請で受け付けるもので、受ける側は関連する全ての省庁と部署を代表し業務を一元管理する体制が求められる。「東ティ」国の税関は、シングルウインドウに向かう ASEAN の動きは把握しているが、導入に

向けた準備は開始していないのが現状である。

(5) 投資に係る二重課税の防止

インドネシアとポルトガルの二国と協定を締結している。ただし、ポルトガルは、利用実績がゼロである。本項目は、ASEANが進める税制改革に対応するとみられるが、趣旨や目的、手段などが合致することの確認が必要である。仮に、合致している場合は、インドネシア以外の ASEAN メンバー国への拡大を検討すべきである。本件は、外国からの投資を「東ティ」国に呼び入れる効果があり、ASEAN への加盟を待たずに積極的に推進する価値がある。

(6) フリートレードゾーン

西部のインドネシア領西ティモールとの国境にフリートレードゾーンを設置し、物品の移動を促進する案を進めている。すでに施設を整備したが、活動は開始していない。フリートレードゾーンの設置、運営の経験は、「東ティ」国が ASEAN に加盟し加工貿易を行う際に役立つノウハウになる。フリートレードゾーンへの貨物の搬出入管理は財務省、運営は商業・産業・環境省の管轄下にある。

4.4.4 農業・漁業省

農産品の品質管理、安全性、検疫等に関しオーストリアの基準導入を進めている。農業・漁業省は、オーストラリア基準は世界標準を満たすので、ASEAN標準に問題なく合致すると自負している。一方で「東ティ」国の農業は生産性が低く、国内輸送コストも高いので農産品の輸出は厳しいとの見方を持っている。農業・漁業省は楽観的な見方と現実的な見方の双方を十分に認識しており、状況により使い分ける傾向が読み取れる。楽観的な見方と現実的な見方が合致するには、時間が必要と予想される。輸出入産品の現状と農業・漁業省の取り組み状況は、次のとおりである。

(1) コーヒー豆の輸出

主要輸出品であるコーヒー豆は、品質が高く需要が安定しているので、農業・漁業省は生産量を増やし、販売拡大を図っている。ASEAN 加盟により競争が激化しても品質面の優位性から問題はないと見込んでいる。一方、コーヒー豆の生産国が世界的に増加しており、特にアフリカの増加が著しく、輸出競争が激化する可能性を十分に認識している。

コーヒー豆の生産量を増やす目的で、収穫量の多い品種をブラジルから導入し試験栽培を実施している。試験栽培により、新品種の優位性が確認されたので農家に苗木を提供する段階に来ている。

(2) コーヒー豆以外の商品作物の輸出

現在の輸出産品は、コプラ、キャンドルナッツ、ココナッツ油、ピーナッツだが、輸出先が限定されている。ASEAN 加盟に伴い輸出先の拡大が期待される。農業・漁業省は、輸出の拡大には品質を安定させること、また、生産性を向上し価格競争力を付けることが必須と現状を分析し、対策を進めている。

さらに、農業・漁業省は、新しい輸出産品の候補としてカカオとカシュウナッツの生産量拡大を推進している。特に、カシューナッツはオーストラリアの種子を育成し、規模の大きな試験栽培に移行している。

(3) 検疫制度

検疫制度はオーストラリアの支援を受けて改革中である。改革が終了した時点で、「東ティ」国の検疫と品質管理は世界標準になるので、ASEANの規格を十分に満たすと担当者は自信を示している。しかし、ASEANの標準規格を満たすことの確認が必要である。次に、検疫と品質管理を確実に実施する体制の整備が求められる。分析所の設置、検査員の教育などである。

(4) 米の国内生産

米の国内生産は需要を満たしていないが、農地の拡大で不足を解消できると農業・漁業省はみている。灌漑設備の整備により耕作可能になる農地が残されており、現在の生産性でも十分に輸入量を代替する生産量まで増加できる、また、生産性を向上すれば米は余剰になると予測している。

(5) 商品作物の生産性の向上

商品作物の生産性向上を担当するのは、農業・漁業省の商業作物・農業関連産業局であり、現状は次のとおりである。

1) コーヒー

ブラジルから生産量が多い種木を導入し、試験栽培を進めている。従来型の種木との同時栽培では、1.5 倍の生産量を持つことが確認された。農家への提供を始める段階に来ている。

2) カカオ

投資額が約1億米ドルのプロジェクトを進めている。栽培予定地は1,000 ヘクタールで、 既にプロジェクトはスタートしており、収穫後の加工工場の建設を予定している。

3) カシューナッツ

オーストラリアから生産性の高い種子を輸入し、試験栽培を進めている。また、オーストラリアから専門家を招いて農業指導員の教育、試験栽培場における種木の生育、収穫量の確認などの作業を進めている。栽培地を3,200~クタールに拡大するプロジェクト

が進行中である。

4) ココナッツ油

1,400 ヘクタールの専用栽培地の開発、また、野菜類等の他の作物との並行栽培の双方で生産量を拡大するプロジェクトを進めている。プロジェクトを実施する地域のココナッツ生産量は 3,000~4,000 トン/年である。最終的には製油工場を運営できる最低生産量の 25,000 トン/年への拡大が目標である。

4.4.5 商業・産業・環境省

商業・産業・環境省は、ASEANの進める物品、投資、熟練労働者の自由な移動に肯定的であり、外国からの投資、並びに外国に本拠を置く企業の「東ティ」国内における支店等の設立を積極的に支援している。支援の目的は次の2点である。

- ・ 雇用機会の増加 「東ティ」国は、雇用機会の増加に腐心しており、外国資本の進出による雇用機 会の増加を歓迎している。
- ・ 技術導入 外国の優秀な技術や経営手法が導入され、「東ティ」国の中小企業の活動が活性化 するのを期待している。

商業・産業・環境省は中小企業の育成に取り組んでいるが、現時点では明確な効果が得られていないので、ASEAN 加盟が民間部門に刺激を与えることを期待している。中小企業を育成する目的は、就労機会の増加であり、具体的な目標は設定していないが、今後 5 年間で 1 万人程度の新規就労を目指している。商業・産業・環境省は、中小企業の育成に効果が得られない原因は以下に集約されると分析しており、ASEAN 加盟はこれらの原因の解消に寄与すると予想している。

- 技術力が劣っている。
- 経営ノウハウがない。
- ・ 手元資金が不足している。

4.4.6 法務省

「AEC戦略的行動表」に基づく現状の確認は次のとおりである。

- ・ 法務省が担当する独占禁止、消費者保護、知的財産権に関する法律は整備されていない。
- ・ ASEAN 加盟に伴い、ASEAN の条約や合意文書等の国内法への移植が発生する。 移植作業は法務省が主導するが、大量の業務を処理する体制は整っていない。

知的財産権に関する法整備に進展が確認された。概略は次のとおりである。

- ポルトガルとインドネシアの法律を参考に新法の原案作成を進めている
- ・ 新法は、国際標準、並びに ASEAN 標準を満たすと内容である
- ・ 2013年の年度内の施行を目指している
- ・ 新法の制定・施行を確実にするための管理体制が重要なことは理解しており、次 の対策を講じている
 - 人材育成のためにインドネシアの専門家を招へいする。
 - 管理体制の専任要員は5名だが、2013年に2名増員する。
 - 民間セクターへの周知や教育が必要だが、具体的な行動計画は検討中である。
- ・ 知的財産権に関する ASEAN メンバーとの交流 シンガポールの政府代表が来訪時に知的財産権に関する指摘があったので、シン ガポールとの交流を交渉中である。その他の ASEAN メンバーとは、現時点では交 流の予定はない。知的財産権に限らず、国内法に関連した交流を ASEAN 各国と実 施するには、国内法の英語への転換が必要である。テトゥン語の法律をポルトガ ル語に翻訳し、それから英語版の作成になる。テトゥン語、ポルトガル語、英語 の法律を作成し、内容の確認ができる要員の育成が急務であることを法務省は認 識している。

4.4.7 観光貿易·観光産業省

2012 年 8 月に実施された政府の組織改革により新設された省である。現在の所属職員は 約 50 名で、来年度に 8~15 名の増員が予定されている。幹部職員 (Director) はマーケティング、観光資源開発、人材の各部門を担当する 3 名のみの小さな組織である。2012 年の政府予算書で、観光を重点開発分野と認定しており、観光貿易・観光産業省は、中期計画を策定して観光開発を進めている。

ASEAN 加盟による効果は中期計画に反映されていないが、観光貿易・観光産業省は2種類の効果を見込んでいる。ひとつは、ASEANメンバー国、とくにインドネシアと共同で行う観光客の誘致である。ふたつ目は、ASEANのメンバーになることによる「東ティ」国の知名度の向上である。知名度が上がり、「東ティ」国が安定した、信頼できる国との評価が高まれば観光客の誘致に有利に働くのは確実である。

(1) 観光開発の中期計画

1) 現状

「東ティ」国の入国者は、2012 年 $1\sim7$ 月で 1 万人であり、年間で 1.3 万人前後と予想される。オーストラリアやインドネシア人の入国が多く、中国が第 4 位にランクされる。

この人数は、入国者の総数であり純粋に観光目的の入国者数は不明である。

2) 2013年:準備期間とする

ホテル従業員、旅行代理店、タクシードライバーの教育を実施し、観光客への対応を 高める。また、旅行者数の統計を整備する。

- 3) 2014年:観光資源の再生を行う 次の観光資源の整備を進める。
 - ・ ディリ市内等の観光資源の再生を図る
 - ・ コロニアルハウスを整備する(植民地時代の邸宅で観光資源である)
 - アタウル島(ディリの正面の島で、ボートで3時間程度の距離)の観光資源を整備する
 - ・ ツーリストゾーン 3 か所を新たに整備する。設置する場所は、ディリを含む地域 とディリの東西の 2 か所を選定すみである。
- 4) 2015年:インフラ整備を行う国内の道路、並びにホテル等を整備する
- 5) 2016年: 観光客の誘致を本格的に展開する 海と山の自然を観光資源の中心に置き、滞在型の観光を目指す

4.4.8 私企業支援・促進庁

私企業に対する国内並びに外国からの投資を推進するのが主たる業務である。投資の中でも動産への投資が対象になり、私企業支援・促進庁でライセンスを受けると、動産の開発に使用する輸入資材に対する関税が免除される。実際に事業を興すには、商業・産業・環境省への登録が必要であり、二つの省庁が共同で実施する投資促進といえる。関税の免除につながるライセンスの発給は、2006年から実施しており、2012年10月までの発給件数は124件である。発給されたライセンスの中で、実行に移されたのは75件、60%の比率である。この実行に移された75件のライセンス取得者を国籍別に纏めたのが表4-5であり、ASEANメンバー国からはインドネシア、シンガポール、タイの3か国が含まれ合計件数は12件である。75件の中で既に完了した案件があり、2012年10月の時点で進行中の案件は21件である。

ライセンスの発給とは別に、私企業の生産能力向上、経営指導、マーケティング等の支援を実施している。また、私企業に対する基金面の支援は、政府系の商業銀行である National Commercial Bank、並びに Development Bank (2013 年設立予定) と協調している。

表 4-4 ライセンスを取得した投資家の国籍

国名	件数		
インドネシア	7		
タイ	1		
シンガポール	4		
オーストラリア	34		
中国	4		
韓国	4		
ポルトガル	5		
英国	1		
ドイツ	2		
国内	13		
投資案件合計	75		

出典:私企業支援·促進庁

2013 年にライセンスを発給する予定の大きな投資は、電話回線への投資である。ベトナム資本とインドネシア資本が主導する二つのプロジェクトが同時並行で進んでおり、ティモールテレコムの独占を崩すことになる。また、観光開発に関連する案件として、ホテル建設がある。空港に隣接した大型ホテルのプロジェクトが申請されたが、空港に近く危険なので却下された。別のホテル案件として 200 室程度の小型案件の申請があり、審議中である。

長期の案件として、以下の6大プロジェクトがある。何れも大型のプロジェクトであり、 実施段階になれば開発地域の経済と建設業界に与える影響が大きい。また、国内の建設業 者のみでは受注できないプロジェクトであり、ASEANメンバー国の建設業者が参加する工 事になると見込まれる。

- ・ 空港の拡張工事
- ・ 新港の建設
- ・ LNG 基地の建設
- ・ スアイ地区開発
- 石油精製基地
- 漁業基地

4.4.9 専門教育・雇用政策庁

ASEAN の目指すサービスの自由化、熟練労働者の移動自由化と合致する施策を実施して

いる。「AEC戦略的行動表」を基に次の項目が確認された。

- ・外国で勤務する「東ティ」国労働者、逆に、「東ティ」国で勤務する外国人労働者の 資格・技能認定を実施している。熟練労働者を認定する制度といえる。
- ・外国人労働者が就労ビザを取得する際の書式と手順が整っている。
- ・労働者のための安全基準を施行している。
- ・労働争議を受け付ける部署を設置している。更に、労働争議を取り扱う裁判制度の 導入を予定している。
- ・韓国とオーストラリアの2国と労働者派遣の合意文書を結んでいる。

韓国への労働者派遣は 2009 年から実施しており 2012 年 1 月末までの派遣労働者数は延べ 1,089 人である。。このうち現在も韓国で働いているのは 1,014 人である。男女別の人数、職種は表 4-5 の通りである。

表 4-5 韓国における就労者数 (2012年1月までの累計数)

(単位:人)

男子	女子	漁業	縫製	農業	合計
1,003	86	587	382	120	1,089

出典:専門教育・雇用政策庁

一方、オーストラリアの就労者は、2012 年 11 月現在で 12 名である。現在は、パイロットプロジェクトとして進めており、将来は 1,000 人規模への拡大を計画している。

逆のケースが、外国人労働者の「東ティ」国内での就労である。就労ビザの発給に際し、 外国人労働者の技能、資格を確認する手順になっている。しかし、専門教育・雇用政策庁 が認めているとおり、確認作業が不完全であり単純労働者が紛れ込む可能性が残っている。

ASEAN が目指す「熟練労働者の自由移動」をほぼ達成した状況とみることができる。次のステップとして、現状が ASEAN の目指す方向と差異を生じていないかの確認が必要である。

4.4.10 各省庁の取組状況のまとめ

「東ティ」国の各省庁は、ASEAN ブループリントの目標と合致する各種の施策を実施している。しかし、各省庁の取り組みで最も問題なのは、目標の欠如である。何れの省庁もASEAN 加盟を目的とした目標設定を行っていない。したがって、省庁内で進めている組織改革、事務処理の合理化、規制緩和などから、AEC ブループリントの目指すゴールに合致するものを抽出する形で加盟活動の現状を集計することになる。4.4.1 から 4.4.9 までにまとめた各省庁の準備状況は、聞き取り調査、もしくは、「AEC 戦略的行動表」を使用した確認

作業の過程で入手した情報である。同じ省庁内の他部署が、加盟に係る活動を展開しているにもかかわらず調査結果から漏れている可能性を否定できない。

今回の調査は、「AEC 戦略的行動表」をチェックシートにしているので、各省庁は、同表の中から今後の取り組みべき項目を抽出できる。各省庁は、個々の項目別に現状を確認し達成度を評価するのが、最初のステップである。次に、未達成の項目をまとめ、それらの達成に責任を持つ部署を選定し達成時期を設定することで省庁内の目標が完成する。最後は、省庁内の目標を管理する体制の整備である。

現状は、各省庁が ASEAN 加盟に向けた活動の目標を設定していないので、「東ティ」国の全体としての加盟活動のとりまとめも欠落している。財務省や農業・漁業省のように加盟に向けた活動が進んでいるとみられる省庁がある一方で、法務省のように準備が遅れている省庁がみられる。「東ティ」国の ASEAN 加盟に向けた活動の全体像を把握するのが難しい状況である。ASEAN 国内事務局が全ての省庁の加盟に向けた活動を取りまとめ、全体像を把握するのが本来の姿であるが、情報が十分に共有されていないのが実態である。

4.5 主要 4 分野に関する準備状況

「東ティ」国の各省庁の取り組みを主要 4 分野(貿易、投資、産業開発、食料・農林業)にまとめると以下のとおりである。

4.5.1 貿易

- ・輸入関税は、特定の10品目を除き一律2.5%に引き下げられた。さらに、関税に代わる 財源としてVAT (付加価値税)の導入を検討しているので、関税撤廃の準備を進めて いる状況である。また、非関税障壁も実施されていない環境であり ASEAN の目指す物 品の自由な移動(Free Flow of Goods)がほぼ達成された段階といえる。
- ・税関手続きの改革やシングルウインドウに向けた研究は、ASEANの目指す方向と一致 しており、ASEAN 各国と共同作業を進める環境が整っている。
- ・ただし、物品の自由な移動や税関改革などは手段であり、ASEANが目指すゴールは、「一つの市場・生産基地」の達成である。「東ティ」国が ASEAN に加入した時点で、ASEAN の目指すゴールに如何に貢献するかが問われる。「東ティ」国が果たすべき貢献を、ASEAN メンバー国並びに ASEAN 事務局と確認する作業が必要である。

4.5.2 投資

・外国からの投資並びに企業進出を促進しており、また、外国からの投資に対し制限的な規制がないことを財務省と商業・産業・環境省の双方で確認された。ASEANが目指

す投資の自由な移動 (Free Flow of Investment) を実現している。また、私企業支援・促進庁の資料に見るとおり、外国からの投資が実際に承認されている。一方、資本の自由な移動 (Free Flow of Capital) に関しては、「東ティ」国に株式・債券市場が開設されていないので、評価を行えない状況である。

- ・二重課税の防止協定に見られるように、「東ティ」国は、世界標準への対応を進めている。この協定の締結は、インドネシアとポルトガルの2か国のみであるが、投資に係る諸条件をASEANメンバーと調整する環境を整えている。
- ・国内投資は、政府主導によるインフラ整備並びに大型開発プロジェクトが主流だが、中小企業や個人の投資も着実に増加している。中小企業や個人向けの融資は、政府系の Commercial Bank が中心になり実施しており、同行の貸出金額は、過去 5 年間で 3.7 億米ドル (2008 年末) から 17.1 億米ドル (2012 年末) に急伸している。ASEAN が目指す SME の育成、さらには、外国資本を民間部門に誘致する土台が整っている。

4.5.3 産業開発

- ・「東ティ」国は、私企業の育成を目指す支援制度を実施している。私企業の運営面の 支援を、私企業支援・促進庁と商業・産業・環境省が担当する。一方、資金面は、政 府系の銀行である National Commercial Band が担当する。National Commercial Bank の資 金は財務省が管轄し、運営を私企業支援・促進庁が指導しており、複数の省庁が共同 して私企業を支援する体制といえる。ASEAN は産業開発のために資金、経営、マーケ ティング等のプログラムを実施している。「東ティ」国は、ASEAN に加盟した時点で、 ASEAN の産業開発プロジェクトに参画できる体制を整えている。
- ・現在の「東ティ」国と ASEAN6 の間には、工業化や貿易、医療、公衆衛生など発展段階に格差がみられる。「東ティ」国が ASEAN 加盟後は。IAI の実施する発展格差是正プログラムの対象になると予想される。「東ティ」国は、ASEAN6 との成長ギャップを、どのように解消するかの自主的なアクションプランが求められる。産業開発が格差是正の原動力になるので、財務省、私企業支援・促進庁、商業・産業・環境省が進める産業開発や中小企業育成策を統合したアクションプランの作成が必要である。
- ・産業開発には、外国人技能者の導入が欠かせない状況である。就労ビザを取得する手順が整備、公表されており、ASEANの目指す熟練労働者の自由な移動(Free Flow of Skilled Labor)に対応する体制が整っている。外国人技能者は、「東ティ」国の産業開発に貢献すると期待され、「東ティ」国の ASEAN 加盟後は、一層の増加が予想される。

4.5.4 食料 · 農林業

- ・この分野は、漁業と林業の貢献は少なく農業が中心になる。農業・漁業省は、オーストラリアの基準に従って農産品の品質・安全規格と検疫制度の改革を進めている。また、世界貿易機構(WTO)の協定である SPS 協定(衛生と植物防疫のための措置(Sanitary and Phytoasanitary Measures))に適合する科学的な規制と基準の運営を目指している。農産品の安全と規格に関し、ASEAN各国と技術的な意見交換を行う環境が整っている。
- ・ASEAN は、食品の安全や規格に ASEAN 標準の導入を進めている。ASEAN 域内において農産品の輸出入を進めるには、ASEAN 標準への適合が有利になる。「東ティ」国は、オーストラリア基準に準拠した安全基準、さらに、SPS 協定に基づく規制・基準を整えるのに併せて ASEAN 基準への対応が求められる。
- ・「東ティ」国の農業生産は、ASEAN 各国と比較すると規模が小さく、農業振興策はほかのメンバー国と同一歩調をとれるか疑問である。例えば、2010年の米の生産額は、17.2 百万米ドルだが、輸入米の主力であるベトナムとタイの生産額は、それぞれ10,244 百万米ドル(596 倍)、11,023 百万米ドル(641 倍)である。農業振興策の方向性に関しては、他の ASEAN メンバーとの間で調整が必要になると予想される。
- ・農業・漁業省は、商品作物の増産並びに新規開拓に向けた各種の施策を進めている。 具体的には、コーヒー豆の新種への移行、カカオやカシューナッツなどの新しい作物 の導入である。これらは輸出用の商品作物であり、「東ティ」国の輸出拡大に寄与する と見込まれる。農業・漁業省の役割は、農家の収入を増やすための啓蒙、技術支援で あり、農産品の輸出に関しては具体的な目標を設定していない。しかし、同省の施策 は明らかに輸出拡大につながるものである。「東ティ」国は、ASEAN メンバーが共同 して進める農産品の輸出拡大に参画する素地を整えている。

4.6 準備状況のまとめ

ASEAN 経済共同体が目指す4つの柱の中で、「東ティ」国は、第1の柱「ASEAN を単一の市場と生産拠点にする」を達成するために用意された「AEC 戦略的行動表」の課題を相当程度達成している。また、第2の柱のゴール「ASEAN を競争力のある経済地域にする」を目指し、「AEC 戦略的行動表」の課題を受け入れるのに重大な障害はみられない。第1の柱であれば、貨物、サービス、資本の自由な移動に関し制限的な措置を適用していないことであり、第2の柱に関しては、国境を超える輸送や航空輸送に関して制限的な規制を採用していないこと、また、知的財産権や消費者保護に前向きな対応を行っていることが挙げられる。しかし、「東ティ国」が達成、又は達成を目指しているのは、「AEC 戦略的行動表」に含まれる課題であり、これらは第1及び第2の柱のゴールを目指す手段にすぎない。

「東ティ」国は、「AEC戦略的行動表」に含まれる項目を達成した上で、それぞれの柱のゴールに向かう行程の確立が求められる。

「東ティ国」の ASEAN 加盟に向かう活動における重要な課題は、先に触れたとおり目標の欠如である。 ASEAN 経済共同体が目指す目標は、AEC ブループリント Pillar1~4 で明確に提示されている。また、Pillar1~4 のゴールを達成するための手段は、「AEC 戦略的行動表」にリストされている。さらに、本調査により「AEC 戦略的行動表」のなかで、未達成の項目が明らかになった。「東ティ」国は、先ず、「AEC 戦略的行動表」に含まれる未達成の項目を対象に達成のためのアクションプランを作成するのが重要である。次に、未達成の項目が達成される前提で、Pillar1~4 のゴールを達成目標に設定する。これらのゴールは、「AEC 戦略的行動表」の達成により自動的に到達できるものではない。「東ティ」国は4つの柱のゴールに到達する手段を模索する必要がある。

「東ティ」国の ASEAN 加盟に向けた準備は、「AEC 戦略的行動表」をもとに現状を把握し、次の目標を定めることで完成するとはいえない。すなわち、「東ティ」国の視点で作成した目標を、ASEAN メンバーの視点で検証する必要がある。具体的には、「東ティ」国の加盟準備の現状と今後の目標を、ASEAN メンバー国並びに ASEAN 事務局に説明し、評価を得る作業が必要である。

第5章 「東ティ」国の ASEAN 加盟に係る経済的インパクト

5.1 「東ティ」国の省庁が予測する経済的インパクト

「AEC 戦略的行動表」の達成が、「東ティ」国の ASEAN 加盟の準備が整った時点といえる。したがって、「AEC 戦略的行動表」の個々の課題を対象に、「東ティ」国の達成状況を当該課題の担当省庁と確認し、併せて個々の課題が与える経済的インパクトを聴取した。聴取の結果は、添付資料 2 の「経済的インパクト」の欄のとおりである。個々の項目は細分化されているので、主要省庁、及び主要部門別に経済的インパクトを纏めたのが本章である。5.1.1 より 5.1.6 に主要省庁の見解をまとめた。特定の省庁とは SWOT 分析を実施した。次に、5.2 は調査団の見解である。調査団は、主要 4 分野を中項目に分割し、中項目ごとにインパクトと SWOT 分析をまとめた。

表 5-1 「東ティ」国の省庁の見解

	省庁		SWOT 分析	加盟に伴うインパクト
5. 1. 1	ASEAN 国内事	S	上質な労働力がある	良いインパクトのみであ
	務局	W	経済発展が遅れている	る
		0	ASEAN のマーケットを活用する	
		T	経済力の大きい国との競争に	
			なる	
5. 1. 2	財務省			
	ミクロ経済	S	経済が安定している	直接的なインパクトはな
	担当者	W	地理的な位置が悪い。経済規模	V
			が小さい	
		0	発展、拡大の機会が多い	
		T	ASEAN の企業に席巻される	
	マクロ経済		実施していない	輸出の誘因が高まる。国内
	担当者			産業の発展が加速する
	税関		実施していない	食料の安全保障が問題に
				なる
5. 1. 3	農業・漁業省	S	有機栽培である	輸出入とも影響は少ない
		W	作物の種類、生産性、市場開拓	
			などが遅れている	
		0	大きなマーケットを利用でき	
			る	
		T	コメントなし	
5. 1. 4	商業・産業・	S	強みはない	投資が増加し就労機会が
	環境省	W	技術面の遅れ、その他	増える
		0	コメントなし	
		T	コメントなし	
5. 1. 5	私企業支		実施していない	ASEAN メンバー国からの投
	援・促進庁			資が増加する
5. 1. 6	観光貿易・観		実施していない	ASEAN メンバーとの共同誘
	光事業省			致で観光客が増加する

5.1.1 外務省 ASEAN 国内事務局

外務省 ASEAN 国内事務局は、「AEC 戦略的行動表」のなかで担当する課題を持たないので SWOT 分析、並びに、経済的インパクトは政府官僚としての一般的な見解といえる。

(1) ASEAN 内における「東ティ」国の SWOT 分析

Strengths :「東ティ」国は上質な労働力を持っている

Weaknesses : 経済発展が遅れている。また、地理的に ASEAN の主要マーケットか

ら離れている。

Opportunities : 大きなマーケットに参加するので「東ティ」国の経済発展が加速す

る。

Threats : 経済力の大きな国と競争するので、「東ティ」国の存在価値が薄れる。

(2) ASEAN 加盟に伴う経済的インパクト

「東ティ」国は、ASEAN 加盟により失うものはないので、良い影響を与えるインパクトのみが期待できる。

5.1.2 財務省

経済的インパクトの評価は、ミクロ経済担当、マクロ経済担当、税関のそれぞれの担当者から個別に聴取した。

- (1) ミクロ経済担当者
- 1) ASEAN 内における「東ティ」国の SWOT 分析

Strengths : 「東ティ」は経済が安定している。カンボジア、ラオス、ミャンマ

ーより安定性は高い。

Weaknesses : 地理的な位置が ASEAN のマーケットの中で不利である。また、

経済規模が小さいので、経済の運営や規制に ASEAN 標準を導入

すると行政機構が肥大化する。

Opportunities : 発展初期の経済であり、あらゆる面で発展・拡大の機会がある。

Threats : 競争力が低いので、ASEAN の有力企業が「東ティ」国のマーケ

ットを席巻する恐れがある。

2) ASEAN 加盟に伴う経済的インパクト

「東ティ」国は国内市場を外国に開放しており、外国資本や商品が実際に流入している。したがって、ASEAN 加盟が、直ちに、かつ直接的に経済的インパクトをもたらすとは予想されない。

- (2) マクロ経済担当者
- 1) ASEAN 内における「東ティ」国の SWOT 分析 聴取していない
- 2) ASEAN 加盟に伴う経済的インパクト

ASEAN 向けの輸出は、新規の品目として鉱産物の可能性がある。ASEAN 加盟により大きなマーケットに加わるので輸出の誘因が高まり、国内インフラの整備とともに国内の輸送コストが下がり輸出産業の競争力が強化され輸出量の増加につながる。一方、輸入は、ASEANメンバー国から優秀な技術と技術者を受け入れることで国内産業の発展が促され、輸出産業の強化に結び付く。また、ASEAN 加盟は、観光産業の発展に寄与する。

(3) 税関

- ASEAN 内における「東ティ」国の SWOT 分析 聴取していない
- 2) ASEAN 加盟に伴う経済的インパクト

ASEAN 加盟により物資の自由移動が認められると食料の安全保障が問題になる。輸入 米の増加が政府内で問題になっており、関連する9省が集まり対策会議を開催している。

5.1.3 農業・漁業省

(1) ASEAN 内における「東ティ」国の SWOT 分析

Strengths : 外国製品との競争を指導する立場ではないとし、農業・漁業省の

見解の明示を避けた。ただし、「東ティ」国の農業の大きな特徴は

有機栽培であるとの意見を開示した。

Weaknesses : 農産品の規格が ASEAN 標準に適合していない点である。現在は

オーストラリアの検疫、品質規格を導入しているが将来は ASEAN 標準が求められる。また、農業分野は作物の種類、生産性、市場

の開拓力など多くの面で ASEAN メンバーに遅れている。

Opportunities : ASEAN 加盟により大きなマーケットを利用できる。ただし、品質

と生産性の向上(価格の低減)が新しいマーケットを利用する条件になる。 また、「東ティ」国の農業労働者が他のメンバー国に

おける就労する可能性はあるが能力次第である。

Threats : コメントは得られなかった。

(2) ASEAN 加盟に伴う経済的インパクト

ASEAN 加盟が農産品の輸入に与える影響は予想されない。既に農産品は、多数の品目が大量に輸入されている。ASEAN 加盟を機会に大きく増量することはない。一方、輸出の主力であるコーヒー豆は、ASEAN 以外の国を輸出先にしているのが現状であり、ASEAN 加盟により輸出環境が変わる可能性は低い。

5.1.4 商業・産業・環境省

(1) ASEAN 内における「東ティ」国の SWOT 分析

Strengths : ASEAN の既存メンバーを上回る強みは持っていない。

Weaknesses : 数多くある、特に技術面の遅れは大きな弱点である。

Opportunities: コメントを得られず。Threats: コメントを得られず。

(2) ASEAN 加盟に伴う経済的インパクト

ASEAN 加盟のインパクトは投資の増加である。ASEAN メンバーからの投資が増えれば、国内の就労機会が増加する。また、ASEAN 先進国から優れた技術が流れ込んでくることにより、経済活動が活性化し、この面からも就労機会が増加する。

5.1.5 私企業支援·促進庁

(1) ASEAN 内における「東ティ」国の SWOT 分析 聴取していない

(2) ASEAN 加盟に伴う経済的インパクト

ASEAN メンバーのシンガポール、タイ、インドネシアからの投資実績はあるが、ASEAN 加盟により投資が加速する。特にシンガポールとマレーシアからの投資が期待できる。 投資を誘致する際に、「東ティ」国が CLMV より優位に立つのは次の項目である。

- ・ 国家の安定性。政治、経済の安定性は CLMV より上である。
- ・ 賄賂が少ない。透明性が高まり投資家を安心させる。
- 投資に関する優遇策は、各国とも諸々の施策を用意しており優劣はない。

5.1.6 観光貿易·観光産業省

(1) ASEAN 内における「東ティ」国の SWOT 分析 聴取していない

(2) ASEAN 加盟に伴う経済的インパクト

ASEAN メンバーと共同で観光客を誘致するプログラムに参加できる。たとえば、インドネシアを訪れた観光客を「東ティ」国に誘致する計画である。

5.2 主要 4 部門の経済的インパクト

「AEC 戦略的行動表」にある個々の項目が与える経済的インパクトを、貿易、投資、産業開発、食料・農林業の4分野に分類し、ASEAN 加盟が「東ティ」国の経済に与えるインパクトを抽出した。抽出には、「東ティ」国の省庁が予測する経済的インパクト、「東ティ」国の経済の現状並びにIMFのデータや、ASEANに関する諸々の情報を参考とした。細分化された項目の経済的インパクトを一度に4分野にまとめると、相互の関連性が薄れるので、4分野のそれぞれに中項目を設定し、中項目ごとに経済的インパクトを纏める手法を採用した。中項目は次のとおりである。なお、輸入に関するSWOT分析は、輸入を減少させる要素をStrengths、増加を招く要素をWeaknesses、将来的にStrengthsを助長する要素をOpportunities、Weaknessesを助長する要素をThreatsとした。

表 5-2 4 分野の中項目

分野	中項目
(1) 貿易	(1) 輸出
	(2) 輸入
	(3) 通関システム
(2) 投資	(1) 外国資本の投資
	(2) 政府支援の投資
	(3) 民間資本の投資
(3)産業開発	(1) 公共投資
	(2) 中小企業育成
	(3) 就業機会
	(4) 人的資源
	(5) 起業
(4)食料・農林業	(1) 農産品の輸出
	(2) 農産品の輸入
	(3) 農村インフラ

経済的インパクトは、「東ティ」国の経済に好ましい結果をもたらすものを「Encourage」、 逆に悪い影響を及ぼすものを「Hard」に分類した。「Hard」の項目については対応策を記載 した。

表 5-3 「東ティ」国の ASEAN 加盟に伴う経済的インパクト

分野	中項目	現状 加盟に伴うインパクト			Hardへの対応策
万野	甲項目	2-00	Encourage	Hard	Tialu [・] 、Vク対ル広東
	(1)輸出	コーヒー豆に限 定される。輸出 先は欧米であ る。	コーヒー豆のASEAN地域外 向けの輸出拡大。ASEANレ ベルで実施する輸出拡大策 の効果。 コーヒー豆と他の農産品の ASEANマーケット向けの輸 出開拓	なし	
	(2)輸入	工業製品はすべ ての品目が輸入 され、食料品は 生鮮野菜と生鮮 の魚類を除く品	より豊富な工業製品や生活 必需品が輸入され「東 ティ」国の近代化、生活水 準の向上を促進する	全ての部門で外国製品が 国内市場を席巻し国内産 業の成立、育成を妨げる	
1、貿易		目が輸入されている	経済活動を活性化しASEAN 先進国との発展格差縮小に 役立つ	既存の国内産業 (農業部 門) に悪影響を及ぼす	農業部門の生産性 向上を図る
2、投資	(3)通関シ ステム	輸入日本 輸入日本 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年	ASEAN標準に合わせ通関書類を簡素化することで貿易を促進する 通関手続きをASEAN標準に合わせ輸出入者の利便性を向上する シングルウインドゥは「東ティ」国及び他のASEAN諸	貿易量が比較的少量にもかかわらずASEAN標準の通関手続きを導入するとコスト高である 貿易量の多いSPやインドネシアと同種のシングルウインドゥを導入するのは過剰投資である	通関はIT化が遅れ ておりハードコ ピーで対応してい る。通関のIT化を ASEAN標準で実 施し重複投資を避 ける。
	(1)外国資 本の投資	関が可能である。 外国資本の投資 は自由化されて いる	国の輸出入者の利便性を向上し貿易の拡大に寄与する ASEAN加盟により国家としての安定性が高まり外国資本の投資を誘致できる	国内の民間資本が脆弱で あり、外国資本に席巻さ れる	外国資本と国内資 本の双方の動きを 監視する
	(2)政府支援の投資	政府が会社運営 を支援し、政府 系銀行が資金面 を支援する体制 が整っている	ASEANメンバー国、ASEAN 対話国からの投資が期待で きる ASEANの発展格差の解消、 SME育成プロジェクトとの 相乗効果が期待できる	なし	
	(3)民間資 本の投資	製造業で再投資 がみられるが金 額は低水準であ る	外国資本や政府支援の投資 が呼び水になり投資環境が 整う	なし	

	(1)公共投資	政府が幅広い分 野に投資し生活 水準の向上を 図っている	ASEANの発展格差の解消や IAIの採用により公共投資の 方向が明確になり、公共投 資を対象にした産業が育成 される	なし	
	(2) 中小企 業育成	政府と政府系銀 行がSMEの育成 を図っている 民間部門の規模 が小さい	ASEANのSME育成やIAIプロジェクトに参加し、組織的な育成が図れる ASEANメンバー国の私企業が「東ティ」国に支店や代理店を設立することで中小企業が設立される ASEAN基準の採用による品質向上とマーケットの拡大を背景に手工業が活性化する		SME育成の過程で 外国資本、国内資 本の双方のSMEを 育てる
3.産業開発	(3)就業機会	「東ティ」国内 の就業機会が働者 が外地に出るの に出ている。戻 のを嫌う。	ASEANのSME育成やIAIなどはCLMVが実践するプロジェクトで信頼性が高く就労機会が増加する ASEANメンバー国の優秀な人材がSME育成やIAIプロジェクトに参加し産業開発が加速する		
	(4)人的資源	外国で高等教育 を受けた「東 ティ」の優秀な 人材を活用する 場所が「東 ティ」 国内に少 ない	ASEANをマーケットにするので「東ティ」国の優秀な人材を活用する場が生まれる ASEANメンバー国から優秀な人材を呼び込み産業開発が加速する ASEANの資格相互承認により新たな職域が生まれる	産業開発を外国の人材に 委ねる可能性が生まれる 優秀な人材が他のASEAN メンバー国に流出する	「東ティ」国の高 等教育を充実し人 材育成を図る 魅力ある就労機会 を創出する
	(5)起業	低調である	ディリ中心のマーケットからASEANに拡大し起業への誘因が高まる 「東ティ」国とASEANの人材を組み合わせた起業が期待できる	なし	
	(1)農産品 の輸出	コーヒー豆以外 の輸出はほぼゼ ロである	近隣に大きなマーケットが 生まれるので輸出用農産品 の生産意欲が高まる	なし	
4 . 食	(2)農産品 の輸入	ASEANをはじめ オーストラリ ア、南ア、中 国、台湾などか ら輸入している	なし	地方都市や農村部まで輸入品が浸透する	農業の生産性を高め輸入品に対抗する作物をマーケットに出荷する
料・農林業	(3) 農村インフラ	交通インフラが 脆弱で農産品を 都市部に運ぶこ とができない	ASEANの発展格差の解消、IAI、ICTインフラの進展により農村インフラが改善し、都市部への出荷が可能になり換金作物の生産を通して生活水準が向上する将来は輸出用農産品の生産への展開が期待できる	なし	

5.2.1 貿易

- (1) 輸出
- 1) 現状

コーヒー豆の輸出が95%以上を占めており、主たる輸出先は欧米である。

2) Encourage

- ・コーヒー豆の ASEAN メンバー国以外への輸出拡大が期待できる。ASEAN メンバー国 が協調して農産品の輸出拡大を図っており、「東ティ」国がこのプロジェクトに参加することで ASEAN 域外向けの輸出拡大が想定される。
- ・コーヒー豆と他の農産品を、ASEAN マーケット向けに輸出する機会が生まれる。比較的に輸送距離が短いので、コーヒー豆以外の農産品が輸出競争力を持ち新規輸出が期待できる。
- 3) Hard: なし
- 4) SWOT 分析

Strengths:

・「東ティ」国の輸出は、しばらくは農産品が中心になる。農産品の特徴である有機栽培は、先進国向けの輸出を拡大する宣伝効果がある。

Weaknesses:

・農産品の生産性が低い。また、国内インフラが未整備で、国内輸送費用が高い。

Opportunities:

- ・「東ティ」国の政府が、上記の弱点を理解し対策を講じているので改善が期待でき、 輸出産品のコスト削減が見込まれる。
- ・ASEAN 加盟により「東ティ」国の知名度が高まり、安定した国との評価が得られ、 貿易取引の拡大につながる。
- ・農業・漁業省が、商品作物の栽培強化を図っており、輸出品の種類と量の双方で増加が期待できる。

Threats:

・輸出の主軸のコーヒー豆は、生産強化を図る国が多い。特にアフリカ諸国が顕著であり、「東ティ」国と同様に有機栽培を行っている。

(2) 輸入

1) 現状

工業製品は、すべての品目が輸入されている。輸入元は、ASEANメンバーの他に中国、 韓国、日本、その他である。また、食料品に関しては、生鮮野菜と生鮮魚類を除く品目 が輸入されている。輸入元は、ASEANメンバーが中心である。

2) Encourage

- ・ASEAN 加盟により、更に豊富な工業製品や生活必需品が輸入され、「東ティ」国の近代化、生活水準の向上に寄与する。
- ・輸入が質と量の両面で増加することにより、国内の経済活動が活性化し、ASEAN 先進 国との発展格差の縮小に寄与する。

3) Hard

- ・全ての部門で外国製品が国内市場を席巻し、国内産業の成立や育成を妨げる事態が危惧される。
- ・輸入が大きく増加すると、既存の国内産業 (例えば、農業部門) に悪影響を及ぼし、 生産量や就業者の減少を招く恐れがある。

4) Hard への対応策

- ・「東ティ」国は、国内マーケットが小さいので、全ての分野の産業を育成することはできない。的を絞った国内産業の育成により、特定の産業を国際競争力のある水準に強化する。
- ・農業部門は、経済の柱である。生産性の向上を図ることで、輸入品に対抗する価格競争力を養成する。

5) SWOT 分析

Strengths:

・「東ティ」国の政府が国内産業の持つ弱点を理解し、対策を講じている。また、政府 は対策を実行する潤沢な資金を保有している。

Weaknesses:

・ディリ近郊の人件費が高く、製造業にとってコスト高であり、輸入代替品の製造に 不向きな環境である。ディリ市内を離れると、作業員の確保が難しくなり、国内輸 送費も上昇する。

Opportunities:

- ・ASEAN メンバー国より新しい製品や技術が流入し、国内産業の高度化に寄与することで、輸入代替品の製造が増加する。
- ・マーケットが ASEAN に拡大するので、生産量を採算の取れる規模まで拡大する産業が生まれる。輸入代替品の製造と輸出への寄与が期待できる。
- ・ASEAN メンバー国の企業が国内生産に参入し、輸入代替品や輸出品の製造を開始する。

Threats:

・ASEAN メンバー国の企業が国内生産に参入し輸入代替品の製造を掌握し、私企業の 戦略により輸出入量が変動する事態が生まれる。

(3) 通関システム

1) 現状

輸入通関に要する日数は書類が完備していれば 1 日である。ただし、通関書類の提出 はすべてハードコピーであり、提出できるのは船の到着後である。通関先進国と比較す ると時代遅れの感がある。医薬品、危険品、生鮮品に対しては特別扱いがあり、港に貨 物を置くことなく通関が可能である。

2) Encourage

- ・ASEAN 標準に合わせて通関書類を簡素化することで輸出入者の負担が軽減され、貿易が促進される
- ・同様に、通関手続きを ASEAN 標準に合わせ簡略化することで輸出入者の利便性が向上 し貿易の促進が期待できる。
- ・将来のシングルウインドウ導入は、「東ティ」国及び他の ASEAN 諸国の輸出入者の利 便性を大きく向上し貿易の拡大に寄与する

3) Hard

- ・貿易量が比較的少量にもかかわらず ASEAN 標準の通関制度を採用すると、導入と運営 の双方でコスト高の通関システムになる。
- ・貿易量の多いシンガポールやインドネシアと同種のシングルウインドウを導入するの は過剰投資である。

4) Hard への対応策

・「東ティ」国の税関は IT 化が遅れており、通関書類はハードコピーの受け渡しで対応している。通関の IT 化を進める際に、ASEAN 標準や ASEAN シングルウインドウに配慮することで重複投資を避け IT 設備に投入する費用を極小化できる。

5) SWOT 分析

Strengths:

・東南アジア諸国と比較し賄賂の横行がみられない。

Weaknesses:

- ・IT 化が遅れており、輸出入者は時間と費用の負担が大きい。
- ・ASEAN 標準の IT 化を進めると、輸出入のボリュームに比して過大なシステム投資 になる。

Opportunities:

- ・IT 化により通関手続きの迅速化、省力化を図る余地が多く残されている。
- ・ASEAN メンバー国が導入した通関システムを部分的にコピーすることで、導入コストを削減できる。

Threats:

・インドネシアやシンガポールなどの貿易大国と同調した税関手続きの改革を強いら れると過剰投資になる。

5.2.2 投資

- (1) 外国資本の投資
- 1) 現状

外国資本による投資は自由化されている。

2) Encourage

ASEAN 加盟により国家としての安定性が更に高まり、より多くの外国資本の投資を誘致できる。

3) Hard

国内の民間資本が脆弱であり、国内における投資が外国資本に席巻される恐れがある。

4) Hard への対応策

外国資本と国内資本の双方の投資活動を監視する体制を整え、過度な集中を排除する。

5) SWOT 分析

Strengths:

- ・外国投資家に国内マーケットを解放しているので投資の増加が期待できる。
- ・政府が外国からの投資を支援している。

Weaknesses:

- ・外国からの投資を誘致した実績が少ない。
- ・国内産業が発展初期の段階であり即効性の高い投資機会が少ない。

Opportunities:

- ・ASEAN 加盟により「東ティ」国の知名度が上がり、信頼性が高まることで外国から の投資を誘致できる。
- ・国内産業が発展初期であり、投資機会は今後加速度的に増加する。とくに、中・長期の投資は ASEAN メンバーに期待する分野である
- ・政府主導で大型プロジェクトが進められており、当該プロジェクト、並びにプロジェクトの関連した投資機会が増加する。

Threats:

・外国からの投資を誘致した実績が少なく、投資を拡大するノウハウに欠ける。

(2) 政府支援の投資

1) 現状

政府が民間企業の会社運営を支援し、併せて、政府系銀行が民間企業に資金を供給する体制が整っている。また、政府は、政府支援の投資を拡大する資金力を持っている。

2) Encourage

・政府投資に協調し、ASEAN メンバー国、並びに日本、中国、韓国などの ASEAN 対話 国からの投資が期待できる ・発展格差の解消、IAI、中小企業育成など ASEAN の各種プロジェクトとの相乗効果により、政府投資が拡大する

3) Hard

なし

4) SWOT 分析

Strengths:

・「東ティ」国政府は、石油資源を背景に豊富な資金を有している。

Weaknesses:

- ・投資経験が少なく、効果的な政府投資の実行に不安がある。
- ・人口が少なく、私企業も少ない。政府の所有する豊富な資金力を活用する機会が少ない。

Opportunities:

- ・政府投資を呼び水に、ASEANメンバーや対話国からの投資を誘致できる。
- ・逆に、外国からの投資に合わせ、政府が協調して投資額を増加する資金的余力を持っている。

Threats:

・CLMV と競合する。著しい経済発展がみられるカンボジアやミャンマーと外国資本 の誘致競争を行うと不利である。

(3) 民間資本の投資

1) 現状

製造業の部門で再投資がみられるが金額は低水準である。

2) Encourage

外国資本による投資や政府支援の投資が呼び水になり投資環境が整い、民間企業の投資が活性化する。

3) Hard

なし

4) SWOT 分析

Strengths:

・政府の支援を受けられる。

Weaknesses:

・すべての産業が発展初期であり、投資金額の回収に不安が残る。

Opportunities:

・「東ティ」国の経済発展にともない投資機会が増大する。

Threats:

・有望な投資先は、民間資本の投資の前に外国資本が参入する可能性がある。

5.2.3 産業開発

- (1) 公共投資
- 1) 現状

政府が、国民の生活水準の向上を目的に幅広い分野に直接投資を行っている。

2) Encourage

ASEAN の発展格差の解消や IAI プロジェクトの採用により公共投資の方向性が明確になり、公共投資の受注を対象にした民間産業が育成される。

3) Hard

なし

4) SWOT 分析

Strengths:

・政府が潤沢な資金を保有している。

Weaknesses:

- ・政府に公共投資の経験が少なく、投資ノウハウの信頼性が低い。
- ・すべての産業が発展初期であり、公共投資がばら撒きになる可能性がある。

Opportunities:

・公共投資を土台に各種産業や地域経済の成立・発展が期待できる。

Threats:

- ・産業開発に寄与せず、一過性の投資に終わる可能性がある。
- (2) 中小企業 (SME) 育成
- 1) 現状

複数の省庁と政府系の銀行が中小企業の育成を図っているが、依然として民間セクターの規模が小さい

2) Encourage

- ・ASEAN の中小企業育成や IAI プロジェクトに参加し、組織的な育成方法に関する情報やアドバイスを入手できる。また、CLMV などの成功事例を参考にすることが可能になる。
- ・ASEAN メンバー国の民間企業が「東ティ」国に支店や代理店を設立することで中小 企業の設立が加速される。
- ・ASEAN 基準の採用により品質向上とマーケットの拡大が実現し、手工業が活性化する。

3) Hard

外国資本が中小企業の設立にも参画し、マーケットの隅々まで席巻する恐れがある。

4) Hard への対応策

中小企業育成の過程で外国資本と国内資本の双方の中小企業を育成する方針を導入する。

5) SWOT 分析

Strengths:

- ・政府に中小企業を育成する十分な資金力がある。
- ・ASEAN から優秀な技術を導入する体制が整っている。

Weaknesses:

- ディリ近郊の人件費がカンボジアやミャンマーより割高である。
- ・就労可能人口が少なく、中小企業向け労働者の供給能力が小さい。

Opportunities:

- ・輸入品があらゆる分野に入っている。輸入代替品を生産すれば、十分な国内マーケットがあるといえる。
- ・交通インフラの整備により輸送コストが削減され、農村地帯の製品は都市部で輸入 品と価格競争が可能になる。

Threats:

・ASEAN 加盟により外国企業の参入が増加するので、外国企業の戦略により中小企業 の育成策が影響を受ける。

(3) 就労機会

1) 現状

「東ティ」国内の就労機会が少なく熟練労働者が外地に就労先を求めている。また、 国に戻るのを嫌う留学生がでている。

2) Encourage

- ・ASEAN が提供する中小企業育成や IAI などは、CLMV が実践するプロジェクトであり 信頼性が高く就労機会の増加に寄与する
- ・ASEAN メンバー国の優秀な人材が熟練労働者として「東ティ」国内で就労することにより産業開発が加速し、就労機会の増加をもたらす

3) Hard

なし

4) SWOT 分析

Strengths:

・外国からの投資や熟練労働者に門戸を開いており、外国企業の主導による起業が容易である。起業は就労機会の増加に直結する。

Weaknesses:

・すべての産業が発展途上であり、安定的に従業員を雇用する企業が少ない。

Opportunities:

- ・ASEAN 加盟によりマーケットが拡大するので、「東ティ」国に生産基地を設置する 企業があらわれる。
- ・ASEAN 加盟により優秀な技術と労働者が流入し、国内産業の高度化に寄与する。輸入代替品や輸出品の製造が高まり就労機会が増加する。

Threats:

・国内産業が発展しても、外国人労働者が有望な職種を占める可能性がある。

(4) 人的資源

1) 現状

高等教育を受けた人材に適した職場が国内に少なく、人材を育成する誘因に欠ける。

2) Encourage

- ・ASEAN をマーケットにするので経済活動の領域が拡大し、優秀な人材を活用する場が 生まれる。
- ・ASEAN メンバー国から優秀な人材が流入し、人材を活躍できる職場が増加する。就労機会の増加は一層の人材育成につながる。
- ・ASEAN メンバー間における資格の相互承認により、新たな職域として「東ティ」国民 が他の ASEAN メンバー国で就労する機会が生まれる。新たな職を獲得する意欲が人的 資源の向上につながる。

3) Hard

- ・外国の優秀な人材が限られ職場を占有し、「東ティ」国の人材を活用する機会が増加しない。
- ・「東ティ」国の優秀な人材が他の ASEAN メンバー国に流出し、「東ティ」国の産業開発 に寄与しない。

4) Hard への対応策

- ・「東ティ」国内の高等教育を充実し、人材育成を図る。
- ・「東ティ」国内に魅力ある就労機会を創出し、優秀な人材を引き留める。

5) SWOT 分析

Strengths:

・国内の大学のみでなく、外国の大学で学ぶ優秀な人材が多い。

Weaknesses:

・優秀な人材を活用する十分な就労機会が提供できない。修学の意欲を減退させる可 能性がある。

Opportunities:

・ASEAN 加盟により、国内のみでなく ASEAN メンバー国内の就労機会が増加し、修 学の意欲が高まる。 ・私企業は、国内の人材と ASEAN メンバーの人材の双方を活用する機会が生まれる。

Threats:

・育成した人材が ASEAN メンバー国に流出する。

(5) 起業

1) 現状

「東ティ」国の経済規模は小さく、起業は低調である。

2) Encourage

- ・ディリ中心の小さいマーケットから ASEAN マーケットに拡大するので起業への誘因が 高まる。
- ・「東ティ」国の人材と ASEAN メンバー国の人材を組み合わせた起業が期待できる。
- 3) Hard

なし

4) SWOT 分析

Strengths:

・企業経営と資金の両面で政府の支援がある。

Weaknesses:

・経験不足である。起業に精通した人材が少ない。

Opportunities:

- ・ASEAN 加盟により参入可能なマーケットが拡大するので起業への誘因が高まる。
- ・ASEAN メンバー国の企業との JV で起業が可能になる。
- ・「東ティ」国に進出した ASEAN メンバー国の企業による起業が増加し、起業、並び に会社経営のノウハウが「東ティ」国の企業に広まる。

Threats:

・起業の分野を外国企業が席巻する。

5.2.4 食料・農林業

- (1) 農産品の輸出
- 1) 現状

輸出農産品の中でコーヒー豆が圧倒的なシェアー(95%前後)を持っており、他の輸出品目である豆類や家畜等はわずかなシェアーで推移している。

2) Encourage

- ・近隣に ASEAN という大きなマーケットが生まれるので輸出用農産品を生産する意欲が 農家に広まる。
- ・政府が進める商品作物の栽培奨励により、輸出農産品は種類、量とも増加する。

3) Hard

なし

4) SWOT 分析

Strengths:

- ・輸出農産品の生産は、資金と技術の両面で政府支援がある。
- ・有機栽培は輸出品の差別化に役立つ。

Weaknesses:

- ・生産性が低く、価格競争力が低い。
- ・ASEAN 標準の規格、安全基準が導入されていない。
- ・国内の輸送費用が高い。

Opportunities:

- ・近隣に大きなマーケットが生れ、輸出農産品の生産意欲が高まる。
- ・輸出先が定まるので、品種、規格、価格等の目標を設定できる。
- ・ASEAN メンバーと共同で、ASEAN 以外の市場を開拓できる。

Threats:

- ・ASEAN の農業先進国がマーケットを席巻し「東ティ」国が参入する余地が少ない。
- ・規模と価格で優位に立つ ASEAN の農業先進国が農産品の輸出マーケットをリードし、「東ティ」国は輸出の主導権を得られない。

(2) 農産品の輸入

1) 現状

ASEAN メンバー国をはじめオーストラリア、南アフリカ、中国、台湾などから多様な 農産品が輸入されている

2) Encourage

なし

3) Hard

ASEAN 加盟に伴い輸入量が更に増加し、地方都市や農村部まで輸入農産品が浸透する恐れがある

4) Hard への対応策

政府が進めている農業の生産性向上を実現し、輸入品に対抗できる作物を生産する

5) SWOT 分析

Strengths:

特になし。

Weaknesses:

・生産性が低く、割高な国内輸送費と併せて国産品は輸入品に対する価格競争力が低い。

Opportunities:

- ・政府の進める生産性の向上と品種改良により、国内生産品の品質と価格競争力が向上し輸入品を代替する。
- ・国内インフラの整備により輸送コストが削減され、国内産品の輸入品に対する価格 競争力が高まる。

Threats:

・外国製品が都市部と地方の双方のマーケットに浸透し、農民の生産意欲が減退する。

(3) 農村インフラ

1) 現状

国内の交通インフラが脆弱で、農産品の都市部への運送に時間と費用を要する。

2) Encourage

- ・ASEAN の発展格差の解消、IAI、通信インフラなどのプロジェクトを活用し、農村インフラが改善すれば、農産品の都市部への出荷が増加する。農家は、換金作物の生産を増加することで生活水準の向上が図れる。
- ・将来は、輸出用農産品の生産への展開が期待できる。
- 3) Hard

なし

4) SWOT 分析

Strengths:

・政府がインフラ改善に取り組んでおり、十分な資金力を有している。

Weaknesses:

・道路輸送と通信のインフラなど改善を要する項目が多岐にわたり、インフラ整備に 時間がかかる。

Opportunities:

・政府が主導し、弱点解消に向けた各種プロジェクトを進めている。順次効果が期待できる。

Threats:

・国内インフラが整備され、地方の農産物が都市部に供給される前に、外国製品がマーケットを席巻する可能性がある。

5.3 経済的インパクトのまとめ

ASEAN 加盟に伴う経済的インパクトは、「東ティ」国の経済に寄与する項目が多数を占める。背景には、「東ティ」国の経済が対外的に開かれており、外国産品の輸入、外国企業の参入や投資が自由に行われている環境がある。外国企業の「東ティ」国内における活動

は、ASEAN 加盟により大きな影響は受けないと予想される。一方、国内企業に関しては、小さな国内マーケットから ASEAN マーケットに拡大するのを発展の機会と受け止める。この結果、ASEAN 加盟は「東ティ」国の経済に寄与すると判断される。

ASEAN 加盟を「東ティ」国の経済発展の好機ととらえ、実際に経済発展を実現するには、 農産品を始めとする「東ティ」国の生産品が品質と価格の両面で輸入品に対抗できること が前提になる。また、人材面では、「東ティ」国の人材が ASEAN メンバー国から流入する 熟練労働者に対抗できることが前提になる。この前提が崩れると、ASEAN 加盟に伴い「東 ティ」国が享受する経済的インパクトが著しく低下すると見込まれる。

第6章 「東ティ国」の ASEAN 加盟に向けた課題

6.1 総括

「東ティ」国が ASEAN 加盟に向けて対応すべき課題は、3 つのグループに集約される。 先ず、アクションプランの作成である。「東ティ」国の ASEAN 加盟に向けた準備活動は、 統合されていないのが最大の課題である。各省庁はアクションプランを早急に作成する必要がある。アクションプランは、「AEC 戦略的行動表」のなかでそれぞれの省庁が担当する 項目を対象に作成する。項目別に、現状と今後の活動計画をまとめてアクションプランと する。ASEAN 国内事務局は、全省庁のアクションプランをまとめ、「東ティ」国政府のアクションプランに統合する。アクションプランの完成後は、ASEAN 加盟に向けた準備活動の進捗状況をアクションプランとの対比で確認することになる。

次に、AEC ブループリントの掲げる 4 つの柱の達成である。4 つの柱は、AEC が成立する前提条件であり、「東ティ」国は、ASEAN 加盟までに達成することが求められる。4 つの柱を達成する手段は、「AEC 戦略的行動表」に細かく記載されている。「東ティ」国は、「AEC 戦略的行動表」に従って同表の各課題を順次達成することで、4 つの柱に到達することができる。今回の調査は、「AEC 戦略的行動表」の中で未達成の項目を明らかにした。「東ティ」国の省庁は、未達成の項目を対象にしたアクションプランを作成し、着実に実行することで4 つの柱に向かうことができる。

3 つ目が、ASEAN 加盟に伴い批准すべき ASEAN の条約、合意文書などである。これらの条約等は、批准により完了するものではなく、条約や合意文書等の内容を国内法に反映させる作業が必用である。この作業を実施する準備が課題である。

以下に、「AEC 戦略的行動表」の中で「東ティ」国が未達成の項目、並びに、批准すべき 主要な ASEAN の条約と合意文書を取り上げる。「AEC 戦略的行動表」は、ASEAN メンバ 一間の合意の積み重ねの中で生まれたものであり、解説は、批准すべき条約と合意文書か ら始め、次いで「AEC 戦略的行動表」の順番で行う。

表 6-1 ASEAN 加盟に向けた対応すべき事項(経済分野に限る)

分野			現状	2015年までに取り	2015年以降の課題
合意文	ACE		26W	組むべき課題	2010年8月40年8月
書	ASE.	宣設型具言 東南アジア友好協 力条約	967 アクションを取っていない 976 2007年に参加した アクションを取っ	合意文書の内容を 取り込んだ国内法 を制定する	ASEANの決定に従い 随時国内法を改 正、新設する
		定 1 第二ASEAN共和宣言 (バリコンコー 2 ド)	976 「クションを取っ ていない アクションを取っ 003 ていない		
	AEC	の合意文書		1	
			997 アクションを取っ ていない	合意文書の内容を 取り込んだ国内法	ASEANの決定に従い 随時国内法を改
			7クションを取っ ていない	を制定する	正、新設する
		ASEAN物品貿易協定 (ATIGA) 2	アクションを取っ ていない		
AECブ	第-	- -の柱 : 単一市場と			
ループ リント		物品の自由な移動	移動を制限していない	現在の政策がASEAN 標準を満たすか確	政府が国内産業を 支援、保護する政
		サービスの自由な 移動	移動を制限してい ない	認する	策を取る場合は、 内容によりASEANメ
		投資の自由な移動	移動を制限していない		ンバーと協議する
		資本の自由な移動	移動を制限してい ない		
		熟練労働者の自由 な移動	移動を制限していない		
		優先統合分野	「東ティ」国は関 係しない		
		農業林業漁業	輸出入に関する制限はない。品質と検疫はオーストラリアの基準を導入している。	品質、検疫基準が ASEAN標準を満たす か確認する	政府が農家や農業 関連産業を支援、 保護する政策を取 る場合は、内容に よりASEANメンバー
	hh -		7 7 7 14 14		と協議する
	弗_		る経済地域 制度を導入してい	ASEANの標準的な制	民間部門への周
		競争政策	ない制度を導入してい	度を導入する	知、順守を徹底する
		消費者保護	ない制度を導入してい		<u>ر</u>
		知的所有権	ない		
		インフラストラク チュア開発	ASEANとの協調政策 を取っていない	道路安全基準や複合一貫輸送など可能なものはASEANと同種の制度を導入する	
		税制	二重課税防止の2国 間協定を導入して いる	現行制度がASEAN標 準を満たすか確認 する	
		電子商取引	制度を導入していない	ASEANも本格導入に 至っていない。 ASEANの動向を注視 する。	

AECブ	第三	で注 : 公平な経済発展	展		
ループ		中小企業開発	独自の育成策を	ASEANのSME、IAI等	TLがSMEやIAIの対
リント			取っている。ASEAN	の会議にオブザー	象になる。ASEANの
			と協調的な政策を	バー参加し協調的	支援、協調を期待
			取っていない。	な政策を実施する	する分野、政策を
		ASEAN統合イニシア	ASEANとの協調政策		具体的に明示す
		チブ	を取っていない		る。
	第匹]の柱 : グローバル経過	斉への統合		
		対外経済関係へ一	ASEANとの協調政策	ASEANの関連会議に	
		貫したアプローチ	を取っていない	オブザーバー参加	
		グローバルサプラ	ASEANとの協調政策	し協調的な政策を	
		イネットワークへ	を取っていない	実施する	
		の参加	を取りていない		
	AEC	の2015年までの課題、2015	年以降の課題に取り	組むアクションプラン	ンを作成する
ションプラン		省、部門ごとに作成する			
の作成		達成すべき項目を列記する	5		
		達成目標年度を明記する			

6.2 ASEAN 経済共同体の条約、合意文書、その他

「東ティ」国が ASEAN 加盟に際し批准すべき条約、合意文書、その他を添付資料 1 にまとめた。主要な条約等は、以下のとおりである。条約等の件数が相当数になるので、ASEAN 事務局のアドバイスのとおり、内容の類似した条約や合意文書を纏めて批准するのが効率的である(第 4 章、4.4.2(2)2))。

(1) ASEAN の合意文書

・東南アジア諸国連合設立宣言 (1967年成立)

インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5カ国が東南アジア諸国連合の設立を宣言した。メンバー国間の経済、社会、文化、技術、教育、その他の分野における協調と地域の平和、安全を目標に掲げた。

・東南アジア友好協力条約(1976年成立)

国連憲章に基づき、域内諸国間において平和的な関係を維持・管理することを誓約した。 1976 年にインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの 5 カ国が承認し、1995 年までに ASEAN の全メンバーが承認した。 ASEAN 加盟国以外も参加可能であり、現在の条約加盟国は 25 カ国になっている。「東ティ」国は 2007 年に参加している。

・ASEAN 事務局設立協定(1976年成立)

恒久的な事務局の設置を決議した。所在地はジャカルタである。設立当社は経済統合・金融局、対外関係・調整局、資源開発局の3局で構成された。現在は ASEAN 共同体を構成する3つの共同体をそれぞれ担当する局と総務・管理を担当する局の4局の構成になっている。

・第二 ASEAN 共和宣言 (バリコンコード) (2003 年成立) ASEAN 共同体を構成するする柱として 3 つの共同体の形成を目指すことを宣言した。

「東ティ」国は、ASEAN 加盟に際しこれらの条約、合意文書等を批准し、併せて条約・合意の内容を取り込んだ国内法の整備が求められる。

- (2) ASEAN 経済共同体の合意文書
 - ・ASEAN ビジョン 2020 (1997 年成立)2020 年までの ASEAN 地域の発展と域内協力を展望し、ASEAN 地域全体が「ASEAN 共同体」の形成を目指すことを掲げた。
 - ・ASEAN 憲章(注1)(2007年成立)
 ASEAN 共同体の設立を見据え、ASEAN の組織と制度の一層の整備を図った。また、ASEAN がこれまでに採用した諸原則を包括的に確認した。
 - ・ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA) (注2) (2009 年成立)
 - (注1) 法的にメンバー国を拘束する
 - (注2) ATIGA 以前に成立した以下の合意事項を包含する
 - ・ASEAN Preferential Trading Arrangements (1977 年成立) 域内の貿易を優遇する関税政策の導入を合意した。
 - ・ASEAN Agreement on Customs (1977 年成立) 税関の手続き、審査手順の統合に関する議論を進めることに合意した。
 - ・Framework Agreement on Mutual Recognition Arrangements (1998 年成立) 電気製品や化粧品等の安全基準を定めるが、全てのメンバーが採用できない 場合は、特定のメンバー間で協議し相互に採用する方式を決定した。
 - ・e-ASEAN Framework Agreements (2000 年成立) ASEAN 域内の地方にまで IT 化を進めることを目指す。
 - Protocol Governing the implementation of ASEAN Harmonizsed Tariff Nomenclature (2003 年成立)

税関が行う品目分類に関する決議である。ASEAN メンバー間で同一の分類 基準の採用を目指す。

· Agreement to establish and implement the ASEAN single window (2005 年成立)

ASEAN メンバー間で貿易に関するシングルウインドウを共同運営することを見ざす。最終的目標は、1回の入力により輸出と輸入に関連する全ての申請が完了するシステムである。

合意文書の批准、並びに国内法の整備は「(1) ASEAN の合意文書」と同一であり、批准に伴い国内法の整備が求められる。

6.3 AEC ブループリントと「AEC 戦略的行動表」

ASEAN 経済共同体の成立は、4つの柱の達成が前提になる。また、4つの柱の達成には、「AEC 戦略的行動表」に記載された課題を順次達成することが求められる。「東ティ」国は、ASEAN 加盟の前に4つの柱を達成することが期待される。4つの柱を大項目とすると、大項目を達成するための手段は中項目、更に、小項目に分類される。中項目は16、小項目は256項目である。「AEC 戦略的行動表」の実施状況並びに今後の進捗を把握するには、中項目を対象にするのが順当である。中項目の内容を簡素化し、表6.2にまとめた。中項目を対象に、「東ティ」国がASEAN 加盟に向けて達成すべき課題を以下に確認する。

表 6-2 「AEC 戦略的行動表」の中項目

大項目	中項目
第1の柱:ASEAN	N を単一の市場と生産拠点にする
	①物品の自由な移動
	②サービスの自由な移動
	③投資の自由な移動
	④資本の自由な移動
	⑤熟練労働者の自由な移動
	⑥農業・林業・漁業
第2の柱: ASEAN	Nを競争力のある経済地域にする
	①競争政策
	②消費者保護
	③知的所有権の保護
	④インフラ開発
	⑤税制
	⑥電子商取引
第3の柱:ASEAN	N内で公平な経済発展を図る
	①中小企業開発
	②ASEAN 統合イニシアチブ(IAI)
第4の柱:ASEAN	Nを世界経済と統合する
	①対外経済関係へ統合したアプローチ
	②グローバルサプライネットワークへの参加

出典:「AEC 戦略的行動表」

6.3.1 AEC ブループリント第1の柱: ASEAN を単一の市場と生産拠点にする

(1) 中項目①~⑤

- ①物品の自由な移動
- ②サービスの自由な移動
- ③投資の自由な移動
- ④資本の自由な移動
- ⑤熟練労働者の自由な移動

1) 現状

上記の5項目に関し、「東ティ」国は移動を制限する措置を取っていない。

2) 2015年までに取り組むべき課題

「東ティ」国が採用している施策は ASEAN 標準を満たすと思われるが、第1の柱が目指す「単一の市場と生産拠点」に合致することを確認する。具体的には、ジャカルタの ASEAN 事務局との打ち合わせ、ASEAN メンバー並びに ASEAN 事務局の意見を聴取する。

3) 2015年以降の課題

「東ティ」国が、国内産業を支援、保護する政策を採用する場合は、内容により ASEAN メンバーと協議し合意を得る。

(2) 中項目 - ⑥

⑥農業・林業・漁業

1) 現状

「東ティ」国は農産品の輸出入に関する制限措置を設置していない。したがって、農産品の移動に関しては ASEAN の合意を満たしている。ただし、農産品の品質と検疫はオーストラリア基準を導入しているので、ASEAN 基準と異なる。

2) 2015年までに取り組むべき課題

農産品の品質と検疫に関し「東ティ」国の採用したオーストラリア基準が ASEAN 標準 を満たすことを確認する。

3) 2015年以降の課題

「東ティ」国政府が農家や農業関連産業を支援、保護する政策を取る場合は、内容により ASEAN メンバーと協議し合意を得る。

6.3.2 AEC ブループリント第2の柱: ASEAN を競争力のある経済地域にする

(1) 中項目①~③

- ①競争政策
- ②消費者保護
- ③知的所有権の保護
- 1) 現状

上記の3項目に関し、「東ティ」国は国内法を制定していない。

- 2) 2015年までに取り組むべき課題 3項目に関する ASEAN の標準的な法律、制度を導入し施行する。
- 3) 2015年以降の課題

新たに施行した法律を民間部門に周知し、順守させる。

(2) 中項目④

④インフラ開発

1) 現状

「東ティ」国はインフラ開発を進めているが、ASEAN の各種プロジェクトとの協調政策は取っていない。

2) 2015年までに取り組むべき課題

道路の安全基準や複合一貫輸送の実施規則などは、ASEAN 加盟に先立って ASEAN 標準を国内に導入することが可能である。ASEAN 加盟の前に可能な限り ASEAN 標準の採用を進める。

(3) 中項目⑤

⑤税制

1) 現状

外国資本の投資に対する二重課税防止の協定をインドネシア、並びにポルトガルと締結している。

2) 2015年までに取り組むべき課題

現行制度が ASEAN の求める内容を満たすか確認する。ASEAN 標準に合致する場合は、インドネシア以外の ASEAN メンバーとの間で協定締結を進める。

(4) 中項目⑥

⑥電子商取引

1) 現状

「東ティ」国は電子商取引に係る制度を導入していない。

2) 2015年までに取り組むべき課題

ASEAN メンバー国も本格導入に至っていない。電子商取引が導入された時は ASEAN の全メンバーが同時に採用する必要がある。「東ティ」国は、ASEAN の動向を注視し、導入に対応する体制を整備する。

6.3.3 AEC ブループリント第3の柱: ASEAN 内で公平な経済発展を図る

(1) 中項目①~②

- ①中小企業開発
- ②ASEAN 統合イニシアチブ (IAI)
- 1) 現状

「東ティ」国は各種の中小企業育成策を実施しているが、ASEAN の各種プロジェクトと協調した政策を取っていない。また、ASEAN 加盟国内の格差を是正するための行動目

標に合致した政策を採用していない。

2) 2015年までに取り組むべき課題

ASEAN の中小企業育成策、IAI 等の会議にオブザーバー参加し ASEAN が採用する育成策を把握する。国内で実施する育成策を可能な限り ASEAN のプロジェクトに協調させることで、ASEAN 加盟の準備を進める。

3) 2015 年以降の課題

ASEAN 加盟後は、「東ティ」国が ASEAN の中小企業育成策や IAI プロジェクトの対象 になる。中小企業育成策を立案し、ASEAN の支援を期待する分野を具体的に明示するプロジェクト管理の体制を整える。

6.3.4 AEC ブループリント第 4 の柱: ASEAN を世界経済と統合する

- (1) 中項目①~②
 - ①対外経済関係に統合したアプローチ
 - ② グローバルサプライネットワークへの参加
- 1) 現状

上記の2項目に関してはASEANとの協調的な政策を採用していない。

2) 2015年までに取り組むべき課題

ASEAN の関連会議にオブザーバー参加し、協調的な政策を実施することで加盟に向けた準備を整える。

6.4 ASEAN メンバーとしての活動の準備

6.4.1 人材

「東ティ」国を代表し ASEAN 会議に出席する人材の確保が課題である。ASEAN の会議は年間 1000 回を超える規模に拡大しているので、「東ティ」国は出席する会議を選択するのが順当な対応である。しかし、選択しても年間に数百回の会議に出席することになるので人材確保は優先的に対応すべき課題である。

確保する人材は2種類に分類される。一つのグループは、ASEAN 共同体や、共同体を構成する3 つの共同体を運営する、また、各種のプロジェクトの立ち上げや管理を担当する人材である。他のグループは、特定分野に専門的な知識を有する人材である。例えば、税関の品目分類基準の統一化や農産品の安全に関するASEAN 会議に出席し、「東ティ」国の意見を述べる人材である。

6.4.2 会議の主催

「東ティ」国が ASEAN に加盟した後は、代表者が ASEAN 会議に出席することに加えて ASEAN 会議を「東ティ」国で開催する必要がある。 ASEAN の最高意思決定機関であるサミットの議長はメンバー国の持ち回りであり、「東ティ」国が加入後は 11 年の周期で議長職を担うことになる。また、サミット以外の ASEAN 会議を「東ティ」国で随時会議を開催する必要が生じると思われる。「東ティ」国は、大規模な会議を開催する会場と参加者が宿泊するホテルの整備が必要である。

第7章 調査団の提言

7.1 提言

「東ティ」国が、ASEAN 加盟のために対応する課題を第6章で解説した。第6章では、アクションプランを作成する重要性を指摘したが、アクションプランの作成と実行を担うのは「東ティ」国の省庁である。アクションプランに含むべき課題と課題を達成する責任省庁の関係を明らかにし、また、「東ティ」国の省庁のみでは達成が非効率な課題については外部に求める支援内容を加えたのが本章である。「東ティ」国は、本章の各項目を検証し、課題達成を図るのが望ましいとするのが調査団の提言である。最後に、各項目の重要度と緊急度を分析し、我が国が協力する妥当性の高い事項をまとめた。

「東ティ」国が、ASEAN 加盟のために対応する必要がある課題と責任省庁、また、課題の達成が求められる時間枠を示したのが図 7-.1 である。なお、ADB は 2013 年から「東ティ」国政府に対して地域経済統合準備に関するに技術協力の実施を計画しており、本調査で挙げられた課題につき、かかる技術協力の対象とすることも一案である。

	2015年すて	に取り組むべき課題			3年				4年				5年	
			1 QT	2 QT	3 QT	4 QT	1 QT	2 QT	3 QT	4 QT	1 QT	2 QT	3 QT	46
. ASE	ANの条約や合意文書		<u> </u>											_
	法務省	(1) ASEANの条約や合意事項を国内	_								→			
1.01	いいのなり、フェッカリ・ロ	法に反映させる体制の整備			_									
. ASE	ANの進める標準化の 農業・漁業省	フ新規導入 │(1)ASEAN会議へオブザーバー出席												
	辰未・偲未旬	し、情報収集	_							\rightarrow				
		(2)農産品のトレーサビリティー												_
		の確保	_				ightharpoons							
	法務省	(3)知的財産権に関連した法令の												
		整備・施行												
. ASE		ブラムとの整合性の確認												
	農業・漁業省	(1)農産品の品質規格	_			\mapsto								
		(a) ACDAN人类,上づ近 以 川南												_
		(2) ASEAN会議へオブザーバー出席 し、情報収集	_							\rightarrow				
	財政省	(3)税関業務のシステム化												
	K1 177 E	(の) (() () () () () () () () () () () () (_				→							
	商業・産業・環境	(4)産業開発を有効に実施する体												
	省	制の整備(IAIプログラムへの対	_											
		応)			_									
ASE		ブラムへの参加	<u> </u>											
	財務省	(1)税関業務のシングルウインド	_							\rightarrow				
fin E	旧伊維活動	ウ化												
		関係強化											_	H
(1		1) 二国間協定の推進												
	7133 1		_						ightarrow					
		2) 大使館の設置					\rightarrow							
							_							
		3) ASEAN会議へのオブザーバー出	_							\rightarrow				
		席 Nanatata								_ •				
	農業・漁業省 財務省 商業・産業・環境 指 EANの新規開発プログ 財務省 盟促進活動 1) ASEANメンバーとの 外務省 ASEAN国内事務局 (2) ASEAN会議への参加 ASEAN国内事務局 (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	4) ASEAN事務局への駐在員の派遣								\rightarrow				
		5) ASEANメンバー、並びにASEAN事								_				_
	NOTWINE 1 1-1/2 /m	務局との情報交換	_							ightarrow				
		6) ASEANメンバー、並びにASEAN事												
		務局との定期的な会議の実施												
(2) ASEAN会議への参加	1.準備												
	外務省	1) ASEAN会議へのオブザーバー出	_							\rightarrow				
		席 Nanatata												
		2) ASEAN事務局への駐在員の派遣								\rightarrow				
	ASEAN国内東茲昌	3) ASEANメンバー、並びにASEAN事												
	WODWIN 国 L 1 主 429 / m)	務局との情報交換	_							ightarrow				
		4) ASEANメンバー、並びにASEAN事												
		務局との定期的な会議の実施												
		5) 人材育成とオブザーバー出席												
			_							\rightarrow				
						0007000								
(0	その他の省庁	1の加明 仕別の軟件												_
(3) 「果アイ」国の国 ASEAN国内事務局	内の加盟体制の整備 1)各省庁が担当するASEAN加盟に	-				-							_
	AOCAN国門事務同	向けた活動のとりまとめ	-				-			\rightarrow				
	フォーカルポイン	2)フォーカルポイントの整備	1		-									H
	ト持つ全省庁	1/2 A	-		→									
	111 × T E 11	3)加盟に向けたアクションプラン	1		_	-	1							
		の作成					L							
		4)加盟に向けた目標の設定と予算												
1		措置					1							

図 7-1 ASEAN 加盟に向けた課題と対応策の実施スケジュール

7.2 ASEAN 加盟に向けた課題

7.2.1 ASEAN の条約や合意文書の批准

- (1) ASEAN の条約や合意事項を国内法に反映させる体制の整備
 - <責任省庁>
 - 法務省
 - <「東ティ」国が実施する課題>
 - ・ASEAN の条約や合意文書はすべて英文である。「東ティ」国は加盟時に相当量の条約と合意文書を批准し国内法に反映させる作業が発生する。したがって、英語をテトゥン語とポルトガル語の国内法に反映させる要員の教育が課題である。作業は、2014年の後半に集中すると見込まれるので、時間的な余裕はある。しかし、法律知識と語学の双方に習熟した要員の確保が目標であり、教育に時間が必要である。
 - ・法律の作成は法務省の管轄である。しかし、法律の承認は議会であり、また、法律 の施行はそれぞれの担当省庁である。法務省と議会、担当省庁間の協力体制の整備 が必要である。

<外部の協力>

・テトゥン語とポルトガル語に反映させる作業であり、外部からの支援が難しい領域である。しかし、英語から自国語への転換はミャンマーやカンボジアも実施している。CLMVの実績は「東ティ」国にとって有効な先行事例になる。

7.2.2 ASEAN の進める標準化の新規導入

(1) ASEAN 会議にオブザーバー出席し、ASEAN の進める標準化の情報を収集し導入を検討

<責任省庁>

- 農業・漁業省
- <「東ティ」国が実施する課題>
- ・食料や農産品の規格、安全性は次第に厳しくなる方向にある。ASEAN の導入する新 しい規格、並びに国内の管理体制に即応する体制を整える。
- ・「東ティ」国の輸出は、当面は農産品に依存するのが現状である。農産品の安全規格 は輸出量を左右する重要な要件であり、「東ティ」国は ASEAN の動向に注意が必要 である。

<外部の協力>

・ASEAN の動向を把握するには、ASEAN メンバーの意見聴取が必要である。農産品 の輸出入で関係の深いインドネシアの意見を聴取するのが順当である。

- (2) 農産品のトレーサビリティーの確保
 - <責任省庁>
 - 農業・漁業省
 - <「東ティ」国が実施する課題>
 - ・「東ティ」国は、世界貿易機構の進める SPS 協定 (Sanitary and Phytoasanitary Measures: 衛生と植物防疫のための措置) に基づくトレーサビリティーの確保を研究している。 ASEAN メンバーが実施するトレーサビリティーを確認し、標準化が進むのであれば 採用を検討する。

<外部の協力>

- ・SPS 協定に関しては日本の専門家が支援可能な分野である。一方、ASEAN の動向に 関しては ASEAN メンバーの意見聴取が必要でありインドネシアの意見を聴取する のが順当である。
- (3) 知的財産権に関連した法令の整備と施行
 - <責任省庁>
 - 法務省
 - <「東ティ」国が実施する課題>
 - ・ASEAN 域内は物品の移動が自由であり、知的財産権を侵害する商品がメンバーの 1 か国に侵入すると ASEAN 全域に広まる恐れがある。「東ティ」国は、法令の導入のみでなく、違法な商品、例えば、コピー商品の流入を防ぐ具体的な対策の整備が求められる。

<外部の協力>

・「東ティ」国は施行経験がないので外部の支援が有効である。日本は、法令に従った 権利の登録、異議等の受け付け、紛争の調停、並びに違反事例を摘発する体制、特 に水際の監視体制の整備に関し支援が可能である。また、ASEANメンバーは同様の 問題に直面しているはずであり、ASEANメンバーの実行例が参考になる。

7.2.3 ASEAN の実施するプログラムとの整合性の確認

- (1) 農産品の品質規格
 - <責任省庁>
 - 農業・漁業省
 - <「東ティ」国が実施する課題>
 - ・「東ティ」国は、農産品の規格、安全基準、検疫に関しオーストラリア基準の導入を 進めている。オーストラリア基準が ASEAN 標準を満たすことの確認が必要であり、

場合によっては並行的に ASEAN 標準の導入を進める。

<外部の協力>

- ・ASEAN 標準との比較、確認にはオーストラリアの支援を得るのが順当である。一方、 ASEAN メンバーの意見聴取も必要である。農産品の輸出、特に家畜の輸出で関係が 深いインドネシアの意見を聴取するのが順当である。
- (2) ASEAN 会議にオブザーバー出席し、ASEAN の実施するプログラムの情報を収集 <責任省庁>
 - 農業・漁業省
 - <「東ティ」国が実施する課題>
 - ・ASEAN の進める農産品の輸出拡大プログラムは「東ティ」国にとって関心の高い案件である。輸出の拡大には、農産品の規格や安全性の設定が想定される。「東ティ」国が参加するには、ASEAN が設定する標準に合わせる必要がある。

<外部の協力>

・農産品の世界的な規格や安全性、また、品質保持の技術に関しては日本の専門家が支援できる分野であり、高い効果が見込まれる。一方、ASEAN の動向に関しては ASEAN メンバーの意見聴取が必要である。

(3) 税関業務のシステム化

- <責任省庁>
- 財務省
- <「東ティ」国が実施する課題>
- ・「東ティ」国は、税関業務のシステム化を目指しているが、ASEAN の進めるシングルウインドウとの整合性を取る必要がある。ASEAN は、税関のシングルウインドウをすめているが、最終的には貿易に関するすべての手続きのシングルウインドウを目指している。「東ティ」国は、ASEAN の動きに遅れないようにシステム化を進める必要がある。
- ・「東ティ」国の税関は規模が小さいので、貿易大国であるインドネシア、タイ、シンガポールに準じたシステムは過大である。ASEANメンバーとして必要最小限の独自システムの研究、導入が必要である。

<外部の協力>

- ・外部の協力が極めて有効な分野である。我が国は、税関業務とシステムの双方に精 通した人材を豊富に持っており、「東ティ」国に適したシステムを選定するための要 件定義と候補となるシステムの選定に関し支援が可能である。更に、システム化に 合わせて税関職員の教育も支援可能である。
- ・ASEAN メンバーの先行事例は、システムの規模は異なるが「東ティ」国にとって参

考になる。シングルウインドウに関して先行しているのはシンガポールとインドネシアである。

- (4) 産業開発を有効に実施する体制の整備(IAIプログラムへの対応)
 - <責任省庁>
 - ・商業・産業・環境省
 - <「東ティ」国が実施する課題>
 - ・「東ティ」国の産業開発で中心的な役割を果たすのが商業・産業・環境省だが、ノウハウの不足が否めない。「東ティ」国の産業は発展の初期の段階であり、政府が支援すべき産業の数は多い。一方、総人口の少ない国であり、全ての産業を育成し、発展させるのは困難である。特定の産業を選定し育成を図る必要がある。

<外部の協力>

・「東ティ」国の産業開発は、現時点では中小企業振興と同意義である。我が国は中小企業の振興、育成に経験とノウハウを有しており効率の高い支援が可能である。一方、地域的な特性や経済の発展段階の類似性からは ASEAN メンバーの支援が有効といえる。

7.2.4 ASEAN の新規開発プログラムへの参加

- (1) 税関業務のシングルウインドウ化
 - <責任省庁>
 - 財務省
 - <「東ティ」国が実施する課題>
 - ・ASEAN が目指す貿易業務のシングルウインドウは、インドネシアなどが税関業務に限定したシングルウインドウの試験運用を開始した段階である。実現には時間が掛るとみられるが、域内のシングルウインドウはメンバー全員が同時に実施することで効果が得られる。「東ティ」国は、ASEAN の開発プログラムに参加する必要がある。

<外部の協力>

・税関のシステム化の項で指摘したが、「東ティ」国は税関業務のシステム化が急務である。税関業務のシステム化は、将来のシングルウインドウに対応できるシステムの導入が効率的であり、二重投資の防止になる。「東ティ」国に適したシステムの選択が複雑なだけに外部の支援が有効であり、日本は質の高い支援が可能である。また、シングルウインドウに関しては ASEAN メンバーの情報が有効である。

7.2.5 ASEAN への加盟を促進する活動

- (1) ASEAN メンバーとの関係強化
- 1) 二国間協定の推進
 - <責任省庁>
 - 外務省
 - <「東ティ」国が実施する課題>
 - ・二国間協定を積極的に締結することで ASEAN メンバーとの関係を深める。
 - ・「AEC戦略的行動表」には、二国間の合意で実施するものがある。加盟前に先行して 取り入れ、メンバーとして準備が整っていることをアピールする。
 - <外部の協力>
 - ・必要はない
- 2) 大使館の設置
 - <責任省庁>
 - 外務省
 - <「東ティ」国が実施する課題>
 - ・大使館を設置していない 4 カ国、ラオス、カンボジア、ミャンマー、ブルネイに早期に大使館を設置し、メンバー国との関係を強化する。
 - <外部の協力>
 - ・必要はない
- 3) ASEAN 会議へのオブザーバー出席
 - <責任省庁>
 - 外務省
 - <「東ティ」国が実施する課題>
 - ・オブザーバーとして出席し、加入の強い意志並びにメンバーとして活動する体制が 整っていることを強調する。
 - <外部の協力>
 - ・ASEAN メンバーの中で「東ティ」国のオブザーバー参加を積極的に受け入れる国が あれば参加がより容易になる。友好関係にあるインドネシアと交渉するのが順当で ある。
- 4) ASEAN 事務局への駐在員の派遣
 - <責任省庁>
 - 外務省
 - <「東ティ」国が実施する課題>
 - ・加入活動の最終段階で、「東ティ」国を代表する駐在員をジャカルタの ASEAN 事務 局に駐在させる。メンバーとして活動する体制を整えたことを行動で示す。

<外部の協力>

- ・ASEAN メンバーの中で積極的に賛同する国があれば実現がより容易になる。友好関係にあるインドネシアと交渉するのが順当である。
- 5) ASEAN メンバー、並びに ASEAN 事務局との情報交換
 - <責任省庁>
 - ・ASEAN 国内事務局
 - <「東ティ」国が実施する課題>
 - ・ASEAN メンバー、並びに ASEAN 事務局との情報交換の機能を強化する。定期的な情報収集と情報発信を実施する。
 - ・特に、「東ティ」国の ASEAN 加盟に向けた準備状況に関する情報発信を充実させる。 例えば 3 カ月ごとに情報発信を行い、「東ティ」国の ASEAN 加盟に向けた準備状況 を宣伝する。
 - <外部の協力>
 - 必要はない
- 6) ASEAN メンバー、並びに ASEAN 事務局との定期的な会議の実施
 - <責任省庁>
 - · ASEAN 国内事務局
 - <「東ティ」国が実施する課題>
 - ・定期的に会議を持ち、加盟の熱意並びに加盟準備の進捗状況を伝えると同時に、メンバーとして活動する体制が整ったことを行動で示す。
 - ・事前に関連する省庁と打ち合わせ、「東ティ」国の政府全体を代表する会談にする。 ASEAN 国内事務局の単独行動では、面談相手に与えるインパクトが弱い。
 - <外部の協力>
 - ・ASEAN メンバーの中で積極的に会談に応じる国があれば実現がより容易になる。友 好関係にあるインドネシアと交渉するのが順当である
- (2) ASEAN 会議への参加の準備
- 1) ASEAN 会議へのオブザーバー出席
 - <責任省庁>
 - 外務省
 - <「東ティ」国が実施する課題>
 - ・外務省が進めるオブザーバー参加は、ASEAN メンバーとの関係強化が一つの目的である。同時に、ASEAN 会議に出席する代表者のトレーニングとして活用できる。 ASEAN 会議の議案の選定や会議の進行、また、会議の事前準備に関するノウハウを習得する。
 - <外部の協力>

- 必要はない
- 2) ASEAN 事務局への駐在員の派遣
 - <責任省庁>
 - 外務省
 - <「東ティ」国が実施する課題>
 - ・駐在員の派遣は、加盟準備が整っていることをメンバーに協調するのが一つの目的であり、同時に、「東ティ」国がメンバーとして活動する拠点の整備になる。加盟後は、駐在を情報窓口として ASEAN 会議への準備を整える。「東ティ」国が出席する会議の選択は、駐在員が取得した情報を参考にする。
 - <外部の協力>
 - ・ASEAN メンバーの中で積極的に賛同する国があれば実現がより容易になる。友好関係にあるインドネシアと交渉するのが順当である。
- 3) ASEAN メンバー、並びに ASEAN 事務局との情報交換
 - <責任省庁>
 - · ASEAN 国内事務局
 - <「東ティ」国が実施する課題>
 - ・加盟が実現するまでは、「東ティ」国の加盟準備の進捗を発信するのが主たる目的である。加盟後は、「東ティ」国のロビー活動の中心になる。例えば、「東ティ」国がIAIに自国向けのプロジェクトを提案する際に事前説明を実施する。
 - <外部の協力>
 - 必要としない
- 4) ASEAN メンバー、並びに ASEAN 事務局との定期的な会議の実施
 - <責任省庁>
 - · ASEAN 国内事務局
 - <「東ティ」国が実施する課題>
 - ・上記3)と同一である
 - <外部の協力>
 - 必要としない
- 5) 人材育成とオブザーバー出席
 - <責任省庁>
 - ・財務省、農業・漁業省、法務省、商業・産業・環境省、その他の省庁
 - <「東ティ」国が実施する課題>
 - ・ASEAN 会議にオブザーバー出席を行う。オブザーバー出席の目的は、将来の正式参加に向けた準備であり、出席者の訓練並びに会議の事前準備や会議結果の国内法への取り込みのノウハウを習得する。
 - ・ASEAN の会議は毎年 1,000 回を超えており、「東ティ」国は出席する会議を選択する

のが順当である。しかし、仮に半数としても 500 回を超えることになり、「東ティ」 国を代表して出席する人材の育成は急務である。各省庁が、「東ティ」国の代表者候 補を供出し、候補者のプールを構築する。省庁は、省内の候補予定者を ASEAN 関連 業務に従事させる、あるいは、英語圏の大学卒業生を採用する等で、計画的に候補 者の充実を図る。

・候補者には専門的な教育を実施する。例えば、マレーシアやフィリピンが自国の官僚を養成するプログラムへの参加である。

<外部の協力>

- ・ASEAN メンバーの人材育成策を参考にするのが有効である。
- (3)「東ティ」国の国内の加盟体制の整備
- 1) 各省庁が担当する ASEAN 加盟に向けた活動のとりまとめ
 - <責任省庁>
 - · ASEAN 国内事務局
 - <「東ティ」国が実施する課題>
 - ・ASEAN に関連した情報を各省と共有する体制を整え、「東ティ」国として統合された加盟活動を展開する。フォーカルポイントとの定例会議を開催し、ASEAN 国内事務局が情報を発信する。同時に、各省の取組状況を聴取する。
 - ・各省庁が担当する ASEAN 加盟に向けた準備課題の中で、重要度と緊急度の高い項目 を確認し、課題達成の進捗状況をモニターする。
 - ・ASEAN が開催する年間 1,000 回前後の会議を管理する体制を整える。関連する各省 庁と打ち合わせ、出席する会議を選択した上で、会議の事前準備を共同で実施する 体制である。

<外部の協力>

- ・ADB は、2013 年から ASEAN 国内事務局を始めとした「東ティ」国政府に対して地域経済統合準備に関するに技術協力の実施を計画している。JICA もかかる技術協力に対して要員派遣を行う予定である。
- 2) フォーカルポイントの整備

<責任省庁>

- ・フォーカルポイント持つ全省庁
- <「東ティ」国が実施する課題>
- ・政府の機構改革により、フォーカルポイントを持つ省庁の選定基準が現状と乖離している。選定基準を見直し、フォーカルポイントを持つ省庁を決定する。
- ・各省庁は、幹部職と技術職の双方をフォーカルポイントに指名する。幹部職は、各 省庁を代表した意見を述べる。技術職は専門分野の案件を担当する。

・各省庁内で情報ネットワークを確立し、フォーカルポイントを省庁内における ASEAN 関連情報の発信、収集窓口にする。

<外部の協力>

- ・フォーカルポイントの役割に統一性がみられないのが現状である。フォーカルポイントの役割と省内の情報ネットワークの確立に外部の専門家の指導が有効である。 行政改革や社内の業務改善に類するのもであり、日本の支援が有効な分野である。
- 3) 加盟に向けたアクションプランの作成

<責任省庁>

- ・フォーカルポイント持つ全省庁
- <「東ティ」国が実施する課題>
- ・各省庁は ASEAN 加盟に向けたアクションプランを作成する。具体的には、AEC の Pillar1~4、並びにその下位ゴールを達成するために、「AEC 戦略的行動表」から担当 すべき項目を抽出する。抽出した項目の達成を担当する部署、達成時期、達成方法 をまとめてアクションプランとする。
- ・アクションプランの進捗状況を監査する部署を指名する。フォーカルポイントの指名が順当である。少なくとも半年に一度は進捗状況をまとめ、報告書を作成する。 進捗に遅れが生じた場合は、原因を追究し是正策を講じる。

<外部の協力>

- ・業務改善の中心課題である。日本の専門家が高度な支援を実施できる分野である。
- 4) 加盟に向けた目標の設定と予算措置

<責任省庁>

- ・フォーカルポイント持つ全省庁
- <「東ティ」国が実施する課題>
- ・各省庁が作成するアクションプランの実施細則になる。アクションプランの中で当該年度中に達成する課題を抽出し、課題を実施する手順を確定し、必要な予算を確保する。

<外部の協力>

・アクションプランと不可分の関係であり、日本の専門家が高度な支援を実施できる 分野である。

7.3 我が国が協力する妥当性の高い事項

(1) フォーカルポイントの能力強化

現在は13の省庁が合計22名のフォーカルポイントを指名しているが、ASEANに関する知識と省内における活動が不十分なフォーカルポイントがみられる。

今回の調査により各省が取り組むべき課題が明らかになったので、各省は、課題の完

全達成を目標にアクションプランの策定が求められる。アクションプランの作成と進捗管理はフォーカルポイントに期待する役割である。我が国は、フォーカルポイントが各省の取りまとめ役として機能するのを支援することができるだろう。行政改革、業務改善、プロジェクト管理に類する業務であり、我が国が協力可能な分野といえる。具体的には、日本の専門家が各省のフォーカルポイントとともに、各省が対応する課題に関し省内の意見を聴取したうえで、ASEAN経済共同体の設定する時間枠を考慮してアクションプランの作成を支援する。更に、アクションプランの進捗管理をフォーカルポイントと共同で実施することでフォーカルポイントの能力強化を図る。

アクションプランの作成は、フォーカルポイントとの共同作業になり、支援者は「東ティ」国に一定期間滞在する必要がある。各省庁の協力体制に左右されるが、農業・漁業省や商業・産業・環境省などの有力省庁のアクションプランの作成には少なくとも3カ月は必要である。一方、アクションプランの進捗管理は、日本からの支援が可能である。しかし、定期的に「東ティ」国において実施状況の確認を行うべきである。少なくとも半年に1回の確認作業が必要である。

(2) 商業・産業・環境省の中小企業の育成の支援

「東ティ」国の経済は発展の初期段階であり、大手企業は存在しない。「中小企業育成」は、「東ティ」国の「産業開発」、あるいは、「私企業育成」と同意語といえる。「東ティ」国が ASEAN に加盟後は、他のメンバー国、特に ASEAN6 との間にある経済発展の格差を縮小するために中小企業の育成が重要な課題になる。

「東ティ」国の中小企業育成策は、商業・産業・環境省を始め、財務省、私企業支援・促進庁、政府系の銀行が参画しているが、商業・産業・環境省の役割が大きい。しかしながら、商業・産業・環境省は、中小企業育成の具体的な目標を開示していない。中小企業の育成に関するノウハウと実績の蓄積に欠けるのが理由と推測される。知識と経験の不足を補うのが我が国の支援である。具体的には、我が国の専門家が商業・産業・環境省に駐在し、担当者と共同で中小企業育成のアクションプランの作成を支援する。続いて、アクションプランの実施、並びに進捗管理を支援する。商業・産業・環境省の現状から判断すると、専門家の駐在は1年を超える期間が必要である。

(3) 税関のシングルウインドウに向けた研究の支援

税関のシステム化、特にシングルウインドウに配慮したシステム化の支援である。「東ティ」国の税関は、通関手続きの大半に用紙を使用した書類受理、審査で行っている。 一方、ASEANは、税関手続きのシングルウインドウ、更に、貿易に関するすべての手続きのシングルウインドウを目指している。

我が国は、税関業務とシステムの双方に知見を持つ専門家を多数保有している。我が 国の専門家が、「東ティ」国が導入するシステムの検討を支援する。「東ティ」国に適し たシステムを選定するための要件定義と候補となるシステムの選定である。更に、システム化に合わせて税関職員の再教育を支援する。税関職員は、個人の能力に依存する業務処理から、システムを中心とした画一的、かつ、マニュアルに沿った業務処理への転換が求められる。税関職員の再教育も我が国の支援に含まれる。

(4) 知的財産権に関連する法令の施行

特許法、実用新案法、意匠法、著作権法等の運営の支援である。ASEAN は、ASEAN の標準規定を制定し、域内全域で知的財産権の保護を目指している。仮に、メンバーの1国が不適切な管理を行うと知的財産権を侵害する不正な商品が ASEAN 全域に広まる恐れがあり、「東ティ」国も早急に法律の整備と運営が求められる。

「東ティ」国は、知的財産権を対象とした法律の制定を進めており、2013 年の施行を目指している。しかし、運営に関してはほぼ白紙の状態であり、2013 年は専門職員の育成を予定する段階である。我が国は、知的財産権に関連する法令の運営面を支援する。法令に従った権利の登録、異議等の受け付け、紛争の調停、並びに違反事例を摘発する体制、特に水際の監視体制の整備が支援の対象になる。

(5) ASEAN メンバー国との協調支援

上記の(1)から(4)までの支援は、日本の専門家により実施可能な案件である。しかしながら、ASEANメンバー国が派遣する専門家との共同支援により支援の効果が高まると判断される。ASEANメンバー国が派遣する専門家に期待する役割は次の通りである。

- 「東ティ」国が直面している課題と類似の課題を取り扱った経験を持つ
- ・ASEAN 内部における活動経験から他のメンバー国の先行事例を把握している
- ・ASEAN メンバー国や ASEAN 事務局との情報交換が容易である

政府職員の能力強化や情報ネットワークの充実、また、産業育成策などは、ASEANメンバー国が程度の差はあれ経験した案件である。税関のシングルウインドウの研究は、ASEANの目指す方向に合致することを狙っており、ASEANメンバー国からのアドバイスは有意義である。ASEANメンバーの中では、税関のシングルウインドウ化でインドネシアが先行していること、知的財産権の法律はインドネシアを参考にしていること、更に、地理的な条件と言語の類似性を考慮するとインドネシアに期待する支援である。

†)A: 実施中あるいは直ちに実施すべき事項、 B: 2015年までに実施すべき事項、 C: 実施が2015年以降になるもの

† †) ○ : 実施の難易度は低い △ : 実施の難易度は中位 X : 実施の難易度は高い

		ACEAN	34	1M (* A * 1) 1F (Date VEVE			実施の難易度	は低い		布の難易度は中位 X:実施		1	/	° 5- 1 35 /π	** \-\ \+\	₩ TAK III.
Code	SHIPE / M //L			al Meeting on Agriculture and Forestry	国内で必要な取			LT 시간 수미 IIII	難易度		実現可能性	批准/承認			ペクト評価 なんがってお	動向/支援	
+4-1.4-	課題/条約	承認年	担当部署	概要	必要事項	緊急性†)	省庁	担当部署	難易度 ††)	実現年	理由	可否 実現年	環境 要因	統合前	統合後の予想	ASEAN諸国	日本
基本条	約 東南アジア諸国連合設立 宣言	1067		インドネシア、マレーシア、フィリッピン、シンガポール、タイが参加した経済、社会、文化、技術、教育、その他分野における協調													
	ASEAN Declaration (通	1967		と地域の平和、安定を目的とする													
	称バンコック宣言) 東南アジア平和・自由・中			・ ASEANの安全保障の源流である													
	立地帯構想	1071		・諸外国の干渉を受けない地域を構築する意図を表明した													
	Zone of Peace, Freedom and Nuetrality (ZOPFAN)	1971															
	ASEAN共和宣言			・ 政治、安全保障、経済、及び機能別分野に関するASEAN協力 のための原則を合意した													- I
	Declaration of ASEAN Concord	1976		のための原則を日息 した													
	東南アジア友好協力条件			・ 国連憲章に基づき、域内諸国間において平和的な関係を維持・管理することを約した	TLは2007年に批准している								4	寺になし	特になし		
	Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia (TAC)	1976		1976年に初期ASEAN5カ国が承認し、84年にブルネイ、95年までにASEAN10カ国が承認した 東南アジア以外も参加可能で、条約加盟国は25カ国になっ													
	ASEAN事務局設立協定			でいるジャカルタに所在する	協定に参加						ASEAN加入で自動的に参加			寺になし	維持費用の負担が発生する		
	ASEAN 手抄 /可以 业 m /C	1976		・ 1992年の修正決議案により機能と責任が拡大した ・ 3局で構成される (2009年時点で4局) 経済統合・金融局 対外関係・調整局 資源開発局	・National Secretariatは設置済み ・運営費用の負担があると思われる	С	外務省		0		Cts	可		11C/4	作り見 100 尺 2211 元上 3		
	東南アジア非核兵器地帯				決議に参加する						軍用、民生用とも原子力の			寺になし	特になし		
	条約			・ 放射性物質の海洋投棄、排出、処分等を禁止する。また、							利用はない						I
	Southeast Asia Nuclear Weapon Free Zone (SEANWFZ)	1997		自国の領域内で他国が行うことを禁止する。		С	外務省		0			可					
	第二ASEAN 共和宣言			・ ASEAN共同体の柱として3つの共同体形成を目指すことを宣	共同体形成に参加する						ASEAN加盟で自動的に参加		4	寺になし	共同体のブループリントの達成が		
	(通称「パリコンコード II」) Declaration of ASEAN	2003		言した ASEAN 安全保障共同体 ASEAN 経済共同体		С	外務省		0		になる	可			求められる。AECの経済的インパクトと同一である。		
佐人に	Concord II 向けた協力の進展			ASEAN 社会・文化共同体													
180€ E	ASEAN 共和宣言	1976															
	1.0E1711*** > 2020	1976		goodによるにすまマバマ人はは「topatは円は、にちょこ」													
	ASEAN ビジョン2020	1997		・ 2020年までに東南アジア全域が「ASEAN共同体」になること を目指す													I
	ASEAN Vision 2020			2020年までの地域の発展と域内協力を展望する													
	ハノイ行動計画 Hanoi Plan of Action			ASEAN ビジョン2020を実現するための行動計画 である 協力の重点事項 マクロ経済と金融に関する協力の強化 経済統合の強化 科学技術開発の促進と情報技術インフラの開発													
		1998		・ 社会開発の促進と金融経済危機の社会的影響への取り組み ・ 人材育成の促進 ・ 環境保護と持続的発展の促進 ・ 地域の平和と安全保障の強化 ・ アジア太平洋及び国際社会におけるASEAN の役割強化 ・ アジア太平洋及び世界でのASEAN の役割の向上 ・ ASEAN の機構とメカニズムの改善													
	ASEAN統合イニシアチブ Initative for ASEAN Integration (IAI)	2000		ASEAN 内の格差是正、ASEAN の地域的競争力を高めることを目的 新旧加盟国間の格差是正のための様々なイニシアティブを包含する (是正の重点事項) 人材育成 情報技術 インフラストラクチャー 地域経済統合 2002 年にジャカルタでIAI 開発協力フォーラム (IDCF) が行われ、域外国に対して44のプロジェクト/プログラム案が提示された (その後2004 年までに85 案件に増加)	要なサンプルになる。CLMVが享受している各種の域内サポートの適用が期待できる。		外務省		0		「東ティ」国にとってメ リットのみである	ग	1		格差是正、IAIプロジェクトを活用 してASEAN6との発展格差を解消す る		
	第二ASEAN 共和宣言 (通称「パリコンコード II」) Declaration of ASEAN Concord II	2003															

†)A: 実施中あるいは直ちに実施すべき事項、B: 2015年までに実施すべき事項、C: 実施が2015年以降になるもの

††) ○:実施の難易度は低い △:実施の難易度は中位 X:実施の難易度は高い

		ASEAN	Ministeria	l Meeting on Agriculture and Forestry	国内で必要な取	り組み					極の難易度は中位 X∶実施 実現可能性	批准/承認		インパ	パクト評価	動向/支援	可能性
Code	課題/条約		担当部署	概要	必要事項	緊急性†)	責任 省庁	担当部署	難易度 * *)	実現年	理由	可否 実現年	環境 要因	統合前	統合後の予想	ASEAN諸国	日本
	ビエンチャン行動計画 Ventiane Action Programe (VAP)	2004		・ ASEAN ビジョン2020の第2期5カ年計画である ・ 3つの共同体の戦略的要点を合意した ・ ASEAN 経済共同体 (AEC) の戦略的要点は次の通りである ・ 単一市場・生産拠点に向けた統合プロセスを加速 ・ 11 の重点セクターを2010 年までに統合 ・ 投資の自由化・円滑化・促進などのASEAN 投資地域の推進 ・ 先進ASEAN6 は2010 年まで、後発ASEAN4 (CLMV) は2015 年までの城内関税撤廃などの貿易自由化 ・ サービス貿易、金融協力、交通、通信・IT、科学技術、エネルギー、食料・農業・森林、制度強化		性()	省 厂		11)								
	ASEAN憲章 ASEAN Charter	2007		・ ASEAN がこれまで確認してきた諸原則を包括的に確認する ・ ASEAN 共同体の創設を見据えて、ASEAN の組織・制度を一層整備する	批准する	С	外務省		0		ASEANは憲章の方向に動い ており、加盟は憲章の承認 なしでは考えられない	可	1 1		ASEANの活動に対応する予算措置を 講じる。会議への出席、各種プロ ジェクトへの協賛などである。		
経済分	野(貿易)			暦発用する													
	ASEAN 特恵貿易協定 ASEAN Preferential Trading Agreements (PTA)	1977		 貿易を自由化し域内貿易を拡大する ASEAN各国は、域内貿易に特恵マージン (MOP: Margin of Preference) の適用等の特恵的な措置を実施する PTA対象品目に対する現行のMOP は50%。すなわち、ASEAN の輸入国においてPTA 対象品目に適用する関税率は最恵国待遇 (MFN) レートの50%となる。 	ASEAN加盟時に自由化を達成できないときは留保事項を設定する。留保事項は自由化へのスケジュールを設定する。		財務省		0		留保事項の設定に議論が分 かれる可能性がある	可	4	特になし	関税撤廃とVAT導入の本格的検討が 迫られる		
Al	ASEAN自由貿易地域 ASEAN Free Trade Area (AFTA)	1992		・ 1993 年から2008 年までの15 年間でAFTAを実現する ・ 域内の関税障壁及び非関税障壁の除去等により域内貿易の自由化を図り、国際市場向け生産拠点としてASEANの協力強化、域内経済の一層の活性化を図る ・ AFTA 実現のために共通有効特恵関税(CEPT: Common Effective Preferential Tariff) スキームを開始する ・ CEPTの域内関税が適用されるためには、40%のASEANコンテンツ(原産地基準として、ASEAN域内で付加価値の40%以上が生産されること)を満たすこと、域内輸出国及び輸入国の双方においてCEPT 適用品目リストに入っていること等の条件を満たす必要がある ・ 関税面で協力する(関税分類及び関税評価の標準化)非関税障壁の撤廃、CEPT 対象品目の迅速な通関のためのシステムの確立)、基準・認証の標準化等を促進する													
Al	相互承認枠組み協定 ASEAN Framework Agreement on Mutual Recognition Arrangements (MRA)	1998		ASEAN 各国が、分野別相互承認協定 (MRA) に関し、画一化した評価手順の結果を承認する上での一般的な原則である ASEAN 域内のMRAはセクター別で推進する MRA の対象となる生産品は、ある1か国で検査されれば、他のASEAN 諸国で再び検査されることなく販売できる 化粧品、電気・電子製品、電気通信機器、薬品及び加工食		A	外務省、 商業・産境 省		0		TLが選択する範囲内で参加 が可能である	न	4	特になし	ASEANの新しい商品がTLに流入し産業開発に寄与する		
	e-ASEAN構想	1999		品の5分野を認定済みである ASEAN 情報インフラ (ASEAN Information Infrastructure) 高容量情報処理、高速通信、及びASEAN ブロードバンド・ネットワークの設立する 電子商取引 サイバー法に関するセミナーの開催及びe-ASEAN公共主要インフラ・フォーラムの設立する (Public Key Infrastructure Forum) 質易自由化及び貿易促進 ICT 製品及びサービス貿易の自由化を2003 年1月から3年以内に完了する 電気・電子機器に関するASEAN 相互承認枠組み協定 (MRA: Mutual Recognition Arrangement)承認する ・キャパシティ・ビルディング及び電子社会 (e-Society) ・電子政府 (e-Government)	<i>ప</i> ఠం	.	運輸・通信省		0		参加の程度並びに費用負担 (予算)で議論が分かれる 可能性がある	可		特になし	導入の時期と内容が確定していないのでインパクトの予想は難しい。TLの現状からは影響は少ないと見込まれる。		
Al	Strategic Program of Customs Development(SPCD) ASEAN Agreement on Customs (1997) Protocol 7, ASEAN Customs Transit System (2012予定)	1997 2012		 ・税関手続きの迅速化を図る (30分以内の通関) ・タリフ分類の標準化を図る ・関税評価の標準化を図る ・シングルウインドウを設立する 	国内取引に関する緊急度は低い。ただし、域内貿易の自由化を考えると他のメンバー国と同水準の管理体制が求められる。	A	財務省		Δ		費用対効果の議論が想定さ れる	可	4	特になし	ASEAN域内貿易のコスト低減に貢献 し貿易が推進される。政府には管 理コストが発生する。		
A1	ASEAN Good Regulatory Practice Guide			・製品の自由な移動を制約する技術面の規定を標準化する	国内取引に関する緊急度は低い。ただ し、城内貿易の自由化を考えると他のメ ンバー国と同水準の管理体制が求められ る。	С	財務所		Δ		費用対効果の議論が想定さ れる		4	特になし	貿易の増加に寄与するが貢献の程 度は低い		

†) A: 実施中あるいは直ちに実施すべき事項、 B: 2015年までに実施すべき事項、 C: 実施が2015年以降になるもの

† †) ○ : 実施の難易度は低い △ : 実施の難易度は中位 X : 実施の難易度は高い

March 1995	動向/支援可能性	パクト評価	オンバ	の難易度は高い 批准/承認	実施の難易度は中位 X:実施 実現可能性	は低い △:	: 実施の難易度)		り組み	国内で必要な	l Meeting on Agriculture and Forestry	Ministerial	ΔSEΔN		
1	ASEAN諸国 日本	1		VI = 7 V 7	大元·7.此位 日在	難易度 宝祖	坦 山如翠				·				Code
Automation is the first in the price of	星	貿易の増加に寄与するが貢献の程 度は低い。医薬品の管理向上に貢	特になし		費用対効果の議論が想定さ		I프크마슘			れ 国内取引に関する緊急度は低い。ただ し、域内貿易の自由化を考えると他の。	 医薬品の品質を守るための基準。メンバーの1国で承認された医薬品は、再度の検査を受けることなく他国で販売でき 	12-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-1		ASEAN Sectoral Mutual Recognition Arrangement (MRA) for Good Manufacturing Priactie (GMP) inspection of Manufacturers of	A1
Page -			のでインパクトは			Δ		専門教 育•雇用	В	し、域内貿易の自由化を考えると他の	・ サービスの自由な移動を目指すことで合意した			Agreement on Service (AFAS) The 8th Package to be	A2
A (TAM C) Comparison (Comparison of Comparison of Co			のでインパクトは			Δ		専門教 育・雇用	1	し、域内貿易の自由化を考えると他の			2006 2007 2007 2009 2009 2009	Engineering Nursing Archetectural Surveying Accountancy Medical Practitioners Dental Practitioners	
1 全体 シャーは、製造工・商品、展生、発生、製造工・企業 アイーの一の設備する対理・アターの 等の事で、事業 では、日本の上のできる。 の									\vdash		Δ 投资の促雑と自由ル(1~27条)	Δ		The ASEAN	
1						-				確認と対応を行う	1 対象セクターは、製造業、農業、漁業、林業、製造業・農業・漁業・林業・鉱業・採石業に付随するサービス業などである(3条)			Comprehensive on. Investment Agreement	ACIA-1
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	2					0				国内法の整備を進める				(ACII)	
		"			n.	0			:	加盟国間の任意のサブ・リージョナルな	投資家等よりも不利でない待遇を与える。サブリージョナルの取り決め、個別評議会の協定は除く(6条:最恵国待				
3 自由化密能サメトを作成し、版金の機能の対対対しる際は ・		"			"	Δ				国内法の整備を進める	出制限、経営幹部の国籍要求を禁止する (7条、8条:パ				
### 2000		"				0				リストを作成する	5 自由化留保リストを作成し、協定発効後6か月以内にASEAN				
数った相大に対して、原状内機、補償等に関して、非監視		"				Δ				国内法を整備する					
10		"				Δ					被った損失に対して、原状回復、補償等に関して、非差別 的な待遇を与える(12条)				
AA: 1		"								国内注を整備する		-			
Area	_				東ティに必要な措置である	Δ		業・環境	-	国内法を整備する	払われなければらなない (14条) 10 深刻な国際収支または対外資金上の困難な場合は、加盟国	AIA:			
1					ため	0		y of	В		置)	Investment	2009		
12 非加速国の投資業に対し、協定の利益(息速)を与えない 情報用示に関するフローの作成、問合わ 情報用示に関するフローの作成、問合わ 世報用示に関するフローの作成、問合わ 世末イントの確立を進める」 加 日本 世末イントの確立を進める」 加 日本 世末イントの確立を進める」 加 日本 世末イントの確立を進める」 国内法を整備する 加 加 世末イントの確立を進める」 加 加 地方 地方 地方 地方 地方 地方		"			"	0		for Private			障のための例外的措置の禁止がある(17条、18条)	ľ			
14 他の加盟国の投資家は、投資に関する目的による人国。		II				_		500101			(19条)				
時帯在、東方許可を認める (22条: 投資家の自由な移動) 15 新加盟国は、特別待遇を享受できる (23条)		"				0				せポイントの確立を進める」		L			
16 投資促進のためのセミナー開催、投資ミッション派遣に協 投資ミッション派遣に協 投資ミッション派遣に協 投資ミッション派遣に協 投資・ションと投資セミナーを企画する と		n .			n	0				国内法を整備する		1			
情報提供、ワンストップ投資センターの設立をする (25	<u> </u>								-		16 投資促進のためのセミナー開催、投資ミッション派遣に協				
18 ASEAN統合のための政策調和、人材育成、情報の共有化を図 加盟国の情報収集、人材育成を図る る (26条) B 投資家と国の投資紛争に関して(28条~41条) 1 投資紛争が起きた場合、加盟国への投資に対しては、仲介を付託でき、AIA、加盟国間協定、国際法などに準拠し決定する C 投資家と国の制度的な取り決め(42条~49条)						×					情報提供、ワンストップ投資センターの設立をする(25	1			
1 投資紛争が起きた場合、加盟国への投資に対しては、仲介を付託でき、AIA、加盟国間協定、国際法などに準拠し決定する C 投資家と国の制度的な取り決め(42条~49条)						Δ			1	図 加盟国の情報収集、人材育成を図る	18 ASEAN統合のための政策調和、人材育成、情報の共有化を図る (26条)				
		外国資本の導入が進む			東ティに利益がある	0			_		1 投資紛争が起きた場合、加盟国への投資に対しては、仲介 を付託でき、AIA、加盟国間協定、国際法などに準拠し決定 する				
する						-					1 AIA評議会が施行に責任を負、これによりAIGA、AIAは終了				

†) A: 実施中あるいは直ちに実施すべき事項、 B: 2015年までに実施すべき事項、 C: 実施が2015年以降になるもの

† †) ○ : 実施の難易度は低い △ : 実施の難易度は中位 X : 実施の難易度は高い

		ASEAN	N Ministeria	al Meeting on Agriculture and Forestry	国内で必要な取	ひ組み	1 1 / -	,			布の難易度は中位 X:実施 実現可能性	の難易度は高い 批准/承認	1	イン	パクト評価	動向/支援	可能性
Code	The state of the s		担当部署	概要	必要事項	緊急 件 †)		担当部署	難易度 † †)	実現年	理由	可否 実現年	F 環境		統合後の予想	ASEAN諸国	日本
資本						1111/	.B/1										
AFMM-1	Implementation Plan			A 域内統合の環境整備 1 資本市場関連ルールの相互承認の促進を図る	加盟国の情報収集、国内法を整備する	С			_		資本市場が東ティモールに ないため、関連しない				私企業乃発展が初期の段階であ り、資本市場、債券市場を開設し	市場の運営 ノウハウを 導入する	
			AFMM : ASEAN	B 市場インフラ整備、商品開発、業者の育成 1 ASEAN域内の証券取引所の連携とガバナンスの枠組み精査する	加盟国の情報収集を図る	С			_		II				ても影響は軽微である		
		2009	Finance Ministers	2 新商品の普及促進とアセットクラスとしてのASEAN確立する					_		11						
			Meeting	3 債券市場の育成強化する C 実施プロセスの強化	専門家の育成、専門機関を設立する		財務省		-		11		+		_	-	
				1 城内統合を後押しするため、各国の国内資本市場発展計画 の調整する		С	K1477 EI		_		II				_		
AFMM-2	ASEAN and Plus			2 ASEAN事務局によるワーキングプロセスの強化する 1 シンガポール、マレーシア、タイが合意済。他加盟国は順			-		_		資本市場が東ティモールに				_	市場の運営	
	Standard	2009	AFMM : ASEAN Finance	次加盟予定である。 2 株式・債券の発行時に上場企業に義務付ける情報開示内容 の細目を、財務情報、経営概況、発行目的など分野別に統		С	_		_		ないため、関連性低い				_	ノウハウを」導入する	
			Ministers Meeting	一した	ASEAN共通部分と、各国独自部分の峻別を すすめる	2	1		_		11					_	
AFMM-3	ASEAN Linkage			ASEANボード	9 9 87 3										_	市場の運営	
			AFMM:	1 タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピンが合意済である 2 仮想共同株式市場「ASEAN証券取引所」を設立し、各取引所		С	財務省		<u>~</u>		資本市場が東ティモールに ないため、関連性低い				-	ノウハウを 導入する	
		2009	ASEAN Finance	の有力銘柄を全取引所で売買可能にする	加盟国の情報収集、証券システムの標準 化、有力銘柄に統一基準を適用する				-		II					古担 の海岸	
			Ministers Meeting	ASEAN共通取引所ゲートウェイ(ACE) 1 タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリ		C					 資本市場が東ティモールに					市場の運営	
				ピン、ベトナムが合意済である 2 ASEANボードの取引を行う各証券取引所の取引システムを連携する			財務省		_		ないため、関連性低い "					導入する _	
AFMM-4	ASEAN Surveillance			1 域内の経済活動を監視し、協調を推進する専門機構をASEAN					_							相互協調の	
	process (ASP)	1998	AFMM : ASEAN Finance	Secretariat (ASEC)に設置する 2 メンバー国の経済状況を監視する専門機構を各国に設立する(インドネシア、カンボジア、ラオス、フィリピン、タ	加盟国の情報収集、国内法を整備する	В	財務省		Δ		 管理費用がかかる 				管理費用がかる	専門知識を	
			Ministers Meeting	イ、ベトナム) 3 財務・マクロ経済を担当する高級事務官 (MFSO) を設置する。MFSOは ASEC内に2011年までに設置する	人材の育成、組織作りをすすめる		_		Δ		人材育成、組織運営費がか かる				人材育成、組織運営費がかかる		
AFMM-5	Asian Bond Markets		AFMM :	1 メンバー国の通貨建て社債市場を発展させ、域内社債市場	加盟国の情報収集、国内法を整備する						 資本市場が東ティモールに		+		私企業乃発展が初期の段階であ	市場の運営	
	Initiative (ABMI)	2002 (2008)	ASEAN Finance	の活性化を図る 2 4つの重要分野を担当するワーキンググループの設置をする		С	財務省		_		ないため、関連性低い				り、資本市場、債券市場を開設しても影響は軽微である	ノウハウを 導入する	
			Ministers Meeting	3 加盟国の通貨建て社債の発行を支援するCredit Guarantee and Investment Facility (CGIF) を設立する					_		"						
AFMM-6	ASEAN Capital Market Forum (ACMF)		AFMM : ASEAN	and investment Facility (COLF) を設立する 1 資本市場を規制する法令 (株式の安全性を担保するディスクロージャー要件、配当規制) の調和に焦点を当てる	加盟国の情報収集、国内法を整備する	С			-		資本市場が東ティモールに ないため、関連性低い				私企業乃発展が初期の段階であ り、資本市場、債券市場を開設し ても影響は軽微である	市場の運営 ノウハウを 導入する	
		2010	Finance Ministers Meeting	2 会計及び監査基準、会計・監査専門家の資格、資質の相互 承認制度については合意済である	国内企業への通達・指導、専門家制度の 導入を図る		財務省		_		n				- しも影響は軽伽じめる	等八9つ	
AFMM-7	Chiang Mai Initiative (CMI)		AFMM : ASEAN	1 二国間通貨スワップ取り決めによる域内ネットワークの構築を図る		С			-		資本市場が東ティモールに ないため、関連性低い				私企業乃発展が初期の段階であ り、資本市場、債券市場を開設し ても影響は軽微である		
		2000	Finance	2 BSAネットワーク維持の基礎となる域内資本フローに対する 相互監視メカニズムの構築する	加盟国の情報収集、国内法を整備する		財務省		_		ıı				ても影響は粧灰である		
			Ministers Meeting	3 研究・研修機関ネットワークの組織と金融部門への技術支援の拡充する					_		II						
AFMM-8	Expedited Review Framework For Secondary Listings	2012	AFMM : ASEAN	1 投資を促進するため、ASEAN域内企業による域内証券取引所への相互上場プロセスを短縮化し、相互上場を承認する	加盟国の情報収集、国内法を整備する	C	財務省		_		資本市場が東ティモールに ないため、関連性低い 				私企業乃発展が初期の段階であり、資本市場、債券市場を開設しても影響は軽微である	市場の運営 ノウハウを 導入する	
	2go	2012	Finance Ministers Meeting				州伤泪										
	業・漁業		-														
AMAF-1	Agreement On The ASEAN Food Security Reserve			1 ASEANにおける食糧生産拠点の強化を図る	(東チモールはコメの輸入国である)	В		全関係局	0	2014	『国家食糧安全保障制度』 が確立され、起動している			特になし 正	基本的食料の安全が保障される	0	(ASEAN の一員と て、すて
				2 ASEAN 食糧備蓄制度の確立する	_	С		-	_	-	国産米の生産量は不足している		国内			1	緊急備者 を補充し いる)
			ASEAN	3 国家食品在庫政策と国家食品の準備の調整する	国家政策とASEAN政策とをすり合わせる	C		政策・計画局	0	2013	『国家食糧安全保障制度』 に基づき、政策が実施され ている			食糧価格の変動に 負 左右されやすい	特になし		
		1979	Food Security	4 ASEAN 緊急米リザーブを実施する	東チモールはコメの輸入国なので、国産		農漁業省	_	_	_	必要な場合は政府が全国民 に必要な量のコメを支給で	O 2013		正特になし	ASEAN諸国からのコメの輸入がより	1	
			reserve Board	5 緊急米備蓄からの米の放出を計画する	米の生産を向上させる	A		_	_	-	に必要な重のコメを文紹で きる 			特になし	たやすくなる 東チモールはコメの国内需要も賄 えないので、ASEANへの緊急備蓄は		
				6 ASEAN緊急米備蓄の補充を図る				_	_	_			国外		できない		
				7 食品情報と早期警報システムを充実する	国家情報制度とASEANの制度との調整を図る	В		政策・計画局	0	2013	国家食糧事情に関する情報 を収集・普及する部署は活 動している			負			
				8 ASEAN食料安全保障準備理事会を設置する	供託金の出資である	-		総務・財務局	0	_	出資に関して加盟後の問題 はない						

添付資料1. ASEAN 条約、合意文書 その他

†)A: 実施中あるいは直ちに実施すべき事項、 B: 2015年までに実施すべき事項、 C: 実施が2015年以降になるもの

††) ○:実施の難易度は低い △:実施の難易度は中位 X:実施の難易度は高い

		ASEAN	N Ministeria	al Meeting on Agriculture and Forestry	国内で必要な取	り組み		. 天旭の無勿及	91F7 A .		他の難易度は中位 X: 美施 実現可能性	批准/			インノ	ペクト評価	動向/	支援可能性
Code	課題/条約	承認年	担当部署	概要	必要事項	緊急性 †	責任	担当部署	難易度 ††)	実現年	理由	可否	実現年	環境	要因 統合前	統合後の予想	ASEAN諸国	日本
AMAF-2	Ministerial Understanding on ASEAN Cooperation			1 ASEAN地域内の食料安全保障を強化する	国内の食料生産を向上させる	A	農漁業省	農業·園芸局	0	継続	国内食糧安全保障政策に基 づき活動する				特になし	国内法の整備が進む	条約承認。 の介助	\
	in Food, Agriculture and Forestry			2 農業、漁業および林業分野におけるASEAN内外の貿易を振興する	農業、漁業および林業分野におけるASEAN 内外の貿易促進に必要な課題を明確にす る	В	産業通商省	通商局	0	2015	国内条件をASEAN標準と調整する				E	農業および林業分野の開発におけ る国際的協力が促進される		
				3 農林業関連の生産性と企業を促すための技術移転を推進する	各課題を担当する国内機関を任命する	A	農漁業省	関連の全部局	0	2014	関連部局間の連携を強化する					国内投資の条件が整備される		
		1993	AMAF	4 農村開発と農民の能力向上を推進する	普及部門を強化する	A	農漁業省	農村開発局	0	2013	農民へより良い支援を提供 する	0	2014		国内投資の不足 負	特になし		特になし
				5 農林業への私企業の参入を奨励する	投資部門における法的支援と人材育成を 強化する	В	産業通商省	通商局	0	2015	民間部門の活動を活性化す る				特になし	投資の呼び込みが促進される		
				6 持続的開発のための自然資源の管理と保護を推進する	現行の法令を実施する	В	農漁業省	漁業局	0	2013	国内資源保護活動の質を向 上させる				正	国際的な認知度が増す	-	
				7 ASEAN内外の問題に一致して対処するため、ASEANの協力を 推し進める	必要なMOU/合意を調査する	С	農漁業省 /商業・ 産業・環	政策・計画局/	0	2014	活動を起こすのに必要な国 内外の課題を認知する			国外	国外からの投資の 呼び込みが困難	特になし		
AMAF-3	Memorandum of Understanding on			1 農林産物の生産促進についてASEANで一致して取組を行う	_	С	-	-	-	-	未加盟				正 特になし	農林産品の品質基準が明確になる		
	ASEAN Cooperation in Agriculture and Forest Products Promotion Scheme		Joint	2 国際市場でのASEAN農林産物の競争力を高める	国内産品をASEAN水準に合致するものとする	С	農漁業 省,/商 業・環境 業・環境	農産園芸局/通商局	0	2015	国内産品の水準を上げる必 要がある			国内	農林産品の品質に 関する基準がない 負	特になし		
			Committee on ASEAN Coop. &	3 貿易と投資に関する政策・戦略について協議するとともに 情報を交換する	チモールの投資、政策・戦略について宣 伝する	С	商業・産業・環境		0	2014	担当局は設置されている				特になし	農林産品の国際需要に関わる情報 の入手が容易になる		アグリビジ
		1994	Joint Approache s in Agric.	4 人的資源開発にかかわる協力を推し進める	国際協調活動ができる人材を育成する	С	農漁業省	全関連局	0	2015	人材能力は開発の途上にあ る	0	2015		IF.	ASEAN基準に従うことにより、農林 産品の付加価値が増す	条約締結へ 向けた支持	ネスの振興 に関わる支
			& Forest Products Promotion	5 ASEAN諸国の産物の相互補完性を高める	国産の農林産品を増やす	В	農漁業省	、農産園芸局/林 業局	0	継続	国家開発計画で農業生産の 向上を目標にしている			国外	優良産品の規定が 個々の生産者に任 され明確ではな	特になし		按
			Scheme	6 技術開発とその移転において協力を推進する	国際協調活動ができる人材を育成する	С	農漁業省 /商業・ 産業・環 境省	◇ 間 法 已	0	2015	人材の育成を実施中である				かった			
				7 農産品基準の統合を加速する	ASEANの取り決めに準拠した農林産品の基準をもうける	С	農漁業省	林業局	Δ	2015	国内産品の向上に努めてい る							
AMAF-4	Memorandum of Understanding on ASEAN Sea Turtle		ASWG on		国内法にウミガメの保護と保全を明記する	С	ette Ma alle et	、漁業・水産養 殖局	Δ	2015	チモールは国連のミレニア ムゴールの実現に向けて施 策を講じている	0		国内	正 特になし ウミガメの保護が 十分ではない	ウミガメが増える 特になし	dia	dt) . l
	Conservation and Protection	1997	Fisheries		必要な場合はウミガメの保護・保存のために国内法の変更を行う	С	- 農漁業省	殖局	Δ	2015			2014	国外	正 特になし 負 特になし	国際的な信頼を高めることができ る 特になし	特になし	特になし
AMAF-5	ASEAN Guidelines On Risk Assessment Of			農業関連の遺伝子組み換え生物を対象に、ASEAN加盟国の共 通の危険評価実施手順を提供する	遺伝子組み換え生物を評価・承認する国 家機関を設ける	С	農漁業省	検疫・バイオ ヤキュリティ	Δ		遺伝子組み換え作物の取り 扱いに関しては調査中				サになし 正	輸入される遺伝子組み換え作物を 制御できる		
	Agriculture-Related Genetically Modified Organisms (GMOs)		ATF on Genetically Modified		国家間で情報交換する	С	農漁業省	検疫・バイオ セキュリティ 局	Δ	2015	遺伝子組み換え作物の取り 扱いに関しては調査中		2012	国内	遺伝子組み換え作 物が何の検査もな く輸入される	特になし	(tdr.) 1- 1	遺伝子組み換え作物の
		1999	Food Testing Network		遺伝子組み換え生物の承認にあたって、 ASEAN事務局に通知する	С	農漁業省	検疫・バイオ ヤキュリティ 局	Х	-	遺伝子組み換え作物を生産 する状況にない		2015	豆丸	特になし 正	遺伝子組み換え作物に関わる国の関心が増す	特になし	審査に関する能力向上
			retwork		遺伝子組み変え農産物に関する情報を収集する部署を設ける	С	農漁業省	検疫・バイオ ヤキュリティ 局	Δ	2015	遺伝子組み換え作物の取り 扱いに関しては調査中			国外	特になし 負	特になし		
AMAF-6	ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserve Agreement			1 必要な人々 へのコメの提供を図る	一方的なコメの輸入国であり、恩恵を受けることはあっても特別な施策はない。 輸入量も少なく、ASEAN政策に影響を及ぼすほどではない。	A		農産園芸局, 政策・計画局	0	2014	実施中			国内	特になし正	国際コメ貿易に関する譲歩王の入 手が容易になる	特になし	特になし
		2001	ASEAN Food Security	2 災害復旧に関わる情報提供を充実する	情報の収集と発信部局を整備する	A	農漁業省	政策・計画局	0	2014	準備中	0	2015			食糧安全保障が得られる		
		2001	reserve Board	3 専門知識技能の共有する	-	В		政策・計画局, 農産園芸局	0	2014	準備中		2013		食糧価格の変動に 左右されやすい			
				4 食料安全保障の推進する 5 人々 の栄養状態の改善を進める」	_	В	-	政策・計画局	0	2014	準備中 国民の栄養改善事業は実施			国外	正 特になし 特になし	特になし		
				J 八つ ∨不覚小恋い以音と思める]	_	В		政策・計画局	0	2015	中			四八	負	11 1-7 & U		

†)A: 実施中あるいは直ちに実施すべき事項、B: 2015年までに実施すべき事項、C: 実施が2015年以降になるもの

††) ○:実施の難易度は低い △:実施の難易度は中位 X:実施の難易度は高い

		ASEAN	N Ministeri	al Meeting on Agriculture and Forestry	国内で必要な取り		L	. 天虺 火粒列及	19 1974		ルの無勿及は中位 Λ. 关ル 実現可能性	批准			イン	パクト評価	動向/支	泛援可能性
Code	課題/条約	承認年	担当部署	概要	必要事項	緊急性†)	責任	担当部署	難易度 † †)	実現年	理由	可否	実現年	環境	要因 統合前	統合後の予想	ASEAN諸国	日本
AMAF-7	Strategic Plan of Action (SPA) on ASEAN Cooperation in Food, Agriculture and Forestry (2005-2010)			A 食料安全保障 1 ASEAN地域内の食料安全保障を強化する	国内MAF生産にかかわる情報の収集、解析、および発信にかかわる部署を設置する			改策・計画局	0	2013	当該部署は設置されている				特になし	食糧(コメ、トウモロコシ、)の安全保障が得られる 穀物国際価格の変動に翻弄されに くくなる	特になし	必要な技術の 力ペート が カペート 協力 に 動・実施
				B 農業、漁業、畜産業、林業 2 世界市場におけるASEANの食品および農産物の競争力を高める	食品および農産物の品質・衛生管理を ASEANの基準に合わせる	С	/商業・ 産業・環	研究・専門家 サービス局/検 疫・バイオセ キュリティ局	Δ	2015	農業実験室を準備中である			国内	国際穀物価格の変動に翻弄される	農業開発に関わる連携・協力が強 化される 特になし		回・天旭
		2004	AMAF	3 世界およびASEAN地域の課題に対し、ASEANとしての協調外 交を推進する	協力して国際機関との調整を行う	С	農漁業省	対策・計画局	0	2014	当該部門は創設された (Bilateral and Multi- lateral Coordination Section)	0	2015		特になし	AEC Blueprintの戦略的取組実施を表明できる		
				4 新技術の普及制度を強化する	研究および人材育成を協力して行う	С	農漁業省	研究・専門家 サービス局	0	2015	人員の能力強化が必要であ る			国外		日本ASEANセンターとの情報交流を はじめ、ASEANの一員としての認知 度が高まる		
				5 企業の参入を振興する	企業の投資環境を整える	В	商業・産 業・環境 省		0	2015	民間の企業活動を活性化す る必要がある				特になし	特になし		
				6 自然資源の管理、保全およびその持続的利用を推進する	国内法を整備する	С	農漁業省	が策・計画局	Δ	2015	国内法の準備が急がれる				· ją			
AMAF-8	Agreement for the Establishment of ASEAN Animal Health Trust Fund			ASEAN 地域での統一のとれた家畜衛生プロジェクトの実施 を促進するための基金を創設する		В			0	2014	家畜飼育に関するGood Practiceが実施されている				特になし正	家畜の衛生管理制度の構築が促進される	特になし	特になし
	Thinks Fleatin Trust Fund	2006	ASWG on Livestock		ASEAN地域の動物衛生管理基準と調整する (国内法の整備)	С	農漁業省	家畜獣医局	0	2015	国内法の草稿は完成してお り、最終化が待たれている	0	2014	国内	負 統一されていな かった			
					基金に出資する	С		政策・計画局	0	2014	出資の準備がある			国外	正 特になし 負 特になし	信頼度の上昇により持続的な家畜 の輸出につながる 特になし		
AMAF-9	ASEAN Statement on Strengthening Forest Law Enforcement and Governance (FLEG)			1 達法伐採およびその関連取引の予防と撲滅のため、それぞれの国の法令・規則を見直し、森林法の施行を強化する		С		火水 川岡川	Δ	2015	国家間の法のすり合わせが困難である			国内	特になし 正	ASEAN方式に準拠した国内森林法の 改正が加速される 森林の再生やその管理を規律だっ て行うことができる	特になし	特になし
		2007	ASWG on Forestry	2 地域の慣習や商取引の慣行、森林セクターの透明性、木材 認証の取組において情報や経験を共有し、共同での取り組 みを強化する		С	農漁業省	森林局	0	2015	国内の関税が取り決められた	0	2015	国外	負違法伐採が行われている特になし正	ASEANの規則に沿った森林法の改正 により、林産物の信頼を高めるこ		
				無化とその施行を行う	国内の森林法を制定する	В			0	2015	国内法の最終化の段階にある				負 特になし	<u>とができる</u> 特になし		
AMAF-10	Letter of Understanding on ASEAN SEAFDEC Strategic Partnership			1 持続可能な漁業を開発する	国内法を整備する	A	- 農漁業省	. 漁業・水産養 殖局	0	2013	国内法は完成した			国内	正 特になし	漁業に対する投資条件が明確になる	特になし	特になし
	(ASSP)	2007	ASWG on Fisheries	2 関係国間の漁業規定を統合する 3 漁業に関する国際間の取り決めに一致して対処する	関連会議へ出席し、国内法との統合を図る -	С		殖局	0	?	ASEAN諸国の漁業規定を調査する必要 がある 上述の条件を整えたのちの	0	2014		特になし 特になし 特になし	東チモールの漁民が他国の漁民に 駆逐される 漁業に関する投資環境が国際的に		
			risheries	4 共同事業、人材開発、情報収集と提供を推進する	国際活動を調整する部署を設ける	_	_	海娄 . 水 恋姜	_	_	対応となる 既にPEMSEA注1)、ATSEF			国外	正	認知される		
AMAF-11	Strategic Plan of Action			食糧安全保障体制を強化する	国内の食料情報システムを強化する			漁業・水産養殖局	0	2012	注2)、 CTI注3) に加盟している 国家食糧安全保障委員会が			-	負 る国際的認知が十分でない 中になし	基本的食料の安全が保障される	特になし	農業技術あ
	on Food Security in the ASEAN Region (SPA-FS) (SPA-FS) 2009-2013			2 持続可能な食品貿易の開発と促進	地方市場とインフラ基盤整備を行う		農漁業省 農漁業4 /商業・環 境省/公	農産園芸局, 工芸作物/アグ リビジネス振	0	2013	担当している 食糧配送ネットワークは構 築されている			国内	正	多国間の協調が促進される		るいは農業 関連産業の 育成支援
			ASEAN	3 食糧安全保障システムの統合と強化	情報の収集と発信部局を整備する	A	共労働省	興局/通商局 政策・計画局	0	2013	国家食糧安全保障情報部が常にモニターしている				特になし	特になし		
		2008	Food Security reserve	4 持続可能な食料生産を推進する	基本食料の自給率向上は国家開発戦略の 要とされている			農産園芸局	0		新技術による稲作栽培が開 始されている	0	2015		特になし	アグリビジネスを機関とした産業 投資の呼び込みが容易になる		
			Board	5 食糧安全保障の推進のために、食糧産業およびアグロイン ダストリーへの投資を支援する	食糧産業およびアグロインダストリーへ の国内投資環境を整備する	В	産業・環	政策・計画局/	Δ	?	国内法の整備および民間企 業の育成には時間がかかる				正			
				6 食糧安全保障に関わる緊急の課題に対処する	国際支援機関とともに、食糧安全保障に 関わる活動を実施する	В	農漁業省	政策・計画局	0	2014	食糧安全保障に関し、WFP, FAO, AUSAI, USAID, ある いはJICAなどの機関と共同 作業を行っている			国外	特になし 負	特になし		

†)A: 実施中あるいは直ちに実施すべき事項、 B: 2015年までに実施すべき事項、 C: 実施が2015年以降になるもの

††)○:実施の難易度は低い △:実施の難易度は中位 X:実施の難易度は高い

		ASEAN	N Ministeria	al Meeting on Agriculture and Forestry	国内で必要な取	り組み	1 1 / -	7			施の難易度は中位 X:実施 実現可能性	の難易度は高 批准/承認		イン	ノパクト評価	動向/支	支援可能性
Code	課題/条約		担当部署	概要	必要事項	緊急性*)	責任	担当部署	難易度 ††)	実現年	理由	可否 実現	_	竟 要因 統合前	統合後の予想	ASEAN諸国	
AMAF-12	Memorandum of Understanding between Member of the ASEAN and the World			1 重要度の高い病気の発生はARAHIS(ASEAN地域動物衛生情報システム)に報告する	動物の病気の発生状況を監視する部署を 設置する		1 11		0	2013	各課題を担当する部署はす でに設置され活動を開始し ている		国际	正特になし	動物の衛生に関わる国際情報の入 手が容易になる 国内の動物衛生管理が促進される	特になし	動物衛生管理に関わる技術の指導と人材の行
	Organization for Animal Health (OIE)	2011	ASWG on Livestock	2 ARAHISの管理地域で発生した重要度の高い病気のデータは 定期的にARAHISから OIE WAHISに送付する	国内の動物の衛生状態を定期的にARAHIS に通報する部署を設置する	A	農漁業省	、 畜産・獣医 サービス教区	0	2013		O 201	4	畜産・獣医に関る情報支援は不分である 特になし	おおおります。 おおりまする ・一 ・一 ・一 ・一 ・一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		成を支援する
				3 OIEがリストする病気の発生は、直ちに報告しフォローアップを実施する		A			0	2013			国外	特になし	特になし	-	
AMAF-13	ASEAN Rice Trade Forum			1 米市場の情報を共有し分析する	自国のコメの生産・保管・流通、並びに 輸出入を管理する部門を整備する	В	ette Na VIII. st.	政策・計画局, 農産園芸局, 通商局	0	2014	政策決定はすでになされて いるので、次に既存の政策 の見直しが必要である			特になし正	ASEANのコメ輸出戦略を知ることに より、国家イネ生産計画の策定が 容易になる	特になし	特になし
		2012	ASEAN Food	2 コメ価格の過剰な変動を抑止する強調や政策調整分野を把握する	国内政策を域内の持続的コメ貿易の発展 を促すASEANの政策・改革と調和させる	В	農漁業省 /商業・ 産業・環 境省	通商局,政策	0	2015		0 201	国际	国際米価に関する	る 米価の情報入手が容易となる		
		2012	Security reserve Board	3 域内のコメの輸出入を拡大する長期かつ継続的な政策を決 定する	コメの輸入に関わる施設・設備を充実さ せる	В	- 現日	農産園芸局, 通商局	0	2014		O 201		特になし正	コメの需給状況に関わる情報発信 により、ASEAN諸国の理解を得るこ とができる		
				4 コメの輸出入にかかわる商取引のあり方を議論および試験 し、必要な調整を行う	-	_	_	_		_	東チモールはコメの買い手 である		国外	特になし	特になし		
競争政策	策																
	AEGCの設立 ASEAN Experts Group on Competition	2007		競争政策と法律に係る協調を議題にホーラムを開催する目標競争政策のASEANガイドラインを作成する競争政策のハンドブックを作成する	国内取引に関する緊急度は低い。ただ し、城内貿易の自由化を考えると他のメ ンバー国と同水準の管理体制が求められ る。	А	法務省		Δ		費用対効果の議論が想定される			特になし	私企業は規制が必要な段階に達していない法令の順守徹底が難しい		施行の指導
消費者	保護 ACCCPの設立			・ People-centerd Communityを目標とする										特になし	私企業は規制が必要な段階に達し ていない。法令の順守徹底が難し)
	ASEAN Coordinating Committee on Consumer Protection	2007				А	法務省								ν·.		
知的所 B3	有権 AEAN Working Group on Intellectual Property Cooperation (AWGIPC)	1996		・ 知的所有権の登録・管理に関し域内の統一を図る	国内取引に関する緊急度は低い。ただし、域内貿易の自由化を考えると他のメンバー国と同水準の管理体制が求められる。	A	法務省		Δ		費用対効果の議論が想定される		T	特になし	私企業は規制が必要な段階に達していない。法令の順守徹底が難しい。		施行の指導
運輸·通	盾信																
B4	ASEAN交通行動計画 ASEAN Transport Action Plan 2005-2010			 貨物・旅客航空の増大、域内オープンスカイ、航空・海上 交通の手続や必要書類の標準化、貨物安全、陸上交通法規 の標準化などについて協力を進める 	国内取引に関する緊急度は低い。ただし、域内貿易の自由化を考えると他のメンバー国と同水準の管理体制が求められる。	В	交通・通 信省	. Training and the state of the	Δ		費用対効果の議論が想定さ れる			国際物流は海上 響は少ない	輸送が主力で既に開放しているので影	法令の参考 例を入手	
	運輸簡素化枠組み協定	1998		・ 物品の通関面での簡素化 (税関検査、税金の免除) の促進する		В	交通・通 信省	1						特になし	貿易の増加に貢献する	V 4 5 6	
	国際複合一貫輸送に関 するASEAN 枠組み協定	2005		・ 国際複合一貫輸送について、輸送業者の地位や必要な文書 について統一・標準化を行うこと等を目的とする	国内取引に関する緊急度は低い。ただし、域内貿易の自由化を考えると他のメンバー国と同水準の管理体制が求められる。		交通・通 信省		Δ		費用対効果の議論が想定される			国际物流は海上	輸送が主力で既に開放しているので影	法令の参考 例を入手す る	
	Protocol to implement the Seventh Package of Commitments on Air Transport Services	2011		・ 航空輸送に関連する業務の開放を目標とする													
	Implementation Framework of the ASEAN Single Aviation Market (ASAM)	2011		・ AECに設定された目標達成のための行動計画である													
	Brunei Action Plan (AEAN Strategic Transport Plan)			陸上輸送、恋空輸送、海上輸送の目標を設定する													
	Comparative Matrix of Equipments for Registration of Ships	2010		国別に船籍登録の基準を取りまとめている	国土が2分割されており国内輸送を自国船で行う計画があればカボタージュを留保する必要がある	C	交通・通 信省		Δ		カボタージュ	可		外航海運は世界的 響は極めて少ない	」 的な自由競争であり、ASEAN加盟の影 、		

添付資料1. ASEAN 条約、合意文書 その他

†)A: 実施中あるいは直ちに実施すべき事項、 B: 2015年までに実施すべき事項、 C: 実施が2015年以降になるもの

††) ○:実施の難易度は低い △:実施の難易度は中位 X:実施の難易度は高い

		ASEAN	N Ministeria	al Meeting on Agriculture and Forestry	国内で必要な取	り組み		- 人加巴。 大瓜为八丈	S PAT		実現可能性 A・ 実施	批准/承認		インバ	パクト評価	動向/支持	爰可能性
Code	課題/条約	承認年	担当部署	概要	必要事項	緊急 性 †)		担当部署	難易度 † †)	実現年	理由	可否 実現年	環境 要因	統合前	統合後の予想	ASEAN諸国	日本
エネルジ	<u> </u>					1生 1 /	1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1		11)								
B4	ASEANエネルギーセン ター ASEAN Centre for Energy	1999		ASEAN 全体のエネルギー問題を取り扱う組織である 「エネルギー協力のためのASEAN 行動計画1999-2004 (The ASEAN Plan of Action for Energy Cooperation 1999-2004) 6 事業分野における実施方針 ASEAN 電力網 (ASEAN Power Grid) ASEAN 横断ガスパイプライン (Trans-ASEAN Gas Pipeline) エネルギーの効率性及び保存 新再生可能エネルギー源 石炭 地域のエネルギー見通し、エネルギー政策及び環境分析	自国産の天然ガス、石油類をパイプラインでメンバー国に供給する可能性は低い 石油輸入国として安定供給のために域内の協力体制に参加するのはメリットがあるが、使用量が少なく大きな発言権は得られない	С	石油·鉱 物資源省		0		参加によるデメリットはない	可		特になし	特になし		
観光																	
B4	各国観光機関 NTO: National Tourism Organization			 ASEAN 地域への観光旅行客誘致、人的資源開発、文化遺産 保護、域内間旅客の促進を図る 	参加による効果は国内の観光資源開発の 結果如何である ASEANレベルの協調キャンペーンへの貢献 は少ない	А	観光貿 易・観光 産業省		0		参加によるデメリットはない	可			同して観光資源の開発、観光客の D観光客増加に寄与する	観光先進国 のノウハウ を習得する	
	Visit ASEAN Campaign	1999		・ 2002 年に「Visit ASEAN Millennium Year 2002 Campaign」を実施し、この事業を「Visit ASEAN Campaign」に衣替えした													
	ASEAN 観光協定	2002		 ASEAN 間の旅行を促進する 旅行客輸送を自由化する 投資誘致及びASEAN の文化・自然遺産の保護を進める ASEAN 地域を単一の観光目的地とする 		A	観光貿 易・観光 産業省		0								
	ASEAN Tourism Strategic Plan (ATSP)	2011		・ 2011年から2015年の間の行動計画である	オブザーバーとして参加する	A	観光貿易 産業省		0								
通信																	
TELMIN-	Vientiane Declaration on Promoting the Realization of Broadband across			1 域内においてICTを主要な能力かつ新しい力として使用する ためにASEAN-wide broadband の新設を共同で推進する	加盟国から情報収集と分析をおこなう」				×								
	ASEAN		TELMIN: ASEAN	2 next generation networksの研究・開発を共同で促進する					×								
		2009	Telecomm unications and IT Ministers Meeting	3 2015年までに、broadband をASEAN各国の地方にまで拡大する	予算確保、通信ネットワークを作る	В	運輸・通 信省		Δ		重要であるが、現時点では 東ティモールと他の加盟国 との間で情報量は限定され ているため緊急性は低い				他のメンバーと同一歩調を取るが、TLへの影響は少ない	先行するメ ンバーの導 入事例を入 手する	
				4 IT関連産業の促進を図るために一層の協調を行う	加盟国から情報収集と分析をおこなう	1			_								
TELMIN- 2	Bali Declaration in Forging Partnership to Advance High Speed Connection to Bridge Digital Divide in ASEAN		TELMIN : ASEAN Telecomm unications and IT Ministers	AEC Blueprintの記載の通り、ASEANを安全、結合された、活力のある地域にするための既存の協力体制を維持する ASEAN諸国間において、high speed ICT infrastructureを整備することにより商売の発展に寄与することを狙い、政策や規制を整備する。特に通信機器に対するMutual Recognition Arrangement (MRA)を強化する	国内法を確立する	В	運輸・通 信省		×		東ティモールに需要は少ないが、地域の電子商取引を サポートするために必要な 法律や施策を制定する必要 がある				電子商取引の促進されるが、維持費がかかる	先行するメ ンバーの導 入事例を入 手する	
			Meeting	3 ITサービスの社会認知を拡大するpilot projects を多様なセグメントで実施する	加盟国から情報収集と分析、電気通信の 国内法を確立する				X		IJ				II.		

添付資料2. AEC戦略的行動表 (Strategies and Initiatives of AEC)

†) A: 直ぐ実行する、B: 2015年までに実行する、C: 2015年以降に実行する ††) ○:達成は容易である △:達成の難度は中位である 、X:達成の難度は高い †††)MOF:財務省、MCIA:商業・産業・環境省、MOA:農漁業省

	Code	ASEAN経済共同体ブループリント		東ティモール国内で必要な取り組み			実現可能性 ^{††)} (○、△、X)			批准/承認すべき		参加すべき	動[完・現現有、MOA:展應業を 向/支援可能性				インパクト評価 (SWOT分析)				
戦略的取組		優先課題	担当部署	必要事項	緊急性	責任省庁 ^{††}	担当部署	## 🖂	実現年	理由	条約・協定・枠組み	批准の可否	ソイエリ ニー・サイトリ	1	ASEAN諸国	E	本 (JICA)	環境	要因	統合前		統合後の予想	楓
用一 ⁴	出し		17 - 1 HA- EI	2277	17	1)	7-144-6	度	7,701	-25	4		五百		подпин			9896		We E 133		Well & - 7 //	<i>z</i> .
<u>単 川</u> 物品の	白山が	生産基地																					
PT	ДШ	よ19/ 男 /																					
		CEPT協定の強化	Trade & Facilitatio n Div.	関税をゼロにできない品目を 抽出しIL、SL、HSL、General Exceptionの各リストを作成		MCIA	DNCI	×		関係各省との調整が必 要である	2015年を越えて CEPTを適用するた めに、新たな条約 が東ティモールに	comから承 認を得る必 要がある			統合イニシア チブによる CLMVへの支援			国内	正 負 正		無し 関税の徴 である	収減はCEPTリス	トの作成如何
			11 211.	し、管理部門を整備する							必要だと思われる	2,7 0,0			が参考になる			国外	負				
削減	A1-2																						
	A-1-2-1	全IL品目の0-5%への 削減 (ラオス、ミャン マーは2008年)	Trade & Facilitatio n Div.															国内国外	正 負 正 負				
	A1-2-2	全IL品目の0-5%への 削減 (カンボジア)	Trade & Facilitatio n Div.	すべてのメンバーが2010年までにA1-2を完了せずに、A1-3へ移る可能性がる		MCIA												国内	正 負 正				
抱撤廃	A1-3			D THEIL O														D/1	負				
		conmittee to the conmittee of the conmit	Trade & Facilitatio n Div.					Δ										国内国内	正 負 正 負				
	A1-3-2	IL品目の60%の関税撤廃 (ラオス、ミャンマー2008																国内	重 正 負 正				
-	41.0.0	年) IL品目の60%の関税撤廃	n Div.															国内国内	負正負				
-	A1-3-3	(カンボジア2010年)	Facilitatio n Div.				F :				+->T OACEANHO				TAIL CLAVER			国内	月		無し		
	A1-3-4	全IL品目の80%の関税撤廃(ASEAN6 2007年)	Trade & Facilitatio n Div.	アセアンに参加したときに勉強する最初のターゲットになる可能性がある		MOF	Economic Policy/ Customs	Δ		L、SLとHSLを調整して、決定する	すべてのASEAN加 盟国のための特別 な合意を作成する	議会承認が 必要である	関連会議に 参加する	必要	IAIとCLMV諸国 に与えられる 処遇である			国内国内	<u>負</u> 正 負		税関収入	の減少を招く	
	A1-3-5	全IL品目の80%の関税撤廃(ベトナム 2010年)	Trade & Facilitatio n Div.															国内	正 負 正				
-	A1-3-6	全IL品目の80%の関税撤廃(ラオス、ミャンマー	Trade &															国内	正負				
-		2012年)	n Div.	フトマハ)・かhpl と l, た)・紅			г .				- NE CACEANAGE				統合イニシア			国内国内	正 負 正		無し		
	A1-3-7	S1、HLS以下がいの全品目 の関税撤廃(ASEAN6 2010 年)	Facilitatio n Div.	アセアンに参加したときに勉強する最初のターゲットなる 可能性がる		MOF	Economic Policy/ Customs	Δ		L、SLとHSLを調整して、決定する	すべてのASEAN加 盟国のための特別 な合意を作成する	議会承認が 必要である	関連会議に 参加する	必要	チブによる CLMVへの支援 が参考になる		JICA支援を求め る		負 正 負		税関収入	の減少を招く	
	A1-3-8	午、石十のピンンティノ	Trade & Facilitatio n Div.															国内	正 負				
-	A1-3-9	品目は2018年) 優先統合分野の関税撤廃	Trade &															国内	正負				
		(ASEAN 6 2007年)	n Div.															国外	負				
	A1-3-10	優先統合分野の関税撤廃 (C1MV 2012年)	Trade & Facilitatio n Div.															国内国外	正				
	A1-3-11	e-ASEAN枠組み条約による ICT製品の関税撤廃(CLMV は第1回分を2008年、第2 回分を2009年)	Trade & Facilitatio n Div.															国内	7				
		ICT製品の関税撤廃(CLMV は第3回分を2010年)	Trade & Facilitatio n Div.															国内	正 負 正				
	A1-3-13	SL品目の0-5%への関税削減 (ASEAN6は2010年)	Trade & Facilitatio n Div.															国内国外	正負				
-	A1-3-14	SL品目の0-5%への関税削減 (ベトナムは2013年、砂糖は2010年)	Trade & Facilitatio n Div.																正負				

		ASEAN経済共同体ブルー	ープリント	東ティモール国内で必要な取り組み				実現可	能性 ^{††)} (○、△、X)	批准/承認すべき		参加すべき	6.1	動向]/支援可能性		インパ	パクト評価(SWOT分析)	
戦略的取組	Code		担当部署	必要事項		責任省庁††	担当部署	難易		条約・協定・枠組み		77 #J	参加・出資の可否	ASEAN諸国	日本 (JICA)	環境要		統合後の予想	
		(友/LIM/(区	177 71 11/19	2000年15	1)	†)	끄그마션	度	在田	4		云台		HOLINGE ES	H 77 (310H)	7.0		特になし	
	A1-3-	SL品目の0-5%への関税削 15 減 (LMは2015年、Cは 2017年)	Trade & Facilitatio n Div.	短期的には合理的な目標であるかもしれない。撤廃予定は 開示しなければならない。		MCIA	DNCE	×	一般の商品のための関 税でない	すべてのASEAN加 盟国のための特別 な合意を作成する		関連会議に参加する	必要	IAIとCLMV諸国 に与えられる 処遇である	JICAの支援を要 請	国内量	E	産業競争力がつく 東ティモールにビズを拡大する誘因に なる	
	A1-3-	16 HSL品目の関税削減	Trade & Facilitatio n Div.													国内 量			
非関税障壁撤廃	A1-4	:																	
<i>,,</i> ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	A1-4-	ユタンドスティルとロー ルバック約束の実行	Trade & Facilitatio n Div.	現状の非関税障壁のリストを 作成する。管理する部門を整 備する。		MCIA	DNCE	0	東ティモールで非関移 障壁を研究する	1				IAIとCLMV諸国 に与えられる 処遇である			特になし特になし特になし	特になし 特になし 特になし 特になし	
	A1-4-	通知手続きと監視メカニ 2 ズム議定書による透明性 向上	Trade & Facilitatio n Div.	議定書に従う(非関税障壁の 変更を開示する)				Δ	非関税障壁のあらゆる 変更をモニターしない ればならない) -				IAIとCLMV諸国 に与えられる 処遇である		国内量	Ē	特になし 管理費がかかる 特になし 特になし	
	A1-4-	3 非関税障壁撤廃(ASEAN 5 は2010年)	Trade & Facilitatio n Div.	非関税障壁の撤廃スケジュー ルを作成する				×	効果的な非関税障壁を キャンセルするのは難 しい					IAIとCLMV諸国 に与えられる 処遇である		国内量	E E	輸入商品の価格が下がる 国内産業を圧迫する 貿易量が増える 特になし	
	A1-4-	非関税障壁撤廃(フィリ ピンは2012年)	Trade & Facilitatio n Div.	関係せず												国内 量	E l		
	A1-4-	非関税障壁撤廃 (CLMVは 5 2015年、若干のセンシ ティブ品目は2018年)	Trade & Facilitatio n Div.	非関税障壁の撤廃スケジュールを作成する				×	効果的な非関税障壁を キャンセルするのは難 しい			関連会議に参加する	必要	IAIとCLMV諸国 に与えられる 処遇である		国内量	Ė E	輸入商品の価格が下がる 国内産業を圧迫する 貿易量の増加、価格の下落 マイナーの撤退を招く	
原産地規則	A1-5															- I	F		
	A1-5-	1 CEPT原産地規則の改善 (2007年)	Trade & Facilitatio n Div.	関係せず												国内量	E E		
	A1-5-	発給手続き簡素化、電子 化を含む円滑化、可能な 限りの手続きの調和と整 合(2007年)	Trade & Facilitatio n Div.	発給手順をASEAN統一基準、 もしくは主要国の基準と調和 させる。管理する部門を整備 する		MCIA	DNCE	Δ	現在のROO手順を修正 し、民間部門に通知す る		comから承 認を得る必 要である	関連会議に参加する	必要	他国の発給制 度を参考にす る		国外工	負 特になし	特になし 特になし 貿易量が増加する	
	A1-5-	3 加盟国の全原産地規則の見直し	Trade & Facilitatio n Div.	関係せず												国内量	Ē		
	A1-5-	4 累積メカニズムを検討		累積基準をASEAN統一基準、 もしくは主要国の基準と調和 させる		MCIA	DNCE	Δ	累積プロセスを監視す るのは難しい	ASEAN標準と一致する	comから承 認を得る必 要である	関連会議に参加する	必要	他国の発給制 度を参考にす る		国外正	自 特になし E 特になし	複数国での生産に参加する 特になし 複数国での生産を促進する 非効率な企業を排除する	
貿易円滑化	A1-6	i					National									ī	E 特になし	特になし	
	A1-6-	全加盟国のR00の見直しと可能か限りの統合	Trade & Facilitatio n Div.	貿易手続きと通関手続きの簡素化、ASEAN基準との調和。 管理する部門を整備する		MCIA and MOF	Directorate for Domestic Trade	Δ	現在取引量が少ないため、外国標準を受けりれることは難しくない	ノイートハツクを	不要	関連会議に参加する	必要	他国の発給制 度を参考にす る		国外工	貿易量に比べ手続費用減特になし	ド制度の整備と維持の費用負担が大きい 貿易の手続き費用が減少する 特になし	
	A1-6-	2 国際貿易の透明性と見え る化の実現	Trade & Facilitatio n Div.	貿易手続きと通関手続きの簡 素化、透明化をはかる		MCIA and MOF	National Directorate for Domestic Trade	Δ	現在取引量が少ないため、外国標準を受けフ れることは難しくない	ノイートハツクを 但スためにアプ	不要	関連会議に参加する	必要	他国の管理制 度を参考にす る		国内	貿易量に比べ E 手続費用減	特になし 彩制度の整備と維持の費用負担が大きい 貿易の手続き費用が減少する 特になし	
	A1-6-	3 貿易手続きと通関手続き の簡素化、調和の実現	Trade & Facilitatio n Div.	貿易手続きと通関手続きの簡素化、ASEAN基準との調和を図る		MCIA and MOF	National Directorate for Domestic Trade	Δ	現在取引量が少ないため、外国標準を受け7 れることは難しくない	ノイートハツクを	不要	関連会議に参加する	必要	他国の管理制 度を参考にす る		国内	質易量に比べ E 手続費用減	特になし ※制度の整備と維持の費用負担が大きい 貿易の手続き費用が減少する 特になし	
	A1-6-	貿易手続きのASEAN標準の 設定	Trade & Facilitatio n Div.	貿易手続きと通関手続きの簡素化、ASEAN基準との調和を はかる		MCIA and MOF	National Directorate for Domestic Trade	Δ	現在取引量が少ないため、外国標準を受けり れることは難しくない	ASEAN本年に百4)	不要	関連会議に参加する	必要	他国の管理制 度を参考にす る		国内量	貿易量に比べ E 手続費用減	特になし ※制度の整備と維持の費用負担が大きい 貿易の手続き費用が減少する 特になし	
税関統合	A1-7						Trauc												
	A1-7-	1 通関構造の統合	Trade & Facilitation Div.	通関構造のASEAN基準との調 和を実施する		MOF	Directorate General for Customs	0	必要に応じて柔軟な省の対応と新しい構造があれば難しくない		comの承認	関連会議に参加する	必要	他国の運営制 度を参考にす る		国内量	貿易量に比べ手続費用減	特になし 彩制度の整備と維持の費用負担が大きい 貿易の手続き費用が減少する 特になし	
	A1-7-	貨物と船積み手続きの地域モデルの実施によるシンプルで統一された通関手続きを導入し通関業務を近代化	Trade & Facilitatio n Div.	通関手続きの簡素化と近代化 を行う		MOF	Directorate General for Customs	Δ	税関手続きは、近代化され、外国のベストララクティスに沿った第 しいマニュアルが準備されている	r Í	局長の承認			他国の運営制度を参考にする		国内量量	う 特になし E 手続費用減	配送が改善する 特になし 貿易の手続き費用が減少する 特になし	

		ASEAN経済共同体ブルー	ープリント	東ティモール国	国内で必要	な取り組み		実現可能	能性^{††)} (○、△、X)	批准/承認すべき		参加すべき	参加・出	動向]/支援可能性	インパ	クト評価 (SWOT分析)
戦略的取組	Code	優先課題	担当部署	必要事項	緊急性 †)	責任省庁 ^{††}	担当部署	難易実現	年 理由	条約・協定・枠組 み	L 批准の可否	活動·定期 会合	資の可否	ASEAN諸国	日本 (JICA)	環境 要因 統合前	統合後の予想
	A1-7-3	ASEAN通関トランジットシ ステムの創設	Trade & Facilitation	ASEAN通関トランジットシス テムを導入する		MOF	Directorate General for Customs	0	税関データ自動システムへのアップグレートと他のITソリューションの導入により可能である					他国の運営制度を参考にする		国内 負 貿易量に比べ	特になし 制度の整備と維持の費用負担が大きい 貿易の手続き費用が減少する 特になし
	A1-7-4	生産統合とサプライ チェーンの促進を視野に 入れ仮輸入、委託加工な どの特殊な通関形態を取 り扱うASEAN通関システム の創設	Trade & Facilitation Div.	特殊な通関形態を取り扱う ASEAN通関システムを導入する		MOF	Directorate General for Customs	0	新規連結税関コードで 特別な体制に関する新 たな規定が導入される	☆ 法令が必要である	議会の承認が必要	関連会議に参加する	必要	他国の運営制 度を参考にす る		正 特になし 負 貿易量に比へ	特になし 制度の整備と維持の費用負担が大きい 貿易の手続き費用が減少する 特になし
	A1-7-5	関税分類、関税評価、原 産地決定の現代化とASEAN 電子通関の創設(e- Costoms)	Trade & Facilitation Div.	関税分類、関税評価、原産地 決定の現代化とASEAN 電子通 関を導入する(e-Costoms)		MOF	Directorate General for Customs	0	2013に新しい8桁の関 税が導入され、TAは評 価およびRofOのために 提供されます		大臣会議による承認	関連会議に参加する	必要	他国の運営制 度を参考にす る		国内	徴収を増加し、正確な統計情報を提供 特になし 貿易の手続き費用が減少する 特になし
	A1-7-6	上記に関連し国際的な標 準と慣行を採用	Trade & Facilitation Div.	関税分類、関税評価、原産地 決定の現代化とASEAN 電子通 関 (e-Costoms)のプラッシュ アップを行う		MOF	Directorate General for Customs	Δ	手続きや法律の変更を行う	法令が必要である	議法認長国ニス 会に法の税よるを を を は の で に 手 っ な を に 手 っ ま が に に ま っ ま っ ま っ ま 。 ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の	関連会議に参加する	必要	他国の運営制 度を参考にす る			特になし 制度の整備と維持の費用負担が大きい 貿易の手続き費用が減少する 特になし
	A1-7-7	通関の円滑化	Trade & Facilitation Div.	,												国内 正 負 工 負 上 負	
	A1-7-8	人的資源の開発	Trade & Facilitation	通関に係る人的資源を育成する		MOF	Directorate General for Customs	Δ	税関職員の訓練及び能 力開発を継続する	特になし				他国の運営制 度を参考にす る		国内 負 貿易量に比へ 正 手続費用減	特になし 人員育成の費用負担が大きい 貿易の手続き費用が減少する 特になし
	A1-7-9	ASEAN e-Customsの実施	Trade & Facilitation Div.	ASEAN e-Customsを導入する		MOF	Directorate General for Customs	Δ	税関職員、ブロー カー、民間セクターか らの変化に対する抵抗 を除去する					他国の運営制 度を参考にす る		国内 負 貿易量に比へ 重外 正 手続費用減	特になし 制度の整備と維持の費用負担が大きい 貿易の手続き費用が減少する 特になし
	A1-7-10	通関の効率化のための相 互支援	Trade & Facilitation Div.			MOF	Directorate General for Customs	×	すべての政府機関を団 結させるために挑戦し なければらない		大臣による承認	関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する			国内 負 貿易量に比へ 正 手続費用減	廃棄ロスの減少、収益増加 制度の整備と維持の費用負担が大きい 貿易の手続き費用が減少する 特になし
ASEANシング ルウインドウ	A1-8																
, , , , , , ,		ASEAN6での国家シングル ウインドウの2008年まで の実施		国家シングルウインドウの導 ' 入をすすめる		MOF	Directorate General for Customs	×	IT機器、手順、および オペレータの訓練の方 法を見直す必要がある	国内法の整備が必要である	大臣会議に よる承認さ れる			他の加盟国の 手順を参考に する		国内 負 非効率 国外 正 手続費用減	輸出入業者の貿易を促進する 初期人件費がかかる 貿易の手続き費用が減少する 特になし
	A1-8-2	CLMVでの国家シングルウ インドウの2012前の実施	Trade & Facilitation											他の加盟国の 手順を参考に する		国内 <u>E</u>	
	A1-8-3	貿易通関手続きの簡素 化、調査標準化措置の実 施	Trade & Facilitation Div.	貿易通関手続きの簡素化、調 査標準化措置を実施する		MOF	Directorate General for Customs	×	通関手続を改正し、税 関職員の能力を向上さ せる必要がある			関連会議に参加する	必要	他の加盟国の 手順を参考に する	ITシステムの技 術援助	国外負特になし正手続費用減	貿易の円滑化に寄与する 初期人件費がかかる 貿易の手続き費用が減少する 特になし
	A1-8-4	関税協力理事会(WCO) モデル、国連貿易データタイレクトリにも続く貿易データの標準化ICT導入加速	Trade & Facilitation	(以下に統合)		MOF	Directorate General for Customs	×	税関データ自動システムや他のITソリューションの導入へのアップグレードは可能である	,	資金提供と その大臣会 議の承認が 必要である	関連会議に参加する	必要		ITシステムの技 術援助	国内 正 負	
甘淮兀水勘入	A1-8-5	貿易円滑化、通関に関連 する全分野でのICTの適用	Trade & Facilitation	関税協力理事会(WCO) モデル、国連貿易データタイレクトリにも続く貿易データの標準化ICTを導入する		MOF	Directorate General for Customs	×	税関データ自動システムの導入と正しい使用 に依存する					他の加盟国の 手順を参考に する		り 質易量に比へ 正 手続費用減	特になし 制度の整備と維持の費用負担が大きい 貿易の手続き費用が減少する 特になし
基準及び整合性	A1-9						Mot no 1									正作リアナント	輸入品の品质管理が直まる
	A1-9-1	化粧品の単一規制スキー ムの実施	Trade & Facilitation Div.	化粧品の単一規制スキームへ の参加。基準及び整合性を管 理する部門を整備する。		MCIA	Metrology and Standardiza tion	×	化粧品の技術的な問題 を処理する部門を決め る必要がある			関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する		研究所を運営す る技術援助	国内負貿易量に比へ国外正特になし負特になし	輸入品の品質管理が高まる制度の整備と維持の費用負担が大きい 安定した品質、価格の下落を招く 統一規格による競争の激化を導く
	A1-9-2	化粧品の単一規制スキー ムのモニタリング	Trade & Facilitation Div.	モニタリングに参加する		MCIA	IAE (Foods and Economic Inspection)	×	担当部署がモニタリン グに参加する			関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する		研究所を運営する技術援助	国内負貿易量に比へ正特になし負特になし	特になし 制度の整備と維持の費用負担が大きい 特になし 特になし
	A1-9-3	電気電子機器に関する ASEAN産業別相互承認協定 (MRA)の実施モニタリング		モニタリングに参加する		MCIA	Metrology and Standardiza tion	×	担当部署がモニタリン グに参加する	✓ 基準を満たす新し い外国規制	批准が必要	関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する		研究所を運営する技術援助	(国外) 自 貿易量に比べ 正 特になし	特になし 制度の整備と維持の費用負担が大きい 特になし 特になし

	ASEAN経済共同体ブル・	ープリント	東ティモール国	国内で必要	要な取り組み		生	足現可能	性 ^{††)} (〇、△、X)	批准/承認すべき		参加すべき	6.1	動向	/支援可能性	インパクト評価 (SWOT分析)
Code		担当部署	必要事項		責任省庁	担当部署	難易		理由	条約・協定・枠組	批准の可否	活動・定期	参加・出資の可否		日本 (JICA)	環境 要因 統合前 統合後の予想
	後儿味風	担当即有	少女 事 仅	†)	†)	正コ마伯	度	大九十	- 姓田	み		会合	X - 70 [JOEVINH EN	17 (J10A)	原式 正 特になし 輸入の高品質化
A1-9-	電気電子機器の単一規制 4 体制実施のための適合性 評価機関の利用	Trade & Facilitation Div.	電気電子機器の単一規制体制 実施のための適合性評価機関 の利用を標準化を進める		MCIA	Commercial Regulation	Δ		他のメンバー間で決定 されれば問題でない	アセアン基準を導 入する		関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する		研究所を運営す る技術援助	国内 直 特になり 場所の事業 自 質易量に比べ制度の整備と維持の費用負担が大きい 財 正 特になり 安定した品質、価格の下落を招く 負 特になり 統一規格による競争の激化を招く
A1-9-	電気電子機器の単一規制	Trade &														国内 正 負
A1-9-	体制実施の準備	Facilitatio n Div.														国外
A1-9-	電気電子機器の単一規制 体制実施の実施	Trade & Facilitatio n Div.	電気電子機器の単一規制体制 を導入する		MCIA	Commercial Regulation	Δ		他加盟国での決定に従 うのであれば問題はな い	アセアン基準を導 入する		関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する		研究所を運営する技術援助	正 特になし 輸入品の品質管理が高まる 負 貿易量に比べ制度の整備と維持の費用負担が大きい 正 特になし 安定した品質、価格の下落につながる 負 特になし 統一規格による競争の激化 を招く
A1-9-	電気電子機器の単一規制 7 体制実施の実施モニタリ ング	Trade & Facilitatio n Div.	モニタリングに参加する		MCIA	DNIT	×		担当部署がモニタリン グに参加する	ASEAN加盟国の間 でいくつかの契約 を作成する		関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する			正 特になし 特になし 負 貿易量に比べ制度の整備と維持の費用負担が大きい
A1-9-	薬事・医療機器のための ASEAN共通技術書類(ACTD) 実施	Trade & Facilitatio n Div.	薬事・医療機器のための ASEAN共通技術書類(ACTD)を 導入する		MCIA/ Ministry of Health	担当部門を 選定	×		ASEAN標準は許容でき るが、東ティモールが 実施するのは困難であ る	ASEAN加盟国の間 でいくつかの契約 を作成する		関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する		技術援助	国内 有 特になし 特になし 国内 正 特になし 輸入品の品質管理が高まる 負 貿易量に比べ制度の整備と維持の費用負担が大きい 国外 正 特になし 安定した品質、価格の下落につながる 負 特になし 統一規格による競争の激化を招く
A1-9-	9 ACTD実施モニタリング	Trade & Facilitatio n Div.	モニタリングに参加する		MCIA/ Ministry of Health	担当部門を 選定	×									正 特になし 特になし 負 消費量に比し、検査・監視の費用負担が大きい EM 正 特になし 特になし 特になし
A1-9-	の 評価における規制機関の 能力と信頼性の強化	Trade & Facilitatio n Div.														類 特になし 特になし 特になし 日内 正 日内 日内
A1-9-	全加盟国の指定分野での TMHSの技術的要件の調和	Trade & Facilitatio n Div.														国内 正
A1-9-	薬品のGMP検査のMRAの実 施のモニタリング	Trade & Facilitation Div.	薬品のGMP検査のMRAの実施に 参加する		MCIA	IAE	×		担当部署がモニタリン グに参加する、高い技 術が必要である	MRA Agreement	議会承認が必要である	二国間会議 の開催が必 要である	必要	技術援助	技術援助	国内 正 特になし 輸入品の品質管理が高まる 負 貿易量に比べ制度の整備と維持の費用負担が大きい 団人 正 特になし 安定した品質、価格の下落につながる
A1-9-	3 標準および規制規格の調 和の実施	Trade & Facilitation Div.														(日本) 1 (日本) (日本) (日本) (日本) <tr< td=""></tr<>
A1-9-	4 医療機器のためのASEAN共 通申請書式(CSDT)の実施	Trade & Facilitation Div.	医療機器のためのASEAN共通 申請書式(CSDT)の導入をすす める		MCIA	IAE	×		ASEAN標準は許容でき るが、東ティモールが 実施するのは困難であ	CSDI Agreement	COMの承認 が必要であ る	関連会議に出席する	必要	技術援助		国内 重 特になし 輸入品の品質管理が高まる 負貿易量に比べ制度の整備と維持の費用負担が大きい 正 特になし 安定した品質、価格の下落につながる
A1-9-	.5 CSDTのモニタリング	Trade & Facilitation Div.	モニタリングに参加する		MCIA	IAE	×		担当部署がモニタリン グに参加する						技術援助	関内 有 特になし 統一規格による競争の激化を招く 事性になり 特になり 有 消費量に比し、検査・監視の費用負担が大きい 財産 事になり 事業 特になり
A1-9-	6 伝統的医薬品と健康サプルメント	Trade & Facilitation Div.	伝統的医薬品と健康サプルメ ントを規制する		MCIA	DNIBC				合意が必要である	COMの承認 が必要であ る	会議に出席する	必要			国内 頂 特になし 特になし 国内 正 特になし 輸入品の品質管理が高まる 負 特になし 特になし 国外 正 特になし 安定した品質、価格の下落につながる
A1-9-	7 TMHSの規制規格の調和	Trade & Facilitatio n Div.														質 特になし 就一規格による競争の激化を招く 国内 正 負 国外 正
A1-9-	(TMHS) ASEAN標準の開発と 8 規制規格の調和を行う分 野の指定	Trade & Facilitatio n Div.														国内 正 自 国外 正 — — — — — — — — — — — — — — — — — —
A1-9-	薬品のASEAN有料製造プラ クティス(GMP)検査の調印 と実施準備	Trade & Facilitatio n Div.														国内 <u>有</u> 国内 <u>有</u> 国外 <u>正</u> ———————————————————————————————————
A1-9-	20 薬品のGMP検査のMRA実施	Trade & Facilitatio n Div.	薬品のGMP検査のMRAに参加する		MCIA	DNIBC	×		GMP上でMRAに関して技 術的な問題を取り扱う 管理者能力を強化する	二国間協定が確立 されるべきである			必要	技術援助	技術援助	国内 正 特になし 輸入品の品質管理が高まる 質易量に比べ制度の整備と維持の費用負担が大きい 国外 正 特になし 安定した品質、価格の下落につながる 負 特になし 統一規格による競争の激化を招く
A1-9-	いくつかの業種について の販売後警戒システムの 創設と実施	Trade & Facilitatio n Div.	販売後警戒システムに参加す る		MCIA	DNIBC	×		MRAの商品の技術的な 問題を取り扱う管理者 能力を強化する	二国間協定が確立されるべきである	COMの承認 が必要であ る	会議に出席する	必要	技術援助	技術援助	国内 正 特になし 輸入品の品質管理が高まる 負 貿易量に比べ制度の整備と維持の費用負担が大きい 正 特になし 安定した品質、価格の下落につながる 負 特になし 統一規格による競争の激化を招く
A1-9-	22 販売後警戒システムの実 施モニタリング	Trade & Facilitatio n Div.	実施モニタリング参加する		MCIA	IAE	×		MRAの商品の技術的な 問題を取り扱う管理者 能力を強化する			会議に出席する	必要	技術援助	技術援助	正 特になし 特になし 負 貿易量に比べ制度の整備と維持の費用負担が大きい 国外 正 特になし 負 特になし 特になし
A1-9-	木製品、ゴム製品などの 分野の標準と強制規格を 策定する分野の指定と調 和	Trade & Facilitatio n Div.	木製品、ゴム製品などの分野 の標準と強制規格に参加する		MCIA	Commercial Regulation	×		多用な商品の技術的な 問題を取り扱う管理者 能力を強化する	二国間協定が確立されるべきである	COMの承認 が必要であ る	会議に出席する	必要	技術援助	技術援助	国内 正 特になし 輸入品の品質管理が高まる 貿易量に比べ制度の整備と維持の費用負担が大きい 正 特になし 安定した品質、価格の下落につながる 負 特になし 統一規格による競争の激化を招く

	ASEAN経済共同体ブルー	ープリント	東ティモール国						± ^{††)} (Ο, Δ, X)	批准/承認すべき	III SP	参加すべき			/支援可能性	インバ	ペクト評価 (SWOT分析)
I C	ode 優先課題	担当部署	必要事項	緊急性 責任	任省庁 ^{††} †)	担当部署	難易度	実現年	理由	条約・協定・枠組 み	批准の可否	活動・定期 会合	資の可否	ASEAN諸国	日本 (JICA)	環境 要因 統合前	統合後の予想
	木製品、ゴム製品などの	Trade &					及			,						国内 正	
A1-	-9-24 分野の標準と強制規格の 調和の継続	Facilitatio n Div.														国外正負	
		Trade &				Metrology			新しい研究所の多様な		COMの承認					国内 正 特になし	輸入品の品質管理が高まる
A1-	-9-25 試験機関など技術インフ ラの強化	Facilitatio	試験機関など技術インフラの 強化を図る		MCIA	and Standarizat	×		商品の技術的な問題を 取り扱う管理者能力を	二国間協定が確立 されるべきである	ぶり而った	関連会議に 参加する	必要	技術援助	技術援助	貝 貝勿里に比	べ制度の整備と維持の費用負担が大 安定した品質、価格の下落につな
レッフ	の自由な移動	n Div.				ion			強化する							国外 負 特になし	統一規格による競争の激化を招く
自 A	2-1																
10	4分野のサービス貿易の実 -1-1 質的にすべての制限の除		(2010年までに完了)													国内	
AZ	去(2010年)	Investment Div.	(2010年までに元丁)													国外	
	ロジスティクスサービスのサービス貿易の実質的	Service &														国内負	
A2	-1-2 にすべての制限の除去	Investment Div.	(2013年までに完了)													国从正	
	(2013年)			С	Central											正 特にかし	特になし
4.0	その他のすべてのサービ, ス分野のサービス貿易の	Service &	柔軟性のあるCLMV諸国同じ制	I I	nk/ MOF/ ecretary				銀行セクターの基準は			関連会議に	N ##	元 悪		国内 負 特になし	特になし
AZ	-1-3 ス分野のサービス貿易の 実質って気に全ての制限 の除去(2015年)	Investment Div.	限を適用する必要がある	I I	of State for		0		特に厳しくない			参加する	必要	不要	不要	国外 正 特になし	
	V)N Z (2010)			I I	vestment											負 特になし	
A2:	少なくとも10の新分野の -1-4 自由化スケジュール (2008	Service & Investment	(2010年までに完了)													国内	
	年)	Div.	(3010 50 (1-)41)													国外	
	少なくとも15の新分野の	Service &	(0000 fm 2, m) = m = m)													国内	
A2	-1-5 自由化スケジュール(2010 年)	Investment Div.	(2012年までに完了)													国外 直	
	少なくとも20の新分野の	Service &														国内 正	
A2	-1-6 自由化スケジュール (2012 年)	Investment Div.	(2012年までに完了)													国	
	17																
A2	少なくとも10の新分野 -1-7 (2014年)、7分野 (201	Service & Investment	(2015年までに完了)													国内 負	
	5ねん)の自由化	Div.														国外 負	
A2	善意による規則を除き -1-8 モード1とモードⅡの制限	Service & Investment	(2008年までに完了)													国内	
	除去(2008年)	Div.	(275)													国外	
	4優先分野の外資出資比		(0000 + + -) + + -)													国内	
A2	-1-9 率を51%以上とする(2008 年)	Investment Div.	(2008年までに完了)													国外	
	4優先分野の外資出資比	Service &														国内負	
A2-	-1-10 率を70%以上とする(2008 年)	Investment Div.														_{国外} 正	
-	ロジスティクスサービス															国内 正	
A2-	-1-11 の外資出資比率を49%	Service & Investment														月	
	以上とする(2008年)	Div.														自 東	
A2-	ロジスティクスサービス -1-12 の外資出資比率を51%以	Service & Investment	(2010年までに完了)													 負	
	上とする(2010年)	Div.														国外 正 負	
10	ロジスティクスサービス	Service &	外国の資本参加を受け入れな		мета				国内サービス産業を保護すること			関連会議に	N and		外資サービス業	国内 正 特になし 負 特になし	高品質化にすすむ 国内業者に機会が無い
A2-	-1-13 の外資出資比率を70%以 上とする(2013年)	Investment Div.	ければならない		MCIA		×		護する方法を策定する 必要がある			参加する	必要		の管理手法である	国外 正 特になし 負 特になし	大手供給業者にチャンスである 中小業者は生存が困難になる
	その他のサービス分野の	Service &														国内 直	1 1 2 日 1 2 日 1 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日
A2-	-1-14 外資出資比率を49%以上とする(2008年)	Investment Div.														国从正	
\vdash	その他のサービス分野の	Service &										 				国内 正	
A2-	-1-15 外資出資比率を51%以上	Investment														月 正	
	とする(2010年)	Div.										-				国介 負 正 特になし	高品質化にすすむ
A2-	その他のサービス分野の -1-16 外資出資比率を70%以上	Service & Investment	外国の資本参加を受け入れな		MCIA		×		国内サービス産業を保 護する方法を策定する			関連会議に	必要		外資サービス業 の管理手法であ	国内 負 特になし	国内業者に機会が無い
112	とする(2015年)	Div.	ければならない		111				必要がある			参加する	7.5		る	国外 正 特になし 負 特になし	大手供給業者にチャンスである 中小業者は生存が困難になる
	AEMの承認によりモード3	Service &														国内 直	1.3 水口15上口11円無による
A2-	-1-17 の市場アクセス制限を漸 進的に除去する	Investment Div.														国外一五	+

	ASEAN経済共同体ブルー	-プリント	東ティモール国	内で必可	ガ あ り 知 ひ		中	田可化 人	± ^{††)} (Ο, Δ, Χ)	네. 144 /		2 to 1		動向/寸	泛援可能性		ンパクト評価(SWOT分析)
戦略的取組	Code				責任省庁	le victor III		実現年		批准/承認すべき 条約・協定・枠組	批准の可否	参加すべき活動・定期	参加・出				
	優先課題	担当部署	必要事項	†)	†)	担当部署	度	実現年	理由	み		会合	質の刊台	ASEAN諸国	日本 (JICA)	環境 要因 統合	前統合後の予想
	サービス障壁リストの完	Service &														国内自	
	A2-1-18 成(2008年)	Investment Div.														国外正	
	モード4の内国民待遇の															-	
	.。.。自由化と各ラウンドの共	Service & Investment														国内負	
	A2-1-19 通約束のパラメーターの 作成	Div.														国外	
			J. C. C. (4) W. a. (b) W. a. (c)												tel View all and a silling	正特になり	り 特になし おになし かんし おいし かんし かんし かんし かんし かんし かんし かんし かんし かんし かん
	合意されたパラメーター A2-1-20 に従い約束スケジュール	Service & Investment	内国民待遇の制限のスケ ジュールのコミットメントを		MICA/ MOF		0		東ティモールで活発な 活動しているサービス			関連会議に	必要		外資サービス業 の管理手法であ	^{国内} 負 特になし	
	の策定(2009年)	Div.	完了する		,				部門は外資である			参加する	~~		3	国外 正 特になし 負 特になし	
相互承認協定	A2-2															1 月 付になり	レ 付になし
(MRA) 化	交渉中のMRAの完成、建															正	
	42.2 1 築、会計調査、開業医、	Service &														国内負	
	A2-2-1 歯医者が対象(2008	Investment Div.														国外正	
	+/	2														<u>負</u>	
	A2-2-2 その他のサービスの A2-2-2 WPA (2.0.1.2 年)	Service & Investment														国内 負	
	MRA(2012年)	Div.														国外自	
		Ci 0	MRAの完全実施、もしくは特 定分野のMRAに参加し、完全						一部のサービスでMRA							国内を特になり	
	A2-2-3 MRAの完全実施		実施のスケジュールを設定す		財務省		×		を受け入れる可能性が あるためMRAの基準を			関連会議に参加する	必要		-	負 特になり	THE STATE OF THE S
		Div.	る。MRAの管理方法を決定す						決定する必要がある			参加する				国外	国を超えた移動の活性化がすすむ
			a.													国内 毎 特になり	し 特になし
	A2-2-4 完成したMRAの実施	Service & Investment	無し		財務省		0		他国からのサービスは			関連会議に	必要			り 特になり	7,41 3.0
	3.00	Div.			/ / / /				既に受入れている			参加する				国外 上 製品の目	国を超えた移動の活性化がすすむ
金融サービス	A2-3															貝	
	2015年までの自由化	Finance							Markette Company of the Company			HENNE A SVA	必要に応			国内 正 特にない	
	A2-3-1 の為に各加盟国により維持できる事前合意した柔	Integration	必要ない		財務省		0		当部門は既に自由化されている			関連会議に参加する	じて出席			<u>負 特になし</u> 正 特になし	
	軟性のリストの作成	Div.							,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			<i>></i> /4 / W	する			国外 負 特になし	
		Finance											必要に応			国内 正 特になり	
	A2-3-2 同リストへの合意	Integration	II .		財務省		0		II.			関連会議に参加する	じて出席			() 損 特になし 正 特になし	
		Div.										<i>≫</i> //µ y √	する			国外 負 特になし	
	2020年から無性でき	Einen														国内正	
	2020年から維持でき A2-3-3 る事前合意柔軟性リスト	Finance Integration	自由化のスケジュールのコ ミットメントを提供する		財務省		0		ıı ıı			関連会議に参加する	必要			<u> </u>	
	の作成	Div.	ミットメントを提供する									参加する				国外負	
	加盟国が指定した保険、		加盟国が指定した保険、銀													□⊥ 正 特になし	特になし。マーケットは小さい
	100 銀行、資本市場の制限を	Finance	行、資本市場の制限を201 5年までに実質的に除去す		財務省		×		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			関連会議に	必要			国内 負 特になし	
	A2-3-4 2015年までに実質的 に除去する	Div.	る、もしくは実施時期を設定		刈伤乍		_ ^		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			参加する	- 必安			国外 正 特になし	金融サービスの活性化がすすむ
	に除去する		する													負 特になし	
	2017までに2010	Finance	2017までに2010年か		B 1 76 415							関連会議に				国内 正 特になし 負 特になし	
	A2-3-5 年から維持できる事前合 意柔軟性リストへの合意	Integration Div.	ら維持できる事前合意柔軟性 リストを作成する		財務省		×		ll ll			参加する	必要			国州 正 特になし	金融サービスの活性化が進む
		21	7													1 特になり	
	その他の分野のサービス A2-3-6 貿易の制限を2020年	Finance Integration	必要ない		財務省		0		,,			関連会議に	必要			負 特になし	管理費用の発生
	までに実質的に除去する	Div.	20女ない		K1 122 E				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			参加する	20女			国外 正 特になし	
A3. 投資σ)自由な移動	<u> </u>					!		l .			<u> </u>				月 付になし	ン 当ピ1ラライイ) *ン/両仏/ト゚/遅イご
ASEAN投資地	A3-1																
域 (AIA)																正 特になし	トラップ 外資の導入が進む かっぱん かっぱん かっぱん かっぱん かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんし
	新ASEAN包括投資協定	Service &	No mark 2: .		D.1.76-45				2011年に承認された投			関連会議に	\	技術支援を求		国内 負 特になし	
	A3-1-1 (ACIA) の策定	Investment Div.	必要ない		財務省		0		資法は、すでに投資誘 因を提供している			参加する	必要	める		国 正	
		21							HE JEWO C.							国外 負	
		Sorvice													Π	国内 正 特になし	
	A3-1-2 第11回AIA理事会に提出す るACIAを完成させる	Service & Investment	必要ない		財務省											負 特になし	国内投資家育成は困難である
	JAUIAで元队させる	Div.														国外	
投資の自由																須	
な移動																	
	投資制限・障壁の段階的	Service &	(2008年に第1フェーズを完													国内自	
	A3-2-1 削減・撤廃の第1フェー ズの開始	Investment Div.	了)													国外正	
	2010年に第1フェーズの	D111															
	.。。。完了 (ASEAN 8) ラオ	Service &	(2011年に完了)													国内自	
	A3-2-2 ス、ミャンマーは2011年 に完了	Investment Div.	(4011年に元])													国外 正	
I	に元亅	<u> </u>			I	<u> </u>	L		l .		L	1	I			<u> </u>	

4 F 40		ASEAN経済共同体ブルー	ープリント	東ティモール国				実	現可能性	± ^{††)} (○、△、X)	批准/承認すべき	H. 14	参加すべき	参加・出		/支援可能性	イン	パクト評価(SWOT分析)
内取組	Code	優先課題	担当部署	必要事項	緊急性 †)	責任省庁††	担当部署	難易度	実現年	理由	条約・協定・枠組	批准の可否	活動・定期 会合	資の可否	ASEAN諸国	日本 (JICA)	環境 要因 統合前	統合後の予想
	A3-2-3	2012年に第2フェーズの 完了(ASEAN 8) ラオ ス、ミャンマーは2013年 に完了	Service & Investment Div.														国内 <u>正</u> <u>負</u> 国外 <u>百</u>	
	A3-2-4	2014年までに最終フェー	Service & Investment Div.	A3-2-1~A3-2-4に沿ってスケ ジュールを約束するものでな ければならない		財務省		×		決定が困難なエリアは 外国投資家から保護さ れる手段を講じる			関連会議に参加する	必要			国内 <u>正</u> 特になし 負 特になし 国外 <u>在</u>	外資の導入が進む 国内投資家育成は困難である
	A3-2-5	2015年までに最小限の制限しかない自由で開放的な投資レジームを実現する	Service & Investment Div.	維持する投資制限を決定する		財務省		×		決定が困難なエリアは 外国投資家から保護さ れる手段を講じる			関連会議に参加する	必要			有	外資の導入が進む 国内投資家育成は困難である
	A3-2-6	2015年までに投資家移動 6 促進のための投資措置の 調和の実施をする	Service & Investment Div.	投資に関する制限事項の他の メンバーと相談する		財務省		×		決定が困難なエリアは 外国投資家から保護さ れる手段を講じる			関連会議に参加する	必要	他のメンバーと調整する		国内 正 特になし 負 特になし 国外 百	外資の導入が進む 国内投資家育成は困難である
	A3-2-7	投資制限・障壁の段階的 削減・撤廃の第2フェー 7 ズの開始 (ASEAN 8 は2010 年、ラオス、ミャンマー は2011年)	Service & Investment Div.	(2011年に完了)													国内 正 負	
	A3-2-8	最終フェーズの開始 (ASEAN 8 は2012年、ラオ ス、ミャンマーは2013 年)	Service & Investment Div.	必要ない		財務省		0		2011年に承認された投 資法により投資のイン センティブを提供して いる			関連会議に参加する	必要	他のメンバーと調整する		国内 正 特になし 負 特になし 国外 正	外資の導入が進む 国内投資家育成は困難である
	A3-3																	
	A3-3-1	投資措置についての国際 的なベストプラクティス の調査	Service & Investment Div.														国内 <u>正</u> 負	
	A3-3-2	マストプラクティスの採 用開始をする	Service & Investment Div.	ASEAN基準と国内規制の調和 を図る				0		中小企業への経営ノウハウを提供する		容易			ASEAN標準を提 供するように 要求	不要	国内 <u>正 特になし</u> 負 <u>正</u> 負 <u>日</u>	民間部門の活動強化につながる 特になし 特になし 特になし
	A3-3-3	導入された投資措置の影 響効果の見直しと評価を 行う	Service & Investment Div.	導入前後に影響と効果を見直 し評価する		Secretary of State for Private Sector		0		中小企業の活動を監視するのは容易である			関連会議に参加する	必要に応じて出席する			国内 正 自 国外 正 負	
	A3-3-4	1 投資措置の見直しと評価 を行う	Service & Investment Div.	導入前後に影響と効果を見直 し評価を継続する		Secretary of State for Private Sector		0		投資の監視機関は既に あるである			関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する			国内 正 特になし 負 自由化 国外 正 負	投資の誘致が強化される 自由化
	A3-3-5	投資措置についての国際 5 的なベストプラクティス の検討と推薦	Service & Investment Div.			Secretary of State for Private Sector											国内 正 負 工 負	
	A3-3-6	投資措置の該当する国際 6 的なベスト・プラクティス を採用する努力を継続	Service & Investment Div.	国内の法律/規制を洗練させる		Secretary of State for Private Sector		0		現時点では、中小企業の活動支援は容易	The ASEAN Comprehensive on Investment Agreement (ACIA)	容易	関連会議に参加する	必要	最新のACIA情報提供を要請する		正 特になし 負 国外 正 負	民間部門の活動強化になる
	A3-3-7	投資の動きを容易にする 7 ために、投資処置の調和 をする	Service & Investment Div.	ASEAN基準と国内規制の調和 を図る		Secretary of State for Private Sector		0		現時点では、中小企業 の活動支援は容易であ る	The ASEAN Comprehensive on Investment Agreement (ACIA)	容易	関連会議に参加する	必要	最新のACIA情報提供を要請する		国内 正 特になし 負 正 日外 負	民間部門の活動強化になる
	A3-3-8	ASEANの投資関連刊行物の 印刷配布(投資報告、投 資統計、ガイドブック、 アウトソーシングに関す る小冊子など)	Service & Investment Div.			Secretary of State for Private Sector		0		外国投資が促進される	AIR	容易	関連会議に参加する	必要	最新のAIRその 他情報提供を 要請する		正 特になし 負 正 国外 負	民間部門の活動強化になる
	A3-3-9	ASEANの投資関連刊行物の 印刷配布(投資報告、投 資統計、生活ガイドブッ)ク、物流ダイレクトリ、 環境に優しい産業を含む 新成長領域の開発と促 進)				Secretary of State for Private Sector		0		外国投資が促進される	AIR	容易	関連会議に参加する	必要	ASEAN出版物の 最新情報提供 を要請する		正 特になし 負 正 国外 負	民間部門の活動強化になる
	A3-3-10	ASEANの投資関連刊行物の 1 印刷配布(投資報告、投 資統計、ビジネスガイ ド)	Service & Investment Div.			Secretary of State for Private Sector		0		外国投資が促進される	AIR	容易	関連会議に参加する	必要	ASEAN出版物の 最新情報提供 を要請する		国内 正 特になし 負 正 負	民間部門の活動強化になる

	ASEAN経済共同体ブルー	ープリント	東ティモール	国内で必要	な取り組み		実理	見可能性	Ė ^{††)} (Ο, Δ, Χ)	批准/承認すべき		参加すべき		動向/	/支援可能性			インパ	『クト評価(SWOT分析)
戦略的取組	Code		必要事項	緊急性	責任省庁††	担当部署	難易	実現年	理由	条約・協定・枠組	批准の可否	活動•定期	参加・出資の可否	ASEAN諸国		理培	要因	統合前	統合後の予想
	**************************************	担当部署	少 安 争垻	†)	†)	担ヨ前者	度	夫况午	<u></u> 世出	み		会合	真の可口	ASEAN語国	日本 (JICA)	界児	安囚		机合後の予想
	ASEANの投資関連刊行物の 印刷配布(投資報告、投 A3-3-11 資統計、電子産業ダイレ クトリ、部品産業ダイレ クトリ)	Service & Investment Div.			Secretary of State for Private Sector		0		外国投資が促進される	AIR	容易	関連会議に参加する	必要	ASEAN出版物の 最新情報提供 を要請する		国内国外	負正	特になし	民間部門の活動強化になる
	A3-3-12 C L M V におけるインフ ラ投資の調査と促進		東ティモールのインフラ投資 の良い事例になるかもしれな い		MOT/ Ministry of Infrastruc		0		政府の利益になるであ ろう			関連会議に参加する	必要			国内	リーテー	特になし自由化	投資の誘致がすすむ 自由化につながる
	2011年にASEANと対話国と A3-3-13 の投資ウェブサイトのリ ンクをする	Service & Investment Div.	東ティモール-で投資への良 い事例になる		of State for Private		0		政府の利益になるであ ろう			関連会議に参加する	必要			国内	正負正負	特になし自由化	投資の誘致がすすむ 自由化につながる
	A3-3-14 2013年にASEAN投資促進ビデオを作成する	Service & Investment Div.	東ティモール-で投資への良い事例になる		of State for Private		0		政府の利益になるであ ろう			関連会議に参加する	必要			国内国外	復	特になし 自由化	投資の誘致がすすむ 自由化につながる
	A3-3-15 投資円滑化のためにビジネス界と協議をする	Service & Investment Div.	関係せず													国外	正負	ルエリア よ、1	影響は軽微、もしくはゼロである
	物品とサービスをカバー A3-3-16 する外国投資データベー スを完成する	Service & Investment Div.	既にある 投資課題の整理		Secretary		0		既にある			関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する			国外	正負工	特になし 特になし 特になし	政府に管理コストが発生する 影響は軽微、もしくはゼロである
	A3-3-17 投資円滑化のためにビジ ネス界と協議をする	Service & Investment Div.	民間企業のメンバーによる会 議体の結成・定期会合を実施 する		of State for Private		0		外国投資が促進される 民間企業が、民間部門			関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する			国外	正負工	特になし	政府に管理コストが発生する 民間部門の強化になる
	A3-3-18 投資円滑化のためにビジネス界と協議をする	Service & Investment Div.	投資課題の整理 民間企業のメンバーによる会 議体の結成・定期会合を実施 する		of State for Private Secretary		0		と商業銀行のためにSS によってサポートされ るのは容易である			関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する			国外	須	特になし	投資の誘致がすすむ
	A3-3-19 ASEANの投資機関のネット ワークを強化する	Service & Investment Div.	ASEAN投資促進機関のネット ワークに加わる		of State for Private Sector		0		政府に有益であろう			関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する			国外	負工	特になし	自由化につながる
	A3-3-20 FDIの主要な問題について の議論を整理する	Service & Investment Div.	投資課題の整理 民間企業のメンバーによる会 議体の結成・定期会合を実施 する		of State for Private											国内国外	見		
	A3-3-21 投資円滑化のためにビジ ネス界と協議をする	Service & Investment Div.	投資課題の整理すすめる 民間企業のメンバーによる会 議体の結成・定期会合を実施 する	1	Secretary of State for Private Sector		0		既に民間部門に対して 国内外の投資を促進し ている			関連会議に参加する	必要		-	国内国外	正負	特になし	民間部門の奨励につながる
	A3-3-22 産業クラスターデータ ベースを完成させる	Service & Investment Div.	産業クラスターの情報を収集 する		of State for Private		Δ		データベースを確立に は時間がかかる			関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する			国内国外	負	特になし	民間部門への効率的支援になる
促進	A3-4																-		
	対内投資、対外投資についてのミッションを年2 回実施する	Service & Investment Div.														国外	正負		
	対内投資、対外投資についてのミッションを年2 回実施する	Service & Investment Div.														国外	貝		
	対内投資、対外投資についてのミッションを年2 回実施する	Service & Investment Div.														国内国外	正負		
	対内投資、対外投資についてのミッションを年3回実施する	Service & Investment Div.	投資ミッションに参加する		財務省		×		参加は可能だが、海外 へ国内投資家の関心を 引くために、彼らにア ピールするのは難しい			関連会議に参加する	必要			国外	負	特になし 特になし	外国投資の誘致が進む 自由化と管理費用の発生が起こる
	A S E A N 6 主催による C L M V 投資セミナーを 開催	Investment	東ティモールのためにASEAN 投資セミナーを開くことを要 求する		財務省		0		東ティモールに関心が ある			関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する	CLMVの投資促 進策の応用す る		国内国外	負 正 負	特になし	外国投資の誘致が進む 自由化と管理費用の発生が起こる
	ASEAN産業協力イニシアチブを通じた地域クラスターと生産ネットワークの促進をする	Div.	地域ネットワークに含まれる		財務省		Δ		国家戦略的な開発計画 と一致していなければ ならない			関連会議に参加する	必要			国外	負 正 負	特になし	外国投資の誘致が進む 自由化と管理費用の発生が起こる
	ASEAN産業協力イニシアチ ブを通じた地域クラス ターと生産ネットワーク の促進をする	Service & Investment Div.	n		財務省		Δ		国家戦略的な開発計画 と一致していなければ ならない			関連会議に参加する	必要			国外	負	特になし 特になし	外国投資の誘致が進む 自由化と管理費用の発生が起こる

		ASEAN経済共同体ブルー	ープリント	東ティモール国	国内で必要	更な取り組み		実	現可能	性 ^{††)} (〇、△、X)	批准/承認すべき		参加すべき	参加・出	動向/	支援可能性			インパ	ペクト評価 (SWOT分析)
戦略的取組	Code	優先課題	担当部署	必要事項	緊急性	責任省庁 ^{††}	担当部署	難易度	実現年	理由	条約・協定・枠組み	批准の可否	活動·定期 会合	資の可否	ASEAN諸国	日本 (JICA)	環境	要因	統合前	統合後の予想
保護	A3-5							及			,									
	A3-5-1	投資保護と紛争解決のた めのセミナーを開催する	Service & Investment Div.	投資処置を導入して、投資論 争を取り扱うために、組織を 設立する		財務省		0		政府は情報共有を受け 入れる			関連会議に参加する	必要			国内国外		特になし 特になし	外国投資の誘致が進む 自由化と管理費用の発生が起こる
	A3-5-2	投資保護と紛争解決のた めのセミナーを開催する	Service & Investment Div.	II .		財務省		0		政府は情報共有を受け 入れる			関連会議に参加する	必要			国内国外	正	特になし 特になし	外国投資の誘致が進む 自由化と管理費用の発生が起こる
A4. 資本の	自由な	· 移動															<u> </u>	具		
ASEAN資本市 場発展統合の 強化	A4-1																			
		債務証券、情報開示、流	Service &	Via I I I I I I I I I I I I I I I I I I I													国内	正		
	A4-1-1	通ルールについて資本市 場での基準の調和を実現 する	Investment Div.	資本市場が東ティモールにないため、関連しない													国外	負 正		
																	国内	負正		
	A4-1-2	市場専門家の資格の相互 承認をする	Service & Investment	II.														負 正		
		April y J	Div.														国外	負		
			Service &							今は小さな市場のた			BENT & SV	必要に応			国内	正	特になし	資本移動を促進する
	A4-1-3	証券発行の用語・法律の 柔軟性を実現する	Investment Div.	n n		財務省		×		め、良い専門家を維持 することが困難である	ASEAN and Plus Standard		関連会議に参加する	じて出席	技術支援を求める			負正	特になし	外国の専門家によって管理される
			DIV.							りることが四無くめる				95			国外	負		
		ASEANでの債務証券発行の	Service &														国内	正		
	A4-1-4	投資家の基盤拡大のため の源泉課税の仕組みを強	Investment	n,														負		
		化する	Div.														国外	正 負		
		国境を越えた資金調達を												\(\sigma \)			国内		特になし	影響は軽微、もしくはゼロである
	A4-1-5	含む為替市場と公債市場 リンケージの市場誘導を	Service & Investment	関係せず		財務省		Δ		TLのマーケットは十分	ASEAN Linkage		関連会議に参加する	必要に応	技術支援を求		Ed.1	_	特になし	政府に管理コストが発生する
		促進をする	Div.							に成長していない			参加する	する	める		国外	正 負		
資本移動の促	A4-2																			
<u></u>	111 2																	正	特になし	影響は軽微、もしくはゼロである
		資本市場の自由化の原則	Service & Investment	資本市場が東ティモールにな		財務省		Δ		マーケットを開設する まで経済が発展してい			関連会議に	必要に応 じて出席	技術支援を求		国内		特になし	政府に管理コストが発生する
		員本中物の日田旧の旅劇	Div.	いため、関連しない		K1 177 E				ない			参加する	する	める		国外	正		
	A4-2	1. 秩序ある資本勘定の自由 2. マクロ経済の不安定化と 3. 自由化の恩恵を全加盟国	システミック	リスクに対するセーフガード指 	 情置を行う	j 												負		
外国直接投資	A4-3																	7.5		
		対内・対外外国直接投資 の自由な移動のための自	Service &														国内	正 負		
	A4-3-1	由化ルールの評価と調査	Investment Div.														国外	正		
																	四/1	負		
			Service &														国内	正 負		
	A4-3-2	段階的に自由化する	Investment Div.														国外	-,		
			D11.														国外	負		
		直接投資、ポートフォリ	Service &	/b						海外直接投資を求め、 国内投資家を励ます、	ASEAN		BB 34 A 34 A	必要に応			国内		特になし	投資の誘致につながる
	A4-3-3	オ投資、その他の資本フローに関する自由化を継	Investment Div.	資本市場が東ティモールにな いため、関連しない		財務省		×		2つの矛盾している考えを実行するのは困難	Surveillance		関連会議に 参加する	じて出席			<u> </u>	1 正	特になし	国内投資を奨励できない
		続する	DIV.							えを夫11900は困難 である	process (ASF)			9 3			国外	負		
ļ			Convi P														国内	正		
	A4-3-4	FDIをサポートし、資本市 場の発展を促進する	Service & Investment			財務省											-	負工		
		MAY THAT CHEME Y O	Div.														国外	正 負		

		ASEAN経済共同体ブルー	ープリント	東ティモール国	内で必要	長な取り組み		実	現可能性	Ė ^{††)} (Ο, Δ, X)	批准/承認すべき		参加すべき	動	向/支援可能性			インパ	クト評価(SWOT分析)
戦略的取組	Code	優先課題	担当部署	必要事項	緊急性 †)	責任省庁††	担当部署	難易度	実現年	理由	条約・協定・枠組 批 み	比准の可否	活動・定期 会合	参加・出 資の可否 ASEAN諸国	日本 (JICA)	環境	要因	統合前	統合後の予想
ポートフォリ	A4-4							及			,								
才投資		2010年までにポートフォリオ投資の自由な移動のためのルール評価と調査を行い、2015年までに時的に自由化する(国内債務証券と株式の非居住者をよる債務証券と株式の発行となりません。	Service & Investment Div.													国内	負		
		リオ投資による収益の本 国の送金、居住者による 債務証券と株式の海外で の発行と販売、居住者に よる債務証券と株式の海 外での購入)														国外	重 負		
	A4-4-2	段階的に自由化する	Service & Investment Div.	自由化リストを作成する 国内法をASEAN基準と調和さ せる		財務省		×		東ティモールは、国内 通貨としてUS\$を使用 していることが問題で ある			関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する		国内	月正	国内通貨がU	S\$なのでインパクトは軽微である
その他の投資	A4-5																		
	A4-5-1	他の資本フロー、特に長 期外国借入貸出の自由化 ルールに関する評価と調 査を行う	Service & Investment Div.	関係せず												国内国外	1 1 1		
	A4-5-2	段階的に自由化する	Service & Investment Div.	規制がなく、関連しない		財務省							関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する		国内国外	月正		
資本勘定取引	A4-6																		
	A4-6-1	可能であれば二重為替制 度慣行撤廃のために金融 市場を発展させ、本国送 金、解約要件の撤廃・緩 和などの自由化をする		東ティモールとしての為替は、US\$通貨を使っているため制限されている		財務省		0		国内通貨がUS\$であり 外国通貨の売買を管理 している			関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する		国内国外	負料		影響は軽微、もしくはゼロである 政府に管理コストが発生する
	A4-6-2	可能であれば二重為替制 度慣行撤廃のために金融 市場を発展させ、本国送 金、解約要件の撤廃・緩 和などの自由化をする		関係せず												国内国外	負正		
	A4-6-3	本国送金、解約要件の撤廃・緩和	Service & Investment Div.	関連が無いため制限が無い		財務省		0		国内通貨がUS\$であり 外国通貨の売買を管理 している			関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する		国内国外	負幣		影響は軽微、もしくはゼロである 政府に管理コストが発生する
	A4-6-4	その他の自由化の継続	Service & Investment Div.	n		財務省		0		国内通貨がUS\$であり 外国通貨の売買を管理 している			関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する		国内国外	負幣		影響は軽微、もしくはゼロである 政府に管理コストが発生する
	A4-6-5	外国為替購入と貿易外取 引、経常移転のための支 払い規制の緩和をする	Service & Investment Div.	制限はない		財務省		0		国内通貨がUS\$であり 外国通貨の売買を管理 している			関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する		国内国外	負作		影響は軽微、もしくはゼロである 政府に管理コストが発生する
		2011年までにIMF協定8条 国化する ※第8条国の一般義務	Service & Investment Div.	関係せず												国内国外	正 負 正 負		
円滑化	A4-7	2015年までにルール変更	0 . 0														正		
	A4-7-1	た支援するための注的及	Service & Investment Div.													国外	負 正 負	+) + 2-1	日本金郎・江本中が配
	A4-7-2	2015年までに秩序ある自由化のための規制枠組み制定支援を目的として、健全性規制と監督についての政策対話を強化する	Service & Investment Div.	加盟国の情報収集		MOF/Centra l Bank		Δ		政府内の調整が困難で ある			関連会議に参加する	必要		国外	負料	特になし 特になし	影響は軽微、もしくはゼロである 政府に管理コストが発生する

		ASEAN経済共同体ブルー	ープリント	東ティモール国	内で必要	な取り組み		実	現可能性	生 ^{††)} (〇、△、X)	批准/承認すべき		参加すべき	to the sale	動向]/支援〒	丁能性		インパ	プクト評価 (SWOT分析)
戦略的取組	Code	優先課題	担当部署	必要事項		責任省庁††	担当部署	難易	実現年		条約・協定・枠組み	批准の可否	>7 = 11 - 14n	参加・出 資の可否	ASEAN諸国		本 (JICA)	環境	要因 統合前	統合後の予想
	A4-7-3	2015年までに各国で資本3フローのモニタリングシステムを創設する	Service & Investment Div.	モニタリングシステムへの参加	17	MOF/Centra 1 Bank				政府内の調整が困難、システムが不十分である	<i>**</i>		関連会議に参加する	必要				国内	正 特になし 負 特になし 正	影響は軽微、もしくはゼロである 政府に管理コストが発生する
	A4-7-4	2015年までに資本フロー に関連した政策、統計、 インフラの調和のための 協力をする	Service & Investment Div.	加盟国の情報収集		MOF/Centra l Bank		Δ		政府内の調整が困難、システムが不十分である			関連会議に参加する	必要				国内国外	負 正 特になし 負 特になし 正 負	影響は軽微、もしくはゼロである 政府に管理コストが発生する
	A4-7-5	2015年までに自由化ルー ルの進展を加盟国が共有 する	Service & Investment Div.			MOF/Centra 1 Bank		Х		政府内の調整が困難、システムが不十分である			関連会議に参加する	必要				国内国外	正 特になし 負 特になし 正 負	影響は軽微、もしくはゼロである 政府に管理コストが発生する
A5. 熟練労	動者ℓ	り自由な移動											· -							
	A5-1	2008年までに優先分野を 含む自由職業サービスの MRAを完了する	Service & Investment Div.	自由職業サービスのMRAを完 了する時期を明示するし、自 由化に向けた動きを管理する 部門を整備する		State Secretary for Profession al Training and		0		既に熟練労働力に関して韓国とオーストラリアとの間で落割をがあり、労働で終わまり、対しているの。 デザー 大のための就労ビ開きない 発行する手順は公開			関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する	不要	不要		国内	正 特になし 負 特になし 正 特になし	競争激化による給与減が発生する 特になし 国を越えた移動の増加につながる
						Employment (SEFOPE)				れている。労働保護対策を強化する必要がある								国外	負 特になし	特になし
		2015年までに全サービス	Service &	全サービス分野に必要な技能		Secretary for Profession				現在のスキームを修正			関連会議に					国内	正 特になし 負 特になし	競争激化による給与減が発生する 特になし
	A5-2	分野に必要な技能コアコ ンピテンスを開発する	Investment Div.	コアコンピテンスを承認する		al Training and Employment				する			参加する	必要	不要	不要		国外	正特になし	国を越えた移動の増加につながる 特になし
						(SEFOPE) State Secretary for												国内	正特になし	競争激化による給与減が発生する
	A5-3	2008年までに優先サービス分野に必要な技能コアコンピテンスを開発する	Service & Investment Div.	全サービス分野に必要な技能 コアコンピテンスを承認する		Profession al Training and		Δ		現在のスキームを修正 する			関連会議に参加する	必要	不要	不要		豆 从	負 特になし 正 特になし	特になし 国を越えた移動の増加につながる
						Employment (SEFOPE)												国外	負 特になし	特になし
A6. 優先公	野の	統合				(OEI OI E)				I			ļ					ļ. I		
	A6-1	ロードマップの進展のモニタリングと年2回の見直 し	Service & Investment Div.															国内国外	<u>上</u> 負 正 負	
	A6-2	民間企業など利益関係者 との対話協議を通じた分 野別プロジェクトの確定	Service & Investment Div.															国内国外	正 負 正 自	
A7. 食糧、	農業	および漁業						1	l				l					l		
	A7-0	(AEC基本方針の承認)	-	(重要な事項から対処してい	A		全部局	0	2013	基本施策である	Strategic Plan of Action (SPA) on ASEAN Cooperation in	0	高官会議および担当者	0	管理運営に関 わる支援を行		ASEAN加盟に関 わる支援全般で	国内	正 特になし 投資環境が	国内諸制度の改善が進む 人材育成の機会が増える 投資環境が整備される 国産の食品が競争にさらされる
				<)		農漁業省					Food, Agriculture and Forestry (2005- 2010)	-	会議	-	j		ある	国外	負 整っていないないないない。 正 食品の質が低い 負 特になし	分担金をはじめとした資金負担が求められる 国家としての認知度が高まる 国産食品が輸入食品に駆逐される
食料・農業・ 林業域内域外 貿易の促進と 長期的な競争 力強化	A7-1																			
		危機分析重点管理 (HACCP)の実践、確認、 検証により世界市場にお けるASEAN水産品の競争力		試験用資機材を整える	A								高官会議、			開発調査	水産部門におけ る開発可能性の 調査をおこなう	国内	正 特になし 課題に関す る認識が不 十分である	ASEAN規格に合致する水産品の品質安全 管理制度が完備する 特になし
	A7-1-1	を支援、食の安全を確保 する水産品品質管理の開 発適用、試験施設の改善 により2009年までに小企	ATF on Codex	試験要員の訓練を行う		農漁業省	漁業・水産 養殖局	0	2014	試験用資機材は既に整 えられている	?	0	担当者会議、および専門家会議	0	特になし	開発調	現状に適した水 産物の衛生管理	国外	正特になし東ティモー	水産資源の管理とその発展を共有できる 水産投資環境が改善される
		業にも品質安全管理を適 用する		prv次女具の訓除で117	A											査	制度の開発である	四21	東ティモー ル国産水産 物が受け入 れられない	国産水産物輸出の可能性が高まる

C- 1		ASEAN経済共同体ブルー	-プリント T	東ティモール国			· T			± ^{††)} (Ο、Δ、X)	批准/承認すべき	批准の司不	参加すべき	参加・出		句/支援可能性		インパ	クト評価(SWOT分析)
. Cod	ae	優先課題	担当部署	必要事項	緊急性 †)	責任省庁 ^{††}	担当部署	難易 度	実現年	理由	条約・協定・枠組み	抓催の刊省	店動·尼期 会合	資の可否	ASEAN諸国	日本 (JICA)	環境	要因統合前	統合後の予想
				優良農業(コーヒー)実践規範 を確立する	A	農漁業省	工芸作物/ア グリビジネ ス振興局	0	2014	実施中						コーヒー生産地 の女性による生草の根 計向上プロジェ			有機コーヒーの定義が明確になり、 培法が統一される
				優良淡水養殖の実践規範を確 立する	A	農漁業省	漁業·養殖 局	0	2014	実施中					各担当職員の 能力向上訓練 である	クト (2009- 2012)			バリ牛の飼育基準が統一される
				加工産業における実践優良規 範を確立する	В	商業・産業・環境省	通商局	Δ	?	産業セクターの発展が 期待される						コーヒー生産者 協同組合モデル の普及をはかる (2009-2012)		正特になし	水産養殖魚の資産が向上する
A7-1		貿易可能性のある農産品 食品を対象とし、2012年 までに優良農業・養殖慣 行(GAP)、優良畜産慣行	ASWG on Agric.	優良畜産(バリ牛、ヒツジ、							?	0	高官会議、 担当者会	0	ASEAN諸国と競 合できるよう な訓練機会を 提供する	優良農業(コー ヒー)実践規範 に沿った生産の 実践である	国内		食品安全管理制度が改善される
		(GAHP)、優良製造業慣行 (GMP)、HACCPの実施制度 を確立する	Extension		В	農漁業省	家畜・獣医サービス局	0	2014	実施中			議、および専門家会議			優良畜産(バリ 牛)実践規範に 沿った飼育の実 践		農業、漁業 および畜産 業関連の生 産物がGAPの 条件を満た さない	特になし
				HACCPの実施・監督部署を設立する	С	農漁業省	検疫・バイ オセキュリ ティ局	0	2014	実施・監督の仕組みは 既に作られた						優良農業・畜産 実践の認証制度 を確立する」	国外		農畜産品に対する信頼が向上する
				HACCPの実践と普及にかかわ る人材の育成をはかる	В	農漁業省	検疫・バイ オセキュリ ティ局	0	2013	2013年までに開始する								負 特になし	特になし
				LODING THE ATTACK						すでにOIEの加盟して						検疫制度の構築 と検疫検査技術 を指導する			検疫、検査、サンプル検査手続きだ 善される
A7-1	1-3	2010年までに検疫、検 査、サンプル検査手続き	ATF on Codex	ASEAN企画に合致した検疫・ 検査機関を設立する	A	農漁業省	検疫・バイ オセキュリ	0	2013	おり、AQIS(オースト ラリア検疫制度) に 従って実施している	Memorandum of Understanding between Member of the ASEAN and the World	0	高官会議、 担当者会 議、および	0	継続的な能力 向上訓練であ	検疫業務と基本 的な施設・設備 (空港や国境で の簡易試験室、 等)を支援する	国内	正特になし	検疫に関わる人材の能力が強化され
		を調整する	Codex	検疫検査官の育成	A		ティ局	0	2013	職員はオーストラリア およびインドネシアで すでに訓練を開始して いる	Organization for Animal Health (OIE)		専門家会議		<u>る</u>			負 特になし	食の安全が向上する特になし
				新方式に沿ったサンプル検査	A	1		0	2013	実施中	-						国外	正特になし	輸出産品に対する信用が増す
				の実施 動植物検疫機関の強化をはか る	A			0	2014	OTE担約に外って宝施	Memorandum of Understanding between Member of the ASEAN and	0						負物になし	特になし 検疫制度が改善される
		2015年までに貿易可能性		検疫・検査できる人材育成を すすめる	A		検疫・バイ	0	2014	実施中	the World Organization for Animal Health (OIE)		高官会議、			検疫制度の構築	国内	正特になし	検疫に関わる人材の能力が強化され
A7-1	1-4 j	のある農産品、食品、林 産品の衛生植物検疫措置 を確立する	ATF on Codex	動植物検疫の実施要領を纏める	В	農漁業省	オセキュリティ局	0	2015	衛生植物検疫実施制度 は2015年までに完成 し、実施の見込み	Agreement for the		担当者会 議、および 専門家会議	0	特になし	と検疫検査技術を指導する			食の安全が向上する
				検疫実験室の資機材を充実さ せる	В			0	2013	充実計画は作成済み	Establishment of ASEAN Animal	0						負 特になし	特になし
				ASEAN地域動物衛生情報システム(ARAHIS)への出資をすすめる	_			0	_	FAOの手法による植物 検疫プログラムを実施 中である	Health Trust Fund						国外	正 特になし 負 特になし	品質に対する信頼が増す 特になし
				国の残留農薬基準をASEAN基 準と調整する	С			Δ	2015	殺虫剤の登録制度を作 成中である					殺虫剤の登録 に関わる技術 支援である			正特になし	残留農薬の検査能力が増す 国内規則が整備される
A7-1	1-5	2010年までに広く貿易されている穀物の殺虫剤の最大残留限度 (MRLs) の設定を国際基準にしたがって実施する	ASEAN Network for Pesticide Regulatory Authorities	残留農薬を測定する人材を育成する	С	農漁業省	研究・専門 家サービス 局	Δ	2014	防疫部門の人員に検査 を行うための訓練を施 す	?	X	高官会議、 担当者会 議、および 専門家会議	0		食品の安全にか かわる検査技術 を強化する	国内	乗、ねより 畜産製品の 規格が国際 基準を満た	特になし
															検査官の訓練 支援である		国外	止 特になし	農業、漁業、および畜産製品の信 が増す
				残留農薬を測定する機関を整 備する	С			Δ	2014	分析実験室の整備中で ある							ш/1		特になし
		2015年までにバイオテク	ATF on Genetically	国内法をASEAN基準と調整することを視野に、情報を収集する	С		検疫・バイ	Δ	?	新しいバイオテクノロ ジー技術を駆使して生	ASEAN Guidelines On Risk Assessment Of		高官会議、		関連法制定の		国内		国内規則が制定される 輸入産品が法律のもとで規制され
A7-1	1-6 j	ノロジーから派生して生産された農産品の規制枠 組みを調整する	Modified Food	, ,		農漁業省				み出された国産製品は ないため、優先性は低	Agriculture- Related Genetically	0	担当者会 議、および 専門家会議	0	ための技術支 援である	特になし		負 特になし	特になし 受容可能なバイテク農産品の枠組
	7	/#エンドで 利車)。	Testing Network	国内規則制定の準備をすすめる	С			Δ	?	V \	Modified Organisms (GMOs)		寸				国外		制定される
											organioms (amas)		ļ		L			負 特になし	特になし

		ASEAN経済共同体ブルー	ープリント	東ティモール国					現可能	生 ^{††)} (〇、△、X)	批准/承認すべき	III M	参加すべき	参加・出	動向	可/支援	可能性		イン	パクト評価 (SWOT分析)
E.	Code	優先課題	担当部署	必要事項	緊急性	責任省庁 † †	担当部署	難易度	実現年	理由	条約・協定・枠組 み	批准の可否	活動・定期 会合	資の可否	ASEAN諸国		日本 (JICA)	環境	要因統合前	統合後の予想
				政府による有機コーヒー認証 制度の確立に向けて、国内産						輸出業者が政府による										国内規則が整備される
				有機コーヒーの安全性および 品質に関わる基準を明確にする	В			0	2014	認証制度の確立を切望している								国内	正特になし	農産品に関わる安全および品質に関る認証制度ができる
		2015年までにASEANで経済 的重要性を持つ園芸品、	AFP on Food	国内産コーヒーの品詞う基準 をASEAN基準と調和させる	В		工芸作物/ア	0	2014	生産者のためにコー ヒー製造に関わる一連			高官会議、						負 特になし	特になし 政府による認証制度で国際市場の関 が助長される
A	1-1-1	農産品の安全品質基準を調整する	Safety Network			農漁業省	グリビジネ ス振興局		2011	の技術・施設を準備中である	?	0	担当者会 議、および 専門家会議	0	特になし		特になし		正特になし	農業、漁業、および畜産製品の信頼 が増す
				安全および品質を認定する機 関を設ける	С			0	2014	輸出業者が政府による 認証制度の確立を切望 している								国外	農業、漁 業、および 音 規格が国際 基準を満7	か 特になし
										未だ国内法の整備中で									していない	,)
		* The last of the Market Street		国内社も動機子で	В				2014	あるが、殺虫剤と肥料 の使用については草稿			京					国内	1 . 1	国内規則が整備される
A		養殖における化学物質の 使用のガイドラインと有 害化学物質の使用を禁止	AFP on Food Safety	国内法を整備する	D	農漁業省	漁業・水産 養殖局		2014	が準備されており、水 産養殖の法整備の手助 けになると思われる	?	0	高官会議、 担当者会 議、および	0	特になし		食品の安全にかかわる検査技術		負 特になし 正 特になし	特になし 市場の開拓が助長される
		する措置の調整	Network	国内法をASEAN基準と調整す		_				国内法整備の後、	-		専門家会議				を強化する	国外		
_				る 家畜の安全基準、病気を監督	С			0		ASEAN基準との整合を 図る	Memorandum of								負特になし	特になし
				する部門を強化する	В			0	2014	家畜衛生実験室はFA0 の支援により2011年に	Understanding between Member								正特になし	動物衛生管理能力が増す 動物病害に機敏に対処できる
		2015年十四年十五八十十五八十十		家畜衛生実験室を充実させる	В			0	2014	完成している	of the ASEAN and the World	0						国内		国内規則が整備される
A	7-1-9	2015年までに共通の生物 安全管理基準により動物 を原料とする食品の安全	ASWG on	病気の発生を速やかに把握す る全国ネットを構築する	A	農漁業省	家畜・獣医 サービス局	0	2013	全国モニタリングネットはFAOの支援により 2011年に構築された	Organization for Animal Health (OIE)		高官会議、担当者会	0	特になし		食品の安全にか かわる検査技術		負 特になし	特になし
		のための動物の衛生管理 を調整する	Livestock	家畜の病気に関する情報を発 信・受信する体制を整備する				0	2013	全国情報体制は出来上 がっている	Agreement for the		議、および 専門家会議				の強化		正特になし	動物の衛生管理について国際協力 られる
				家畜の安全基準に関する規則 をASEANのものと調和させる	С	_		Δ	?	国内法を制定中である	- Establishment of ASEAN Animal	0						国外		家畜製品への信頼を向上させるこ できる
				Animal Health Trust Fundに 出資する	С			0	2014	出資の準備がある	Health Trust Fund,								負 特になし	特になし
			ASEAN Senior Officials on Forestry (ASOF)								ASEAN Statement on Strengthening		高官会議、				木材生産の法基	国内	正特になし	国内法の整備に役立つ
A'	7-1-10	2008年までに木材の適法 基準を策定する	Ad-hoc WG on Pan	国内規則をASEANの基準と調 和させる	С	農漁業省	森林局	Δ	?	木材生産はわずかなた め、優先順位は低い	Forest Law Enforcement and Governance	0	担当者会 議、および 専門家会議	0	特になし		準設定に関わる 技術支援である		負 特になし	特になし
			ASEAN Timber Certificati								(FLEG)		1113/AM					国外	正特になし	市場獲得が容易になる
			on																負 特になし 正 特になし	特になし 国内法が整備される
1		2009年までに森林認証の 段階的取組のガイドライ ンを作成	ASEAN Senior Officials on Forestry	14 トラオフとの発音を図り	С	農漁業省	森林局	Δ	?	森林認証に関わる国内法は未だ制定されていない	ASEAN Statement on Strengthening Forest Law Enforcement and	0	高官会議、 担当者会 議、および	0	国内ガイドラ イン作成に関 わる技術支援		特になし	国内	関連する	国地により
			(ASOF)								Governance (FLEG)		専門家会議		を実施する			国外	正性にわし	特になし 特になし
																			正特になし森林管理	国内法が整備される
A	7-1-12	2010年までに上記ガイド ラインを現場で実施・試 験する	ASEAN Senior Officials on Forestry	上記ガイドラインを国内で実 施試験する	С	農漁業省	森林局	Δ	?	国内法を整備中である	ASEAN Statement on Strengthening Forest Law Enforcement and Governance	0	高官会議、 担当者会 議、および 専門家会議	0	特になし		森林認証ガイド ラインに基づい た森林再生の試 みとその評価で	国内	よび森林 品の使用 関わる法 備がなさる	製 こ り 特になし
			(ASOF)								(FLEG)		31322 In.				ある	国外	正特になし	特になし
																			負 特になし 正 特になし ************************************	特になし 国内法の整備に役立つ
A		2015年までに森林認証へ の地域評価枠組みを確立 する	ASEAN Senior Officials on Forestry (ASOF)	国の基準をASEANの森林認証 評価枠組みと調和させる	С	農漁業省	森林局	Δ	?	国内法を整備中である	ASEAN Statement on Strengthening Forest Law Enforcement and Governance	0	高官会議、 担当者会 議、および 専門家会議	0	森林認証制度 制定に向けた 技術支援を行 う		特になし	国内	類わる法 備がなされ	製 こ ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *
			(A301')								(FLEG)							国外	ていない 正 特になし 負 特になし	特になし
		2010~2011年に国家レベ	ASEAN	上記ガイドライン実施のため の組織整備を行う	С			Δ	?	_	ASEAN Statement on Strengthening		高官会議、		森林管理官の			国内	正特になし	森林を管理する組織が許可される 森林管理官が育成される
A'	7-1-14	ルで上記ガイドラインを 実施するための能力を養	Senior Officials on Forestry	上記ガイドライン実施のため	С	農漁業省	森林局		<u> </u>		Forest Law Enforcement and	0	担当者会 議、および	0	緑州官理目の 育成支援を行 う		特になし	리기	負 (森林官埋) の不足	*************************************
		成する	(ASOF)	の人材育成を行う				Δ	?	_	Governance (FLEG)		専門家会議					国外	正 特になし負 特になし	特になし 特になし

		ASEAN経済共同体ブルー	プリント	東ティモール国	内で必要	更な取り組み				生 ^{††)} (〇、△、X)	批准/承認すべき		参加すべき	☆ hn 111	動	句/支援	可能性		イン	パクト評価 (SWOT分析)
取組	Code	優先課題	担当部署			責任省庁 ^{††}			実現年		条約・協定・枠組み	批准の可否	活動・定期 会合	参加・出 資の可否	ASEAN諸国		日本 (JICA)	環境	要因 統合前	統合後の予想
地機 引部門 小、合 一 行移転	A7-2					17		及			-,		All							
A	7-2-1	WTO, FAO, CIE, IPPC, CODEX, CITESなどの国際 機関、対話国と合同戦略 を策定する	関係の大臣 会議	合同戦略が求められる事項を 明確にする 関連国際機関、対話国との合 同戦略会議に出席する	В	- 農漁業省	政策・計画 局 政策・計画 局	0	0014	すでにFAOおよびOIEに 加盟している IPPCへの加盟準備中で ある	?	0	高官会議、 担当者会 議、および 専門家会議	0	特になし		特になし	国内国外	正 特になし 負 特になし 正 特になし 負 特になし	ASEAN地域で協力して活動できる 特になし 国家の認知度が上がる 特になし
				必要とされる農業、食品、林 業での研究、技術移転協力の	С		研究・専門家サービス	0	2014	人材不足により研究部	Memorandum of Understanding on ASEAN Co- Operation in	0				技プロ	マナツト県灌漑 稲作プロジェク トフェーズ2 (2011- 2015)	国内	正特になし	研究・調査機関の能力が強化される
A	7-2-2	農業、食品、林業での研 究、技術移転の協力を促 進する	ATWG on Agric. Research &	内容を明確にする		農漁業省	局		2011	人材不足により研究部 門は弱点となっている	Agriculture and Forest Products Promotion Scheme		高官会議、担当者会議、および業	0	特になし	技プロ	持続可能な天然 資源管理能力向 上プロジェクト (2010-2015)	Bri	研究分野が 負 未発達であ る	
			Development	必要な人材を育成する	С		研究・専門 家サービス 局	0	2014	施設設備と人材の準備中である	Teaching of study methods and fostering of the personnel concerned with food security.	0	専門家会議			技プロ	ラクロ川及びコ モロ川流域住民 主導型流域管理 計画調査である (2005-2010)	国外	正 特になし 負 特になし	特になし
											Toou security.					技プロ	東ティモール国 農産物加工・流 通業振興計画の 調査をおこなう			資本呼び込みのための環境が整備される
				戦略提携と合同アプローチを 必要とする国内産業とASEAN 各国の動きとを結びつける部	С			0	2015	国内産業振興には時間を要する						草の根	コーヒー生産地 の女性による生 計向上プロジェ クト(2009- 2012)	国内	正特になし	産業振興に関わる人材が育成される
		食の安全、投資、合弁機	Joint Committee on ASEAN Coop. &	署を強化する							Memorandum of Understanding on		京中人港			草の根	コーヒー生産者 協同組合モデル の普及をはかる (2009-2012)		農業、漁 業、産業、およのの 規格がを満れ していない	特になし
A	7-2-3	会、農産品生産促進、市場アクセスの面での民間との戦略提携と合同アプローチを確立する	Joint Approaches in Agric. & Forest Products Promotion Scheme			農漁業省	政策・計画局				ASEAN Co- Operation in Agriculture and Forest Products Promotion Scheme	0	高官会議、 担当者会 議、および 専門家会議	0	特になし	草の根	エルメラ県レテ フォホ郡におけ るコーヒー生産 者組合自立促進 事業をすすめる (2006-2009)		正特になし	東ティモール農産品の認知度が高まる
				国際的な協同研究に必要な人 材を育成する	С			0		農漁業省の投資5か年 計画を作成中						草の根	アイナロ県マウベシ郡コーヒー 生産者協同組合 支援事業である (2003-2009)	国外		東ティモール農産品の品質が向上する
																草の根	エルメラ県レテフォホ郡においる 質と できまれる できまん アンドル アイト・アンドル できまん できまん アンドル アンドル アンドル アンドル アンドル アンドル アンドル アンドル		負 特になし	特になし
			ASEAN	持続的的森林産業の発展のため、ASEAN屠協力して国内法の整備を行う	С			0	2014	森林に関する国内政令の最終草稿が完成し、 1年以内に施行される と期待される。その 後、ASEANの法令との すり合わせを行う。	ASEAN Statement on Strengthening		高官会議、					国内	正 特になし	国内法が整備される 不法伐採の取り締まりができる
A	7-2-4	不法伐採とその貿易、森 林火災との戦を強化する	Senior Officials on Forestry (ASOF)	違法伐採から森林産業を守る ためASEAN諸国と協同して問	С	農漁業省	森林局	0		東ティモールとインド ネシアとの間の MOU(2010年) に基づき 必要な措置がありれて	Forest Law Enforcement and Governance (FLEG)	0	担当者会議、および専門家会議	0	特になし		特になし	国外	正特になし	農産業にかかわる資本呼び込みのが容 易になる
				題に対処する						いる。ASEAN加盟後、 この活動をさらに活性 化させる予定である。									負 特になし	特になし

		ASEAN経済共同体ブルー	ープリント	東ティモール国	内で必要	要な取り組み		実	現可能性	生 ^{††)} (〇、△、X)	批准/承認すべき		参加すべき	45 4	動向	可/支援可能性			インパ	クト評価(SWOT分析)
戦略的取組	Code	優先課題	担当部署			責任省庁 † †	担当部署	## 日	実現年	理由	条約・協定・枠組み	批准の可否		参加・出 資の可否	ASEAN諸国	日本 (JICA)	環境	意 要因	統合前	統合後の予想
		Ø/II/NG	12 - 1 HV-E	2277	17	1)	77-1 HIV-E	皮	7,701		7		五百		modality in	11 (3-11)	9K9E		特になし	国内法が整備される
	A7-2-5	不法漁業との戦を強化する	ASWG on Fisheries	国内法を整備する	В	農漁業省	漁業・水産 養殖局	0	2014	漁業法は既に施行され ている	Letter of Understanding on ASEAN SEAFDEC Strategic Partnership (ASSP)	0	高官会議、 担当者会 議、および 専門家会議	0	特になし	特になし	国内	9 負	不よ漁害と資にじ 禁一がる海保がる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でい	特になし
				情報収集と意見交換のため関 連会議に出席する	В			0	2014	情報収集制度は確立されている							国外	`	特になし	漁業に関わる資本呼び込みが容易になる 特になし
ASEAN農業協 同組合の促進	A7-3				•															
P THE I S DEAL				他国との戦略的連携を容易に するための国内法を整備する	В		가는 기포	0	2015	東ティモールの国内経 済発展に、農業協同組							国内		特になし	農産業に関わる資本呼び込みが容易に なる
	A7-3-1	2国間、地域、多国間協力 によるASEAN農業協同組合 の戦略的連携を強化する	ASWG on Cooperative	ASEAN農業協同組合との連携 が必要な事項を明確にする	С	農漁業省/ 商業・産 業・環境省	政策・計画 局、工芸作 物・アグリ ビジネス振	0	2014	合が貢献している	?	0	高官会議、 担当者会 議、および	0	特になし	特になし	BN		海外からの 投資が不足 している	特になし
		o manager of the same of the s		必要な情報を国内外に発信す る担当機関を強化する	С	N SKOLL	興局/通商局	0	2013	関連担当部局(漁業局 および農業協同組合 局)が設立されている			専門家会議				国外	-	特になし 特になし	農協を通じた国際的な産業振興が促進 される 特になし
	A7-3-2	発展可能性のある農業協 同組合間のビジネスリン	ASWG on Cooperative	必要な情報を国内外に発信する担当機関を強化し、ASEAN 諸国の農協との連携を推進する	В	商業・産業・環境省	通商局	0	2014	国内の投資法が施行されている	?	0	高官会議、 担当者会 議、および	0	特になし	特になし	国内	n l	特になし	農産業に関わる資本呼び込みが容易になる 特になし
		ケージを確立する	S	国内の農協を通じてアグリビ ジネスの可能性調査を行う	В	未 然先日				4000			専門家会議				国外	,	特になし 特になし	農協を通じた国際間の産業振興が可能 となる 特になし
	A7-3-3	農業協同組合、消費者、 貿易業者間の直接投資と 戦略提携を促進する	ASWG on Cooperative	直接投資および戦略提携を呼び込むための国内法を整備する	С	商業・産 業・環境省	通商局	0	2014	関連の国内法が施行さ れている	?	0	高官会議、 担当者会 議、および	0	特になし	特になし	国内]	海外からの	農産業に関わる資本呼び込みが容易になる 特になし
- ** 7. 44	. 2. 677		3	必要な情報を国内外に発信す る担当期間を強化する	В			0	2013	担当部署が設置されている			専門家会議				国外	,	特になし	農協を通じた国際的な産業振興が可能 となる 特になし
B. <u>親争的</u> B1. 競争政	バ <u>ス栓?</u> で第	済地域への戦略																		
22. 7/2 1 12		基盤作りの研究、研究成 果の見直し、提言と地域 会議の開催															国内国外	正 負 工 自		
	B1-2	競争政策と法についての 地域作業計画の策定、能 力養成とベストプラク ティス採用に重点		東ティモールに適した政策の ため、ASEANと他の加盟国の 競争政策を調査します		MCIA	DNPD	Δ		他の加盟国との経済 ギャップがある東ティ モール-適した方針を 作成する	親尹以來や規制か	COMによっ て批准すべ き	ASEAN諸国 との会議を 実施	必要	ASEAN諸国から 技術援助をも とめる		国内国外	正負正負	特になし 特になし 特になし	中小企業の健全な育成が図れる 経済規模の割に費用負担が大きい 中小企業の健全な育成が図れる 特になし
	B1-3	作業計画の項目実施のた めの資金可能性を探査															国外	直負正負		
B2 (記載:	なし)		1			1	l			I	I		l			I	1	1 7		
																	国内	月		
D0 6=66=	: -/- /c																国外	負		
B3. 知的 		研究実施	Competition , Consumer Protection & IPR Div.														国内国外	<u>負</u> 正		
		1. 経済発展と著作権システ 2. 経済に対する著作権の意 3. FTAを含む知的所有権協 4. 集団的管理協会と著作権	 - 	生(制限と例外)の最善の利用の『	事例													負		
	B3-2	対話国の協力による研究 の完成	Competition , Consumer Protection & IPR Div.														国内国外	1 1 1 1		
	B3-3	著作権産業の競争力強化	Competition , Consumer Protection & IPR Div.														国内国外	1 1 1 1 1		

		ASEAN経済共同体ブルー	ープリント	東ティモール	国内で必要	な取り組み		実	現可能性	± ^{††)} (○, △, X)	批准/承認すべき		参加すべき	42-hn III	動「	句/支援可能性		インパ	パクト評価(SWOT分析)
組 C	ode	優先課題	担当部署	必要事項	緊急性	責任省庁††	担当部署	難易	実現年	理由	大雅/承認すべき 条約・協定・枠組 み	批准の可否	活動・定期 会合	変加・出資の可否	ASEAN諸国	日本 (JICA)	環境 要因	統合前	統合後の予想
В	3-4	B3-3の成果	Competition , Consumer Protection & IPR Div.		17	17							Au				国内 正 負 工 負		
В	3-5	著作権システムの効果的 利用	Competition , Consumer Protection & IPR Div.	著作権に係る法律の整備、並 びにに監督部門を整備する。 ASEANシステムを導入する。		MCIA	Comercial Regulation	×		アセアン標準または他 の加盟国のルールに基 づく知的財産権に関す るルールを導入する可 能性がある	かり 生作 助たる	批准前の IPR協定に アセスメン トを実施	関連会議に参加する	必要	技術援助	技術援助	国内負工	特になし 特になし 特になし 特になし	コピー製品の参入を阻止する 貿易量に比して管理と検査に費用を要する 新規商品開発促進がすすむ 管理と検査に費用を要する
В	3-6	ASEAN加盟国の著作権産業 の発展促進のための共通 目標の設定	Competition , Consumer Protection & IPR Div.														国内 正 負 正 国外 頁		
В	3-7	著作権通知へのオンライ ンアクセス開発	Competition , Consumer Protection & IPR Div.	著作権通知へのオンラインア クセスに参加する		MCIA	DN- Promotion	×		アクセスが少ないため 緊急性が低い	ASEAN基準に合わ せる				技術援助		国内負	特になし 特になし 特になし	コピー製品の参入を阻止する 貿易量に比して管理と検査に費用を引 する 新規商品開発を促進する
В	3-8	ASEANでの集中管理協会の 設立	Competition , Consumer Protection & IPR Div.	ASEANでの集中管理協会に参		MCIA	DNCE	Δ		経済ギャップのためマ ネジメント社会に資す るのが難しい	新たな基準が必要	承認が必要	関連会議に参加する	必要	技術援助	技術援助	国内負	特になし 特になし 特になし	コピー製品の参入を阻止する 貿易量に比して管理と検査に費用をする 新規商品開発を促進する
В	3-9	ビジネス開発サービス (BDS)についての各国レ ポートの収集	Competition , Consumer Protection & IPR Div.														国内 正 負 正 有		
BS	3-10	国家・地域オンラインBDS ネットワークの形成	Competition , Consumer Protection & IPR Div.					×									国外 負	特になし	新規商品開発を促進する
BS	3-11	上記ネットワークの運用	Competition , Consumer Protection & IPR Div.	国家・地域オンラインBDS ネットワークに参加する		MCIA		Δ		経済ギャップのため効率的にネットワークを 使用するのが困難			関連会議に参加する	必要			国内	特になし	ビジネスの開発につながる 貿易量に比して管理と検査に費用を する
BS	3-12	上記ネットワークの成果	Competition , Consumer Protection & IPR Div.														国内 正 負 国外 正 負		
ВЗ	3-13	運用の評価	Competition , Consumer Protection & IPR Div.														国内 正 負 工 自		
BS	3-14	ASEAN BDSネットワークの 改善	Competition , Consumer Protection & IPR Div.	国家オンラインBDSを確立し て、地域のネットワークに加 わる		MCIA		Δ		経済ギャップのため効率的にネットワークを 使用するのが困難			関連会議に参加する	必要			国内	特になし	ビジネスの開発につながる 貿易量に比して管理と検査に費用を する
BS	3-15	対話国・加盟国間の協力 による能力養成	Competition , Consumer Protection & IPR Div.														国内 <u>正</u> 負 工		
ВЗ	3-16	適切モデルについての合 意	Competition , Consumer Protection & IPR Div.														国内 正 負 国外 正 負		
ВЗ	3-17	加盟国の法と手続きの修 正	Competition , Consumer Protection & IPR Div.														国内 正 負 国外 百		

/		ASEAN経済共同体ブルー	ープリント	東ティモール国]内で必要	更な取り組み		宝現す	可能性	$E^{\dagger\dagger}$ (O, \triangle , X)	批准/承認すべき		参加すべき		動向	7/支援可能性			インバ	ペクト評価 (SWOT分析)
戦略的取組	Code	優先課題	担当部署		緊急性	責任省庁††	担当部署	## 日	現年	理由	条約・協定・枠組	批准の可否	活動・定期	1 00> //// • (1):	ASEAN諸国	日本 (JICA)	環境	更 要因	統合前	統合後の予想
		愛 元硃趣		心女事供	†)	†)	担目前者	度			み		会合	A0.10	ASCAN销国	TA (JICA)		正	特になし	コピー製品の参入を阻止する
	B3-18	知的所有権担当職員の能	Competition , Consumer	知的所有権担当職員の能力養		法務省		×		経済ギャップのため効率的にネットワークを			関連会議に	必要	技術支援を求		国内	負	特になし	貿易量に比して管理と検査に費用を要 する
		力養成	Protection & IPR Div.	成を図る						使用するのが困難であ る			参加する		める		国外	\ 	開発促進	新規商品の開発促進につながる
-																			費用負担 特になし	管理と検査に費用を要する コピー製品の参入を阻止する
	Po 10	ASEAN意匠ファイリングシ	Competition , Consumer	ASEAN意匠ファイリングシス		\L 7/r (a				経済ギャップのため効			関連会議に)/ ==	技術支援を求		国内]	特になし	貿易量に比して管理と検査に費用を要する
	B3-19	ステムの実施	Protection & IPR Div.			法務省				率的にシステムを使用 するのが困難である			参加する	必要	める			正	開発促進	新規商品の開発促進につながる
-																	国外	負	費用負担	管理と検査に費用を要する
		マドリッド議定書参加の	Competition , Consumer			N. Thank											国内	負		
	B3-20	影響調査	Protection & IPR Div.			法務省											国外	正		
-																	-	負正		
	B3-21	参加のための法と規制の	Competition , Consumer														国内	負		
	DO 21	必要に応じた修正	Protection & IPR Div.														国外	正 負		
-			Competition														国内	正		
	B3-22	マドリッド議定書の実施	, Consumer Protection	マドリッド議定書を宝施する		法務省		×		民間部門で協定を実施 するのは困難である			関連会議に参加する	必要			BM	負		
			& IPR Div.							う つりは四州 (の)つ			<i>≫</i> //μ <i>λ ,</i> 2				国外	負		
			Competition														国内		特になし	コピー製品の参入を阻止する
	B3-23	国家担当機関間の知的所 有権保護についての協	, Consumer Protection	国家担当機関同の知的所有権保護についての協議、情報交		法務省		Δ		経済ギャップのため管 理社会に資するのが難			関連会議に参加する	必要			Br:	負	特になし	貿易量に比して管理と検査に費用を要する
		議、情報交換	& IPR Div.	換に参加する						しい			<i>≫</i> /3# / ②				国外	\ 	開発促進 費用負担	新規商品の開発促進につながる 管理と検査に費用を要する
F			Competition														国内	正	東川東 正	日在に依正に真川で女)も
	B3-24	国家TK 、GR、CTEおよび 集約一覧の確定	, Consumer Protection														Br	負		
		NOTE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN TO SERVICE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN TO	& IPR Div.														国外	負		
			Competition														国内	正		
	B3-25	国家TK 、GR、CTEおよび 集約一覧の確定	, Consumer Protection															負 正		
_			& IPR Div.														国外	負		
			Competition , Consumer														国内	直負		
	B3-26	能力養成	Protection & IPR Div.														国外	正		
-			& IIR DIV.															負	特になし	コピー製品の参入を阻止する
		TK、GR 及びCTEについ	Competition , Consumer	IIN GR KOULER STONE CO						経済ギャップのため効 率的にデータベースを	新しい会音文書の		関連会議に		技術支援を求		国内		特になし 特になし	貿易量に比して管理と検査に費用を要
	B3-27	ての国家地域データベー スの作成	Protection & IPR Div.	国家地域アーダへー人の作成		法務省				使用するのが困難であ	作成	容易	参加する	必要	める			正	開発促進	する 新規商品の開発促進につながる
D4 2327	二田マ																国外	負	管理と検査に	に費用を要する
シンガポール		発、税制、電子商取 引																		
昆明鉄道、道 路の安全	Б4−1																	7.		
	B4-1-1	ホイベン-シソフォン道路 の完成(2009年)															国内	1 1 1		
-		の元成 (2009年)	ure Div.														国外	負		
	B4-1-2	ASEAN道路安全5カ年行動 計画の実施	Infrustruct														国内	貝		
		計画の美施	ure Div.														国外	貝	Water and All	11 22-1
	B4-1-3	道路安全基準の開発		ASEANの道路安全基準を道路		交通・通信				他の加盟国からの訪問	新しい合意文書の	容易	関連会議に	必要に応 じて出席	他のメンバー の運営状況の		国内	負		特になし
			ure Div.	開発の参考にする		省				者数が少く緊急でない	作成	11 29	参加する	する	確認を行う		国外		退路の女王	性が高まる 特になし
複合一貫輸送 枠組み協定	B4-2																			
	R4-9-1	ASEAN複合一貫輸送枠組み 協定の発効のための必要	Infrustruct														国内	月		
'	ד קיני	な国内法制措置の実施	ure Div.														国外	正 負		
	R4=9=9	少なくとも2カ国以上の枠	Infrustruct														国内	正 負		
17	D-1-7_7	少なくとも2カ国以上の枠 組み協定の実施	ure Div.														国外	直		

	ASEAN経済共同体ブルー	ープリント	東ティモール国	国内で必要な取り組み		実現	可能性 ^{††)} (○、△、X)	批准/承認すべき		参加すべき	李 加,山	動向/	支援可能性			インパ	クト評価 (SWOT分析)
戦略的取組	Code 優先課題	担当部署	必要事項	緊急性 責任省庁 † †	担当部署	難易実	実現年 理由	■ 批准/承認すべき条約・協定・枠組み	批准の可否	活動·定期 会合	資の可否	ASEAN諸国	日本 (JICA)	環境	要因	忙合前	統合後の予想
	B4-2-3 ASEANレベルでの枠組み協 定の施行	Infrustruct ure Div.	ASEANレベルでの枠組み協定 に参加する。複合一貫輸送を 監督する部署を整備する。	交通・通信		X	参加は容易だが、地域 相互輸送をあげるため の貢献が困難である	Ž.		関連会議に参加する	必要	他のメンバー の運営状況の 確認を行う		国内	月 特に	なし	輸送費用を削減する 外国事業者による輸送が増加する 輸送費用の削減につながる
ASEAN通過貨 物円滑化枠組 み協定 (AFAAGIT)	B4-3																
	第2(国境港湾)、第7(税関トランジット)議定書の早期締結により道路輸送についてAFAAGITを実施	Infrustruct ure Div.	(地理的、経済的に東ティ国 を通過し他のASEAN諸国に向 かう貨物は想定されない)											国外	涅		
	B4-3-2 第6議定書(鉄道、中継駅)の完成調印	Infrustruct ure Div.												国外	正負	44.) = m1 .1.	
	B4-3-3 AFAAGITの完全実施(道 路、鉄道)	Infrustruct ure Div.	輸送に関するASEAN枠組み合 意に加わる	交通・通信 省、商業・ 産業・環境 省		Δ	参加は容易だが、地域相互輸送をあげるための貢献が困難である			関連会議に参加する	必要	他のメンバー の運営状況の 確認を行う		国外	負的で	的にILか ある	関与する程度は低くインパクトは限定
AEAN国家間輸送円滑化枠組み協定 (FAIST)	B4-4 ASEAN高速道路ネットワー														正		
	B4-4-1 ク第1議定書の指定通貨輸送ルートの第3級以下の道路の建設と改善	Infrustruct ure Div.	(道路建設とルートナンバリ	交通・通信			参加は容易だが、地域	b			必要に応			国外国外国内	五 正 負 正 特に	なし	影響は軽微、もしくはゼロである
	ある 表示番号の導入	Infrustruct ure Div.	ング調和のために他のメン バーと協力する機会ない)	省、商業・ 産業・環境 省		Δ	御店会別にいている。 相互輸送をあげるため の貢献が困難である			関連会議に参加する	じて出席する			国外国内	1 年に 正 負 正	なし	特になし
	B4-4-3 FAISTの完成と最終テキストの採用	Infrustruct ure Div.												国外国内	正負		
	B4-4-4 FAISTの実施開始(2010年) B4-4-5 FAISTの完全実施	ure Div.	(空輸以外は州間の輸送のた めに他のメンバーと協力する	交通・通信 省、商業・		Δ	参加は容易だが、地域 相互輸送をあげるため			関連会議に	必要に応じて出席			国外国内	涅		
	航空サービス会会自由化	ure Div.	機会ない)	産業・環境省			の貢献が困難である	,		参加する	する			国外国内	正負		
	定の完成と調印、実施	ure Div.		交通・通信			国の計画がなければ オープンスカイ・ス キームに参加するのに	-				他のメンバー		国外国内			サービスの向上である 国が航空会社を管理するのは困難であ
	B4-4-7 上記協定の実施	Infrustruct ure Div.	航空サービス完全自由化に参加する	省、商業・産業・環境省		O X	容易。国営輸送会社 は、近い将来に運転を 開始した場合、いくっ かの確約が必要となる	新しい合意が必要		関連会議に参加する	必要	の対応を参考にする		国外	正特に	なし	る サービスの向上につながる 弱小の淘汰になる
航空旅行統合 ロードマップ (RIATS)															正		
	B-4-4-6 協定の実施(2008年) 航空サービス完全自由化	Infrustructure Div.												国外	負正負工		
	B4-5-2 についてのASEAN多国間協 定の完成と調印、実施 (2008年)	Infrustructure Div.												国外	正負		
	B4-5-3 航空サービスについての ASEAN多国間協定の実施	Infrustructure Div.												国外国外国内	正 負 正		
	B4-5-4 航空サービスについての ASEAN多国間協定の実施	Div.												国外国内	正 負 正		
	B4-5-5 上記協定のASEANレベルでの実施 オープンスカイ取り決めに向けASEAN単一館空末場	Div.												国外国内	五 正 負 正		
	B4-5-6 に向けASEAN単一航空市場 の概念と実現の枠組みの 採用(2008年)	Div.												国外	具		

		ASEAN経済共同体ブルー	ープリント	東ティモール国	国内で必要	要な取り組み		実理	見可能性	$\Xi^{\dagger \dagger)} (O, \Delta, X)$	批准/承認すべき		参加すべき	6.1	動向/支援可能性	イン	ペクト評価(SWOT分析)
戦略的取組	Code	優先課題	担当部署			責任省庁††	担当部署	難易			条約・協定・枠組	批准の可否	Note: Indian	参加・出 資の可否 ASEAN諸国		環境 要因 統合前	統合後の予想
			15 1 10/4	心女事点	1)	†)	15 1 10/4	度	大九十	在山	み		会合	NOLANNI 国	17 (J10h)	7	MULT 区 20 1 /2
	B4-5-7	2015年までにASEAN単一航 空市場協定実施の最終準	Infrustructure													国内 負	
		備	Div.													国外	
		ACEANIH 航空末担执空の	Infractructure													国内 正	
1	B4-5-8	ASEAN単一航空市場協定の 実施	Infrustructure Div.													国外 正	+
-																	11 12 2 2 4 12 7
	B4-5-9	ASEAN単一航空市場協定の	Infrustructure	航空サービス完全自由化への 参加。航空サービスの管理部		交通・通信 省、商業・				既に自由化しているが 自国の航空会社が運航	新しい合意文書の	容易	関連会議に	必要		国内 正 特になし 負 特になし	サービスの向上につながる
1	D4-9-9	実施への作業開始	Div.	参加。		産業・環境 省				日国の航空云社が連航 を開始いた	作成	谷勿	参加する	必安		国外を特になり	サービスの向上につながる
統合された競						TE										<u> </u>	弱小の淘汰になる
争力のある海 運のための	B4-6																
ロードマップ																	
	D4 C 1	ASEAN単一海運市場の戦略	Infrustruct													国内自身	
]	B4-6-1	策定	ure Div.													国外正	
-																国内 正	+
1	B4-6-2	上記ロードマップの実施	Infrustruct ure Div.													鱼	
L			ure Div.													国外自	
										国の計画がなければ海						正輸送費の減	少になる
			T. C.	ASEAN単一海運市場の戦略に		交通・通信				運ロードマップに参加 するのは容易。国営輸	虹11、人类土土。		明本人ジン	必要に応		国内 負 外国事業者	による輸送が増加する
1	B4-6-3	上記ロードマップの実施	Infrustruct ure Div.	参加し、海運を管理する部署を整備する		省、商業・ 産業・環境		×		送会社は、近い将来に運転を開始した場合、	新しい合意文書の 作成	容易	関連会議に 参加する	じて出席する		正輸送費の減	
				を登開する		省				理転を開始した場合、いくつかの確約が必要				9 0		国外	
_						1.37 37/2				となる						負	
	D	今後3-5年間でロードマッ	Infrustruct			交通・通信 省、商業・				国営輸送会社は、近い 将来に運転を開始した	新しい合意文書の	# II	関連会議に	必要に応		国内 正 輸送費の減 負 外国事業者	少になる による輸送が増加する
]	B4-6-4	プの見直し	ure Div.	見直しに参加する		産業・環境				場合、いくつかの確約 が必要となる	作成	容易	参加する	じて出席する		国外 正 輸送費の減	
情報インフラ	B4-7					省				か必要となる							
14 100 1 1 1 2		ASEAN電気通信規制者協議														国内正	
į	B4-7-1	会(ARTC),通信機器適合性	Infrustructure Div.													1 1 1	
L		評価相互承認協定(MRA)				1.27 27/2										国外 負	
	D	ASEANレベルでの通信機器	Infrustructure	ASEAN電子政府のガイドライ		交通・通信 省、商業・				東ティモールに最も適			関連会議に	必要に応		国内 正 特になし	低コスト、高品質の設備となる 管理と検査に費用を要する
]	B4-7-2	ASEANレベルでの通信機器 MRAの実施	Div.	ンの策定に参加し、担当部署 を整備する		産業・環境 省				したMRAを選択する			参加する	じて出席する		国外 正 特になし	貿易量の増加につながる
_		W. III 15 2 2 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5				自								· ·		<u> 「 </u>	管理と検査に費用を要する
	B4-7-3	次世代ネットワークについての政策規制措置の促	initustructure													国内鱼鱼	
		進と進化	Div.													国外	
		域内の情報インフラ間の				交通・通信				重要であるが、現時点						国内 正 特になし	両国間の高速通信化を実現する
	B4-7-4	高速通信による接続、能	Infrustructure	国家情報インフラ間で高速		省、商業・				では東ティモールと他の加盟国との間で情報			関連会議に	必要に応 じて出席		負 特になし	運営費がかかる
1	D4 1 4	力、アクセツのための措 置の実施	Div.	ネットワークに加わる		産業・環境 省				量は限定されているた			参加する	する		国外 正 特になし	両国間の高速通信化につながる
		巨小大旭				H				め緊急性は低い						負 特になし	運営費がかかる
		製品、サービス、システ	Infrustructure													国内自	+
J	B4-7-5	ムの互換性の実現	Div.													国外正	
-		ASEAN電子政府のガイドラ				交通・通信				高い運用コストとネッ						1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	両国間の高速通信化につながる
	D4 7 6	インの全体的枠組みの策	Infrustructure	ASEAN電子政府のガイドラインの策定に参加し、担当部署		省、商業・		×		トワークを効率的に使			関連会議に	必要		負 特になし	運営費がかかる
		定(公共サービス域内貿易 投資とビジネスの円滑化)	Div.	を整備する		産業・環境 省				用することができるか どうかは疑わしい			参加する	-2.		国外 正 特になし 負 特になし	両国間の高速通信化につながる 運営費がかかる
		ASEAN電子政府フォーラム		他の加盟国との適切な関係を		交通・通信				高い運用コストとネッ			田津マジン	必要に応		国内 正 特になし	両国間の高速通信化につながる
!	B4-7-7	の実現(中心となる公共 サービスの確定と能力養	Infrustructure Div.	保つために電子政府の一般的 なフレームワークに加わり、		省、商業・ 産業・環境		×		トワークを効率的に使 用することができるか			関連会議に参加する	じて出席		負 特になし	運営費がかかる 両国間の高速通信化につながる
Ļ		成)		技術者を訓練する		省				どうかは疑わしい				する		国外 負 特になし	運営費がかかる
		コンピューター緊急対応				交通・通信				高い運用コストとネッ				V ==) z - c -		国内 正 特になし	両国間の高速通信化につながる
	B4-7-8	チーム (CERT s) の能力 養成とASEAN地域サイバー	Infrustructure	能力開発に参加する		省、商業・		×		トワークを効率的に使			関連会議に	必要に応 じて出席		負 特になし	運営費がかかる
	-	セキュリティー協定の強	Div.			産業・環境 省				用することができるか どうかは疑わしい			参加する	する		国外 正 特になし	両国間の高速通信化につながる
Ļ		16				大泽 区层										負 特になし	運営費がかかる
	D4 7 0	MRAおよびICT専門家の証	Infrustructure	MRAおよびICT専門家の証明書		交通・通信 省、商業・		×		東ティモールに適した			関連会議に	必要に応 技術支援		国内 正 特になし 負 特になし	多くの技術者が利用可能である 外国人技術者が市場を圧倒する
] 1	B4-7-9	明書のための行動計画	Div.	の策定に参加する		産業・環境省		^		MRAと認定内容を決め るのは困難である			参加する	じて出席 する める		国外	
コンテンツ産	B4-8					目										9/1 負	
																正	
		ASEANコンテンツ、ウエブ	Infrustruct													国内自	
		サービスオンライン産業	ure Div.		1	'	l				1			I		EM 正	

		ASEAN経済共同体ブルー	ープリント	東ティモール国	国内で必要	長な取り組み		実	現可能性	Ε ^{††)} (Ο, Δ, Χ)	批准/承認すべき		参加すべき	42 Am 111	動	句/支援可能性			インバ	⁸ クト評価(SWOT分析)
戦略的取組	Code	優先課題	担当部署	必要事項	緊急性	責任省庁 ^{††}	担当部署		実現年	理由	批准/承認すべき 条約・協定・枠組 み	批准の可否	活動·定期 会合	参加・出 資の可否	ASEAN諸国	日本 (JICA)	環境	要因	統合前	統合後の予想
エネルギー協 力、ASEAN電 力網	B4-9																			
	B4-9-1	2008年までにASEAN電力網 覚え書きの批准	Infrustruct ure Div.														国内国外	正負正負		
	B4-9-2	2008年12月までに2003AIM の見直し	Infrustruct ure Div.														国内国外			
	B4-9-3	2008年5月までに修正AIMS の採用	Infrustruct ure Div.														国内	元		
	B4-9-4	2008年5月までにAPGCCの 創設	Infrustruct ure Div.														国内	正 負 エ		
	B4-9-5	2008年12月までにTORの承 認	Infrustruct ure Div.														国内	正 負 エ		
	B4-9-6	TORを高級事務レベル・経済大臣会議に報告(2009年7月)	Infrustruct ure Div.														国内	正負工		
	B4-9-7	国連研究のためのスタ ディグループの設立	Infrustruct ure Div.														国内	正負工		
	B4-9-8	相互互換接続プロジェク トの実施とHAPUA,経済産 業大臣会議への報告	Infrustruct ure Div.	(地理的に他のメンバー国と の接続は困難である)		石油・鉱物 資源省		Δ		プロジェクトに賛同し ても地理的に実施は困 難である			関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する			国内国外	正 負 正	地理的な位	置からプロジェクトの影響は軽微である
	B4-9-9	研究の主な提言の採用と 経済産業大臣会議への報 告(2014年まで)	Infrustruct ure Div.														国内国外	正負正		
	B4-9-10	APG実現のための制度、実施の取り決め(2015年開始)	Infrustruct ure Div.	(地理的に他のメンバー国と の接続は困難である)		石油・鉱物 資源省		Δ		プロジェクトに賛同し ても地理的に実施は困 難である			関連会議に参加する	必要に応じて出席する			国内国外	正 負 正	地理的な位	置からプロジェクトの影響は軽微である
ASEANガスパ イブライン (TAGP)	B4-10																	負		
	B4-10-1	TAPGマスタプランの更新 と採択		(地理的に他のメンバー国と の接続は困難である)		石油・鉱物 資源省		Δ		プロジェクトに賛同し ても地理的に実施は困 難である			関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する			国内国外	1 月		
	B4-10-2	ASEAN合弁カスパイプライ ン会社モデルの作成	Infrustruct ure Div.	n		石油・鉱物 資源省		Δ		プロジェクトに賛同し ても地理的に実施は困 難である			関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する			国内国外	月		
	B4-10-3	ASEANガスパイプラインの 所有運営のビジネスモデ ルの採用	Infrustruct ure Div.	n		石油・鉱物 資源省		Δ		プロジェクトに賛同し ても地理的に実施は困 難である			関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する			国内国外	1 月		
	B4-10-4	ASEANガスパイプラインの 最適利用	Infrustruct ure Div.	n		石油・鉱物 資源省		Δ		プロジェクトに賛同し ても地理的に実施は困 難である			関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する			国内国外	1 月		
	B4-10-5	国境を超えるガスパイプ ライン輸送の法的、規制 枠組みの採用	Infrustruct ure Div.	n		石油・鉱物 資源省		Δ		プロジェクトに賛同し ても地理的に実施は困 難である			関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する			国内国外	正 負		
	B4-10-6	ASEANガスパイプラインの 建設、運営、維持の共通 技術基準の採択	Infrustruct ure Div.	n		石油・鉱物 資源省		Δ		プロジェクトに賛同し ても地理的に実施は困 難である			関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する			国内国外	1 月		
	B4-10-7	TAPG安全計画の策定と実 施	Infrustruct ure Div.	n		石油・鉱物 資源省		Δ		プロジェクトに賛同し ても地理的に実施は困 難である			関連会議に参加する	必要に応 じて出席 する			国内国外	正負		
B5. 税制	B5-1	2010年までに全加盟国間 で2重課税を防止する2国 間協定を完成する		全加盟国と2重課税を防止す る2国間協定を締結する		MOF		×		10か国との相互的な協定を完了するのは厳しい			関連会議に参加する	必要			国内国外	負	特になし 特になし 特になし	加盟国とのビジネスが強化される 税収減少する 加盟国とのビジネスが強化される

	統合前 統合後の予想 特になし 電子商取引の促進される 特になし 管理費がかかる
B6-1 電子商取引 En	特になし電子商取引の促進される
B6-1 電子商取引を立法化	
B6-1 電子商取引を立法化	
B6-2 2013年までに電子商取引の域内ペストプラクティスの規制に従い、関連法規を修正・更新する Infrustruct ure Div.	
B6-2 2013年までに電子商取引の域内ペストプラクティスの規制に従い、関連法規を修正・更新する Infrustruct ure Div.	
B6-2 の域内ベストブラクティ	
B6-2 スの規制に従い、関連法規を修正・更新する ure Div. ure Div.	
B6-3 2015年までに、完全に調和した電子商取引の法的 インフラを整備する Infrustruct ure Div. 地域のベスト・プラクティス に沿った電子商取引に関する 上	
B6-3 2015年までに、完全に調和した電子商取引の法的インフラを整備する	
B6-3 District Cit. 大王に嗣和した電子商取引の法的	特になし 管理費がかかる
インフラを整備する ure Div. 法律を制定する 環境省 フィスに使り する 国外 正 負 正 日本 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
B6-4 2009年までに電子契約、 オンライン紛争解決の調 和したガイドラインと原 則を実施する Infrustruct ure Div.	
2009年までに電子契約、	
B6-4 和したガイドラインと原 ure Div.	
	+ + +
	特になし 電子商取引の促進につながる
東ティモールに需要は	特になし 管理費がかかる
B6-5 権、プロバイダーの責任 Infrustruct eコマースをサホートするた 業・産業・ X 間取引をサホートする X 関連会議に C 出席 X に以来がよりません。 X に対して出席 X に対しては対しては対しては対しては対しまする X に対しては対しては対しては対しては対しては対しては対しては対しては対しては対しては	MICO BEEN N N D
「など」のベストプラグ 「塚見有 「塚見有 「 「 「	
FARONAL FOLIAGE INCLUDE INCL	
	<u> </u>
2009年にデジタル署名の Infrustruct B6-6 相互承認の地位的枠組み Infrustruct	
BO 0 H 五 不配の P I I I I I I I I I I I I I I I I I I	<u> </u>
カニ・ア・ルマ帝軍は 正	特になし 電子商取引の促進
2011年までに外国デジタ	特になし 管理費がかかる
DO-' 的実施による国境を越え ure Div. ための法律や規制を導入する ** * * * * * * * * * * * * * * * * *	
た電子取引の推進をする	
東ティモールに需要は	特になし 電子商取引の促進につながる
電子商取引の法的インフ Infrustruct 電子商取引の法的インフラの	特になし 管理費がかかる
D^{0-0} $ \mathcal{D}^{0-1}$ $ \mathcal{D}^$	
TH 教共有を継続する	
C. 公平な経済発展	
C1. 中小企業開発	
	特になし 起業家精神を促進する
ASEANにおける起業家のた I AI & NDC ASFAN 其進のカリキュラムを of State for for for for for limit for li	特になし特になし
Cli BOO 共通ガリキュノムを Div. 導入する	特になし特になし
	特になし 特になし
Secretary E	特になし中小企業を促進する
mpg k 連携 L た 内小企業 のサービスセンター of State 政府機関は、中小企業	特になし費用対効果が低い
C1-2 業サービスセンターを創 IA1 & NUC を確立し、地域連携に参加す IOT でガルートするにめに 容易 関連会議に 必要 不要 不要 不要 不要 不要 不要 不要	MILIO MINIMAN EN
	
	特になし 技能訓練の展開になる
milk Har On Prv企業	
Total Div.	
MCIA MCIA A	
	特になし 中小企業を促進する
MR 見が文価と IX IE AIN	
計画を作成する DIV. ral Bank 参加する準備がある 参加する	
ASEAN地域で事業を行う中	特になし中小企業を促進する
C1-5 小企業の資金供給源とし	特になし 人材と費用がかかる
「C使用でなるを観察する」	
	1

		ASEAN経済共同体ブルー	ープリント	東ティモール国				実	現可能性	± ^{††)} (Ο, Δ, X)	批准/承認すべき	参加	加すべき	参加 。山	動向/	支援可能性			インバ	プクト評価 (SWOT分析)
戦略的取組	Code	優先課題	担当部署	必要事項	緊急性	責任省庁 † †	担当部署	難易度	実現年	理由	批准/承認すべき 条約・協定・枠組 み	批准の可否活動	動・定期 会合	資の可否	ASEAN諸国	日本 (JICA)	環境	要因	統合前	統合後の予想
C/15格差	 是正							及												
107 WAT A 1		経済統合の影響評価の社	IAI & NDG				National Directorate					用用 "i	車会議に				国内		特になし 特になし	産業開発、中小企業育成に寄与するなし
ニシアチブ ASEAN開発基	C/15-1	会・経済的調査を定期的に実施する	Div.	研究する		MOF	for Economic Policy	×		情報不足		参	加する	必要			国外	正負		
金 局地経済開 発(BIMP-		経済統合の影響を緩和す					National Directorate										国内	正	特になし	産業開発、中小企業育成に寄与する
EAGA, IMT- GT)	C/15-2	る経済・社会政策の策定 のために政府職員の能力 養成をする		財務省職員のさらなる訓練を 実施する		MOF	for Economic Policy	0		学習意欲がある			車会議に ∶加する	必要	支援を受け入れる		国外	負 正 負	特になし	特になし
D グロー	ーバル	経済への統合						<u> </u>							<u> </u>					
		への一貫したアプロ	ーチ																	
	D1-1	FTA/CEPと域内統合の見															国内	正負		
	D1 1	直しをする															国外	負	dia year 2 y	
	D1-2	対外、地域、多国間経済 関係における共通アプローチとポジションのた		加盟国と非ASEAN諸国との関係を強化するためにシステム		MOF		0		東ティモール政府は、 外国との契約を開放し			車会議に	必要			国内		特になし 特になし	国家経済を拡大する機会が増加する 努力と時間が必要である
		めの協調システムを構築 する		に参加する						ている			,				国外	負正		
	D1-3	生産と流通における国際 ベストプラクティスと基 準を取りまとめる														-	国内国外	負正		
		生産と流通における国際															国内	負正		
	D1-4	ベストプラクティスと基 準についてのガイドブッ クを刊行する															国外	負 正 負		
		国際ベストプラクティス															国内	正負		
	D1-5	に従ったASEAN生産流通を 整備する															国外	正負		
	D1-6	FTA/CEPとAECの協定の一 貫性を実現する															国内	正 負		
																	国外	正 負 正	特になし	開発の強化になる
	D1-7	産業能力と生産性の向上 のためにASEAN発展途上国 の技術支援の必要分野を 確定する		東ティモールにも適用可能な CLMV諸国のための技術支援の 行動計画を作成する		MOA/MCIA		0		このプログラムの下でのモニター活動を行う			車会議に :加する	必要			国内	負 正	1910-1810	NU ZE - Z JJA ET C. W. W
	D1-8	ASEAN発展途上国の産業能 力と生産性向上のための		東ティモールにも適用可能な CLMV諸国のための技術支援の		MOA/MCIA		0		このプログラムの下で のモニター活動を行う			車会議に	必要			国内	負 正 負 正	特になし	開発の強化になる
		プロジェクトを実施する		行動計画を作成する						/ Iday C II /			7-E / W				国外	負		

Ministry of Foreign Affairs and Cooperation

Minister

Vice Minister

Secretary of State for ASEAN Affairs

Ministry of Defense and Security

Minister

Secretary of State for Defense Secretary of State for Security

— Ministry of Finance

Minister

Vice Minister

— Ministry of Justice

Minister

Vice Minister

Secretary of State for Land and Property

— Ministry of Health

Minister

Vice Minister for Ethics and Service Delivery

Vice Minister for Management, Support and Resources

— Ministry of Education

Minister

Vice Minister of Basic/Primary Education

Vice Minister of Secondary Education

Vice Minister of Higher Education

— Ministry of State Administration

Minister

Secretary of State for Administrative Decentralization

Secretary of State for Local Development

— Ministry of Commerce, Industry & Environment

Minister

Vice Minister

Secretary of State of Commerce

Secretary of State of Industry and Cooperatives

Secretary of State of Environment

— Ministry of Social Solidarity

Minister

Vice Minister

Secretary of State for Social Security

Secretary of State for the Combatants for National Liberation Affairs

Ministry of Public Works

Minister

Secretary of State for Public Works

Secretary of State for Electricity

Secretary of State for Water, Sanitation and Urban Development

Ministry of Transport and Communications

Minister

Vice Minister

Ministry of Agriculture and Fisheries

Minister

Vice Minister

Secretary of State for Forestry and Nature Conservation

Secretary of State for Fisheries

Secretary of State for Livestock

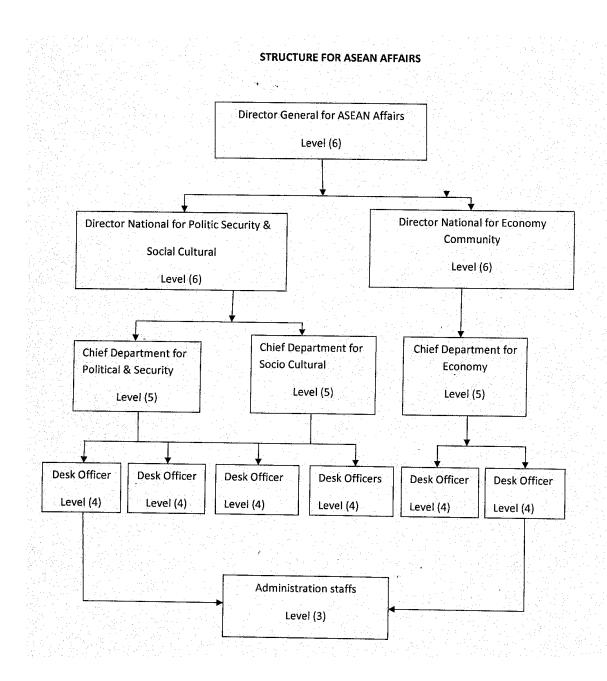
— Ministry of Tourism

Minister

Secretary of State for Art and Culture

Ministry of Petroleum and Mineral Resources

Minister



Organization	Focal Point	Position	Mobile /landline	Email Address
Ministerio da justice (MJ) (Gabinete do Vice Ministro)	 Sr. Nelinho Vital Sr. F.X. Vasco Gaspar de Araujo 	Tecnico Superior da direcção nacional dos Direitos Humanos e Cidadania do ministerio da justice. Tecnico Superior na DNAJL	7305760 7869884	nvital@mi.gov.tl/nelinhovital@yahoo.com vsoares@mj.gov.tl
Ministerio das Financas (MOF) (Gabinete do Vice Ministro)	 4. Sr. José Antonio F. Abilio 5. Luisa Albertina Fraga 6. Maria F. Gabriela da A.S 	Director da Direcção Eficácia e da Assiténcia Externa. Program officer for fragelity Administration and Finace officer	77230113	
Ministerio Turismo (MT)	7. Sr. Aquelino Caero	Direcao Nacional de Turismo	77382510	
Ministerio do Turismo,Comerçio Indústria (MCIA)Ministerio Comercio Industria e Ambiente	 Sr. Mario Abrão Leovegildo dos Santos Tomas Gusmao 	Direcção Naci. Comer. Indústria Chefe departamento Turismo Director de Comercio e ambiente	7320732 77312344 7382510	Marioabrao@yahoo.com Agino2004@yahoo.com
Ministerio da Educação (ME)		-4°		

Ministerio da Saude (MS)	11. Sr. Alvaro Godinho	Tecnico laboratorio Nacional da Saude (HNGV)	7577737	
Ministerio da ' Administracão Estatal e Ordenamento do Teritorio (MAEOT)	12. Sra. Aderito Guterres	Department Head of Administration and finance- National Directorate of Villages Administration support.	7326748 7331222	aderitoguterres@yahoo.com
Ministerio da Solidariadade Social (MOS)	 Sr. Eugénio João Amado de Maria Soares Sr. Pedro Cristiano da S. 	Director-Geral Func. Direc. Nac. Adm.e Finanças	7291162 7302091	ejams@yahoo.com anak bali@yahoo.com
Ministerio das Infrastructuras (MI)				
Ministerio da Agricultura e Pescas (MA)	15. Sr. Octavio C. M. de A. 16. Sr. Vasco dos Santos 17. Drh. Manuel da Costa	Nat. Director of Policy &planning Chief Dept. Inform. And Tech. Xefi department Quarentena de Animais	7312314 7261774	almeida octavio@yahoo.com soares 7867@yahoo.com
Secretaria de estado de segurança SOS	18. Sr. Anacleta Fernandes 19. Sr. Alipio Jose Veira	Advisor for SOS Chefe departmento de naturais (Bombeiros)	7248191 7230494	Anafernandes 01@yahoo.co.jp
Secretaria de Estado da Defesa SOD-F-FDTL	20. Sr. Francisco R. Brites 21. Sr. Fortunato D. Ximenes	Tecnico Professional Tecnico Professional	7326526 7281480	Defence 02@yahoo.com anato ximenes@yahoo.com
Secretaria do Estado da promoção da Igualdade	22. Sra. Maria Filomena Martins Babo Belo	Chefe Departamento da Formação	77326620	

2013年1月22日

セミナー実施報告書

JICA 調査チーム

(1) セミナーの主題 : Data Collection Survey on Cooperation for Timor-Leste's Accession to ASEAN

by Ministry of Foreign Affairs and Cooperation & JICA

- (2) 開催日時: 2013年1月21日(月)9時~13時半
- (3) 開催場所:「東ティ」国の外務省会議室
- (3)出席者:在東ティモール各国大使館、国会議員、関係省庁など83名(名簿を添付)。 なお、外務省の一部職員は出席者名簿に登録せずに参加しており、出席者総数は約 100名である。
- (4) 配布資料: 4部(添付)
 - ①Agenda for the Seminar セミナーのアジェンダ、並びに報告内容の概要である。
 - ②JICA Study Team: Activities in Timor-Leste and Jakarta 調査団の「東ティ」国とジャカルタにおける活動状況、並びに調査を実施した「東ティ」国省庁のリストである。
 - ③Current situation of Timor-Leste for the accession to ASEAN ASEAN 加盟に向けた「東ティ」国の準備状況、並びに今後の対処すべき課題のリストである。セミナーの報告事項の基データーといえる。
 - ④Strategies and Initiatives of AEC Blueprint 「東ティ」国が ASEAN 加盟の前に達成すべき項目のリストである。
- (5) セミナーの報告内容(使用したスライドを添付)

開会の辞 「東ティ」国の外務大臣 Jose Luis Guterres 氏、並びに、 JICA 東ティモール事務所の高田所長が行った

コーヒーブレーク プロジェクターの不調により急きょコーヒーブレークを入れた。

1. ASEAN 並びに ASEAN 経済共同体 の概要 調査団(春山)が担当した。最初に ASEAN の概要、続いて 2015 年に ASEAN 共同体に移行する計画、ASEAN 共同体が 3 つの共同体により構成され、本日の主題である ASEAN 経済共同体はその一つであることを説明した。次に、ASEAN 共同体が、その目的とゴールを記したブループリントを持つこと、ブループリントは 4 つの柱から構成されそれぞれがゴールを持ち、傘下に 13 の 2 次的ゴールと 232 件の個別達成目標を持つことを解説した。「東ティ」

国は、ASEAN 加盟の前にブループリントの示す 4 つの柱 とゴール、第 2 次ゴール、個別達成目標の全てを満たすの が目標になることを強調した。

 ASEAN 加盟に向けた「東ティ」国の準備 状況 調査団 (奥村) が担当した。ASEAN ブループリントを構成する 4 つの柱を対象に、232 件の個別項目の中で「東ティ」国が達成している項目を説明した。次に、未達成の個別項目に関し、特に重要あるいは達成の急がれる項目を解説した。

ASEAN 加盟に伴う
 経済的インパクト

調査団(春山)が担当した。「東ティ」国が ASEAN に加盟した時に予想される経済的なインパクトについて、経済成長を助長するインパクトと阻害するインパクトに分けて説明した。取り上げた項目は次の通りである。

·貿易:輸出、輸入、税関制度

・投資:外国からの投資、政府の投資、

• 産業開発:中小企業振興、就労機会、人材育成、起業

・食料・農業及び林業:農産品の輸出、農産品の輸入、地方のインフラ開発

4.4省からのコメント

農業・漁業省:オクタビオ氏 (Mr. Octavio C.M. de Almeida、政策・企画ダイレクター)、商業・産業・環境省:マリオ氏 (Mr. Mario Abrao (部門長)、財務省:オリベイラ氏 (Mr. Oliveira Cancio、国内収入局長)の3氏が、それぞれの省を代表し ASEAN 加盟に向けた取り組みを発表した。

コーヒーブレーク

4.4省からのコメント

コメントを発表した 4 省の最後に、外務省のマルシアノ氏 (Mr. Silva Marciano、地域統合局長) が、ASEAN 加盟 に向けた外務省の取り組み、並びに、ADB が技術支援の 要員を外務省に派遣する予定を報告した。

5. 調査団の提言

調査団(春山)が担当した。次の7項目を説明した。

- ・ASEAN 国内事務局の強化
- ・フォーカルポイントの強化

フォーカルポイントの省内における機能の確認と省内における情報網の整備、並びに、2種類のフォーカルポイント体制への変更を提案した。所属する省を代表するフォーカルポイントと専門分野に特化するフォーカルポイントの2種への分化である。

・ASEAN 会議へのオブザーバー参加

加盟の前に「東ティ」国が ASEAN 会議にオブザーバー を出席させ、加盟に強い意欲を持つことをメンバー国に 示す、また、会議に出席する人材のトレーニングとする。

・ASEAN 事務局への駐在員派遣

加盟の最終段階に採用する案である。「東ティ」国の代表をジャカルタの ASEAN 事務局に駐在させ、加盟に向けた準備が整っていることをメンバー国に示す。また、メンバー国と ASEAN 事務局との情報交換を密に実施する。

・二カ国間協定の積極低採用

「東ティ」国はASEANメンバー国と各種の二国間協定を締結している。更に協定を増やすことでメンバー国との関係を強化する。また、商品規格や専門職の資格などに関しASEANの提示するMRA(二国間の相互承認制度)を利用し、ASEAN各国と相互承認を行うことで関係強化を図る。

· 人材育成

ASEAN 会議に出席する人材の育成である。候補者のプールを作成し専門的なトレーニングの実施が必要である。候補者のプールには、留学生を積極的に活用すべきである。

• 立法体制

ASEAN の協定や決議の国内法への取り組みである。国内法のドラフト作成には複数の省が関与するので省庁間の協力体制の整備が重要である。また、国内法は議会の承認が必要であり、議会と省庁間の協力体制の整備が求められる。

調査団(春山)が回答した。

1) 東ティモール国駐在タイ国大使 Tawatchai Korpiron 氏.

セミナーは分りやすい内容であった。「東ティ」国政府 が、セミナーで挙げられた課題を実行することが大事で ある。

- 2) Aleixo Dasilva 氏(外務省)
- ・成長曲線の計算根拠は?

6. Q&A

- -種々の前提に基づく試算である。前提を変えれば結果 が変わる。可能性が高いとみられる前提で調査団が試 算したものである。
- ・カンボジアを選択した理由は?
 - -現在のASEAN 加盟国の中で「東ティ」国の経済発展 と規模に類似した国は存在しない。次善の策としてカ ンボジアの発展実績を参考にした。
- 3) Scot Ticknor 氏(米国大使館)
- ・「東ティ」国がオブザーバー参加すべき ASEAN 会議は どのように選択するか?
 - 「東ティ」国が、自国に関連の深い会議を選択すべきであるが、調査団は IAI、SME、Single Window、Intellectual Property Right、Investment、 Global Market が該当するとみている。
- 4) RogerioViegas Vicente 氏(Human Right Association of Timor-Leste)
- ・経済発展の進め方は?
 - -今回の調査の目的は、ASEAN 加盟が「東ティ」国の 経済に与えるインパクトの把握であり、インパクトを どのように実現するかまでは掘り下げていない。
- ・環境への負荷は?
 - -現在の「東ティ」国は十分に環境を維持しており、経済発展を進めても直ちに環境に影響が出るとは思われない。
- 5) ASEAN 担当庁長官
- ・ASEAN 共同体を構成する 3 つの共同体の中で経済共同 体の説明があったが、他の 2 つの共同体、特に政治安全 共同体が与える影響は?
 - -調査団は経済共同体に的を絞って調査を行った。経済 共同体が 3 つの共同体の中で規模が大きく影響力が 高いためである。

報告内容の総括を調査団(春山)が行った。また、セミナー全体の総括をマルシアノ局長が行った。

ASEAN 担当庁長官(Mr. Roberto Sarmentode Oliveira Soares)

7. 総括

閉会の辞

以上